

令和5年度 第1回自立支援協議会 次第

日時：令和5年5月26日（金）14:00～

場所：上越市役所第一庁舎4階401会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨拶

4 議 題

(1) 会長、副会長選出

(2) 自立支援協議会について・・・資料1

(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について

・計画の基本的な考え方・・・資料2-1

・策定スケジュール・・・資料2-2

・障害者団体及び事業者アンケート結果・・・資料2-3

5 その他

## 上越市自立支援協議会委員名簿(R5.4.1～R7.3.31)

(順不同、敬称略)

選出区分		氏名	所属等
1	相談支援を行う事業者	平原 朝子	(福) 上越福祉会 障害児(者) 相談支援センターかなや 次長
2		江部 健幸	(福) みんなでいきる みんなでいきる相談センター センター長
3		樺澤 聡子	(福) さくら園 障がい者就業・生活支援センターさくら 所長
4		中屋 万里子	(福) やまびこ会 相談センターやまびこ センター長
5	障害福祉サービスを行う事業者	小林 俊一	(福) さくら園 つばき工房 所長
6		山口 和久	(福) 上越つくしの里医療福祉協会 つくし工房 管理者
7		片桐 公彦	(福) みんなでいきる 理事
8		植木 百合子	(福) 上越福祉会 かなやの里更生園 生活支援課長
9		岩佐 雅恵	(福) 上越頸城福祉会 夕映えの郷 障害支援課長
10		重野 美幸	(福) 上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越 管理者
11	保健及び医療関係者	阿部 義隆	(独) 国立病院機構さいがた医療センター病院 医療社会事業専門職
12	就労及び雇用関係者	芋川 岳宏	上越公共職業安定所 統括職業指導官
13	教育関係者	池亀 浩子	新潟県立高田特別支援学校 進路指導主事
14	障害者又は障害者団体関係者	吉田 浩	上越心身障害者福祉団体連合会 理事
15		松原 義一	上越心身障害者福祉団体連合会 監事
16	学識経験者	大久保 明子	新潟県立看護大学 副学長
17		富井 美穂	上越地域振興局健康福祉環境部 地域保健課長
18	その他市長が必要と認める人	西山 貴也	保護者

上越市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 関係機関等が相互に連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有するとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに資するため、上越市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項を協議することとする。

- (1) 地域における障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）の現状及びニーズの把握に関すること。
- (2) 障害者等に係る相談支援（以下「相談支援」という。）における困難事例の共有及び対応策の検討に関すること。
- (3) 障害者等に係る地域課題の抽出及び対応策の検討に関すること。
- (4) 相談支援を行う事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (5) 上越市障害者福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 相談支援を行う事業者
- (2) 障害者福祉サービスを行う事業者
- (3) 保健及び医療関係者
- (4) 就労及び雇用関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 障害者又は障害者団体関係者
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、障害者等に係る地域課題を抽出し、及び対応策を検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、各部会に關係する委員その他会長が必要と認める人をもって組織し、各部会で設定したテーマについて議論を行う。

⇒令和5年度は計画策定に向けた協議を中心に行うため、専門部会は実施しないが、令和4年度の協議会において、相談支援業務の課題が指摘されたことから「相談支援ワーキング」により協議を行う。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(実施期日)

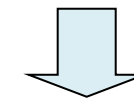
1 この要綱は、平成19年11月19日から実施する。

~~~~~ (以下省略) ~~~~~

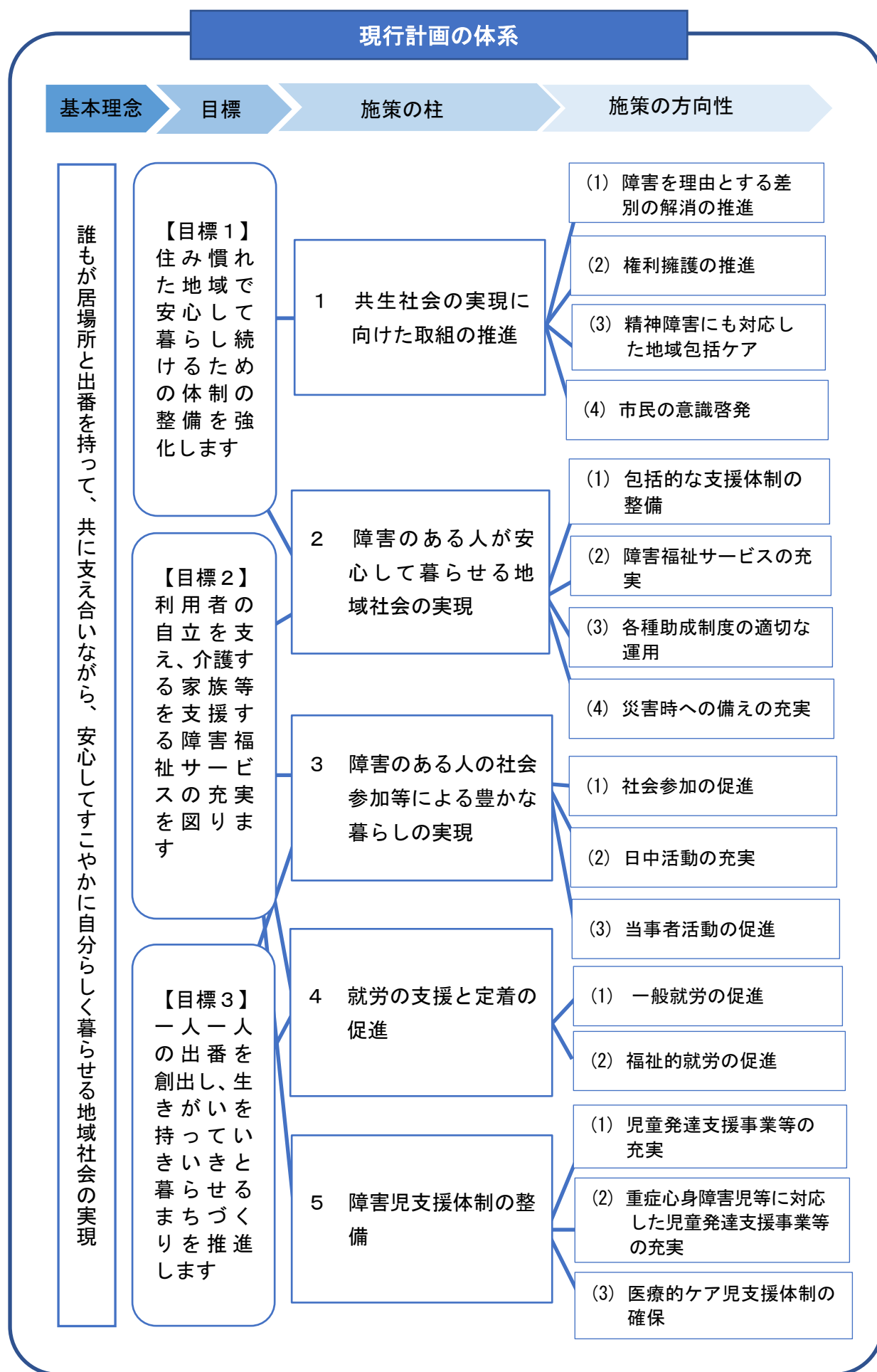
○相談支援ワーキングについて

【相談支援業務の現状・課題】

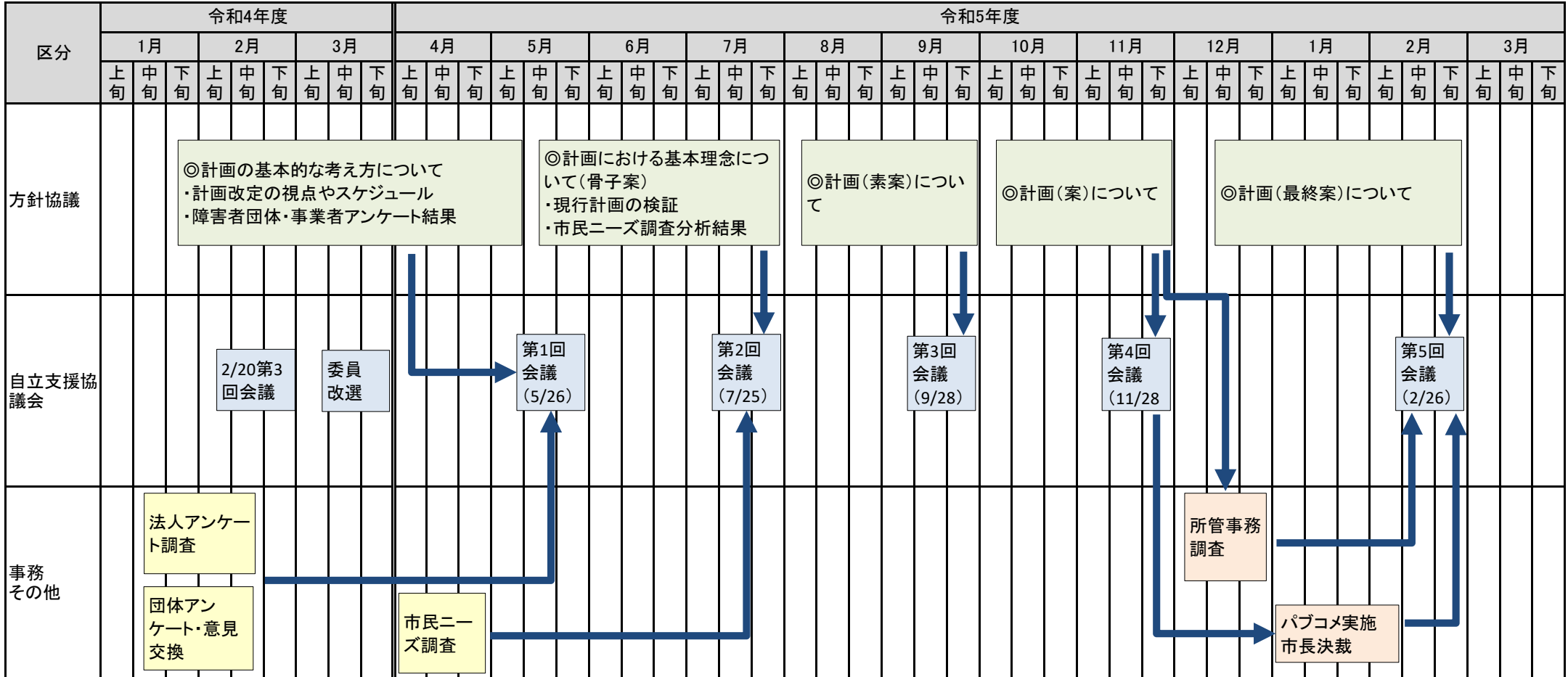
- ・相談支援専門員が不足している、また質の向上が必要
- ・少人数で対応している相談支援事業所が対応に苦慮している状況であり対策が必要
- ・市内に複数ある相談窓口の連携や役割分担の整理が必要



「相談支援ワーキング」により、相談支援に対する取組や課題解決に向けた協議を行い、随時、自立支援協議会の中で情報共有していく。



上越市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 策定スケジュール





## 計画策定に向けた障害者関係団体及び事業者向けアンケート等の結果概要

## 1 団体向けアンケート・意見交換会結果

・回答依頼数 8 団体、回答数 8 団体（回答率 100%）

## ▼会員から多く寄せられる困りごとや課題(主なもの)

## ○支援体制

・強度行動障害を含む重度障害児者への支援が不十分である。

## ○情報

・自分の意志などを手話以外で伝えられない人は、急病など緊急時の対応が不安。

## ○将来の不安

- ・親亡き後の当事者の生活（住まい）が不安。
- ・自分が元気なうちに親として何をすればいいかわからない。
- ・1 人ではゴミ出し等を決められた時間にできないなど、生活面、契約（手続き）、金銭管理への不安。
- ・ひきこもりの対応。本人も家族も高齢化して不安。

## ○心身的・経済的負担

- ・精神疾患により精神科に通院しているが、一般病院にも通院するようになり医療費の負担が大きい。
- ・精神障害者手帳を持っているが障害年金の該当にならず、働くこともできない。
- ・当事者からの暴力・暴言による家族の一時避難先がほしい。
- ・山間地から病院外来に通う交通費（タクシー代）が高い。

## ○移動

- ・障害が重く高齢なため車が運転できず、いろいろな行事に参加したくても、会場や集合場所に行くための交通手段が厳しい。
- ・災害時、視覚障害者は避難所への移動が難しい。

## ○その他

- ・公共施設のバリアフリー化を望む。
- ・行政の申請書類などの簡略化。専門用語が多くわかりにくい。

## 2 事業者向けアンケート結果

■回答依頼数 43 法人、回答数 20 法人（回答率 46. 5%）

（回答法人内訳：社会福祉法人 8、NPO 法人 5、株式会社 4、一般社団法人 2、一般財団法人 1）

## ▼施設整備計画（新設・定員増を伴う増改築）

| サービス種別  | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 計 |
|---------|---------|---------|---------|---|
| グループホーム | 0       | 2       | 2       | 4 |
| 就労継続 A  | 1       | 0       | 0       | 1 |
| 就労継続 B  | 2       | 0       | 1       | 3 |
| 相談支援事業所 | 0       | 0       | 1       | 1 |
| 計       | 3       | 2       | 4       | 9 |

## ▼利用者から多く寄せられる困りごとや課題(主なもの)

## ○支援体制

- ・グループホームの数が足りない。
- ・重度の身体障害者が利用できるグループホームが少ない。
- ・強度行動障害の方の受け入れができる短期入所やグループホーム、日中活動の場がない。
- ・女性のグループホームが不足している。
- ・個人の自由が利き、個人の尊厳が保てる人権モデルの居住がほしい。支援付きアパートやケア付き住宅があるとよい。
- ・放課後等デイサービスや短期入所、グループホーム等、地域によってサービスの不足が大きい。
- ・ヘルパー以外の訪問支援や生活支援がない。
- ・緊急時 365 日、24 時間体制で相談できる機関が必要。
- ・長く伴走してくれる機関がほしい。

## ○就労に関すること

- ・就労したいが自信がない。
- ・一般就労後、利用者が困ったりした際の相談体制が心配。
- ・就労継続支援 A 型を利用したいが事業所が少なく、自分に合う仕事がない。

## ○移動

- ・事業所によっては送迎がなく、事業所が選べない。
- ・交通機関へのアクセスに不便な場所に位置するグループホームが多く、そこから通える就職先となると選択肢が限られる。
- ・親が買い物等の移動支援を行っているが、出来なくなった時にどうすればよいかわからない。
- ・ストレッチャー移動の福祉タクシーが少ない。

## ○その他

- ・家族の高齢化、「親亡き後」が不安(住まい、日常生活、地域住民との関係、除雪)。
- ・将来の生活が不安、今後の病気が心配。
- ・施設入所の申請をしても受け入れてもらえなかった。待機もできない。
- ・障害のある子どもとどのように関わったらいいいのか、誰に相談したらいいかわからない。
- ・感染症流行時の際、自宅待機が家族のみの対応では困難。
- ・障害から介護保険サービスに移行する際に、利用料の負担があり利用に躊躇する。
- ・物価高やエネルギー資源の高騰による家計が圧迫されており、年金では賸えない。

## ▼事業所の課題や不足しているサービス等

## ○課題

- ・相談支援事業所の運営が厳しい。
- ・専門職マンパワー人材が少ない。採用が困難な状況

## ○不足しているサービス等

- ・相談支援事業所
- ・グループホーム
- ・強度行動障害のある人が利用できるサービス(生活介護など)
- ・訪問介護、行動援護のヘルパー(特に男性ヘルパー)
- ・若年層の身体障害のある人を受け入れることができる施設やサービス
- ・休日の緊急対応等

## 障害福祉の現状について

## 障害者手帳の交付状況

(各年4月1日現在)

| 区分          | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者手帳     | 8,057  | 8,019  | 8,027  | 7,944  | 7,760  | 7,593  |
| 療育手帳        | 1,376  | 1,431  | 1,494  | 1,535  | 1,595  | 1,643  |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1,334  | 1,434  | 1,544  | 1,600  | 1,725  | 1,710  |
| 計           | 10,767 | 10,884 | 11,065 | 11,079 | 11,080 | 10,946 |

| 区分          | H30    | H31    | R2     | R3     | R4     | R5     |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者手帳     | 7,425  | 7,337  | 7,254  | 7,077  | 6,889  | 6,750  |
| 療育手帳        | 1,679  | 1,718  | 1,736  | 1,775  | 1,796  | 1,831  |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1,824  | 1,936  | 1,964  | 2,045  | 2,093  | 2,123  |
| 計           | 10,928 | 10,991 | 10,954 | 10,897 | 10,778 | 10,704 |

## 障害福祉サービス等

## 1 主な事業

- ・入所施設において、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護を行う「施設入所支援」
- ・ホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事等の介護や、通所によるデイサービス「生活介護」又は就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行う「就労移行支援」
- ・障害のある児童に対し、放課後や夏休み等に生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等を提供する「放課後等デイサービス」

## 2 事業費支出推移

(単位：千円)

| 区分      | H24       | H25       | H26       | H27       | H28       | H29       |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業費     | 2,696,777 | 2,891,215 | 3,007,251 | 3,145,136 | 3,302,706 | 3,429,054 |
| 前年度比(額) | 496,686   | 194,438   | 116,036   | 137,885   | 157,570   | 126,348   |
| 前年度増加率  | 22.6%     | 7.2%      | 4.0%      | 4.6%      | 5.0%      | 3.8%      |

| 区分      | H30       | R1        | R2        | R3        | R4(見込)    | R5(予算)    |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業費     | 3,645,418 | 3,849,345 | 3,999,994 | 4,283,626 | 4,453,623 | 4,709,183 |
| 前年度比(額) | 216,364   | 203,927   | 150,649   | 283,632   | 169,997   | 255,560   |
| 前年度増加率  | 6.3%      | 5.6%      | 3.9%      | 7.1%      | 4.0%      | 5.7%      |

## 3 10年間で約2倍に増加した理由

- ・全国的に知的や精神に障害のある人が増加し、当市においても障害福祉サービスの利用者が平成24年度の1,439人から令和4年度2,136人に増加した。
- ・民間による障害福祉サービス事業所の整備が進み、障害福祉サービスの充実が図られた。
- ・事業所の経営基盤の安定や障害福祉人材の処遇改善等を図るため、国による障害福祉サービス等の報酬の増額改定が概ね3年に1回行われた。

上越市  
第 6 期 障 害 福 祉 計 画  
第 2 期 障 害 児 福 祉 計 画

令和 3 年 3 月



## はじめに

当市では「上越市第6次総合計画」に掲げる将来都市像「すこやかなまち」の実現に向け、施策を推進しています。

こうした中、国は、地域包括ケアシステムの進化・推進を図るため、子どもや障害のある人、高齢者など全ての人々が「我が事」として参画し、人や資源、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、「地域、暮らし、生きがい」を共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現を提唱しています。

当市では、平成31年3月に、地域福祉を推進していくうえで共有したい理念を掲げ、地域住民や地域の様々な団体、行政の連携、協力による「上越市版地域包括ケアシステム」のあり方を示す「上越市第2次地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、上越市第2次地域福祉計画の基本理念である「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制の整備や障害のある人の自立を支え家族等を支援する障害福祉サービスの充実などに資する各種施策を推進していくこととしています。

この取組では、一人一人異なる個性を持っている私たちが、その多様性を理解し、互いを尊重することが基礎であり、欠くことのできない要素です。そのしっかりした土台の上で、人と人、人と地域、社会がつながり、支え合い、そこから次々に生まれる十人十色の幸せを皆で喜び合うことのできる「すこやかなまち」に向けて、思いを合わせて歩みを進めてまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました上越市自立支援協議会委員をはじめ、ご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

上越市長 村山 秀幸

# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の改定に当たって .....             | 1  |
| 1 計画改定の趣旨・目的 .....               | 1  |
| 2 計画の位置付けと計画期間 .....             | 1  |
| 3 計画策定の方針と検討体制 .....             | 3  |
| 4 計画の実現に向けた進捗管理と評価 .....         | 4  |
| 第2章 障害者を取り巻く状況 .....             | 5  |
| 1 国・県・当市の状況 .....                | 5  |
| 2 障害者の概況 .....                   | 6  |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....             | 9  |
| 1 基本理念 .....                     | 9  |
| 2 目標 .....                       | 9  |
| 3 計画の体系 .....                    | 9  |
| 第4章 施策の方向性・展開 .....              | 10 |
| 1 共生社会の実現に向けた取組の推進 .....         | 11 |
| 2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現 .....   | 16 |
| 3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現 ..... | 26 |
| 4 就労の支援と定着の促進 .....              | 31 |
| 5 障害児支援体制の整備 .....               | 35 |
| 第5章 障害福祉サービス量等の見込み .....         | 41 |
| 1 障害福祉サービス・障害児支援の見込量（活動指標） ..... | 41 |
| 2 地域生活支援事業の見込み .....             | 43 |
| 参考資料 .....                       | 45 |
| 1 障害福祉ニーズ調査の結果 .....             | 45 |
| 2 用語解説 .....                     | 62 |

## 第1章 計画の改定に当たって

---

### 1 計画改定の趣旨・目的

当市では、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき、平成30年3月に「上越市障害者福祉計画」（計画期間：平成30年～令和2年度）を策定し、「自立に向けた取組の充実と共生社会の実現」を基本方針に定め、様々なサービスの提供や相談対応などの支援のほか、働く機会の確保など自立に向けた取組や様々な交流を通じて、障害のある人もない人も、誰もがお互いを理解し尊重し合い、気持ちが通う地域を目指した取組を行ってきました。

当該計画期間が終了することから、これまでの当市の取組を評価・検証し、国の制度改正や市民のニーズを把握し、今後の障害福祉施策の新たな指針として計画を策定するものです。

### 2 計画の位置付けと計画期間

#### (1) 計画の位置付け

本計画は、関係法の規定に基づき市町村が定める計画であり、次の3つの側面を有しています。

- ・障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、当市における障害福祉の推進にかかる理念や基本的な施策の方向を定めるもの。
- ・障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、当市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の整備や事業を円滑に実施するために、「成果目標」に関する計画を定めるもの。
- ・児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や実施に関する計画を定めるもの。

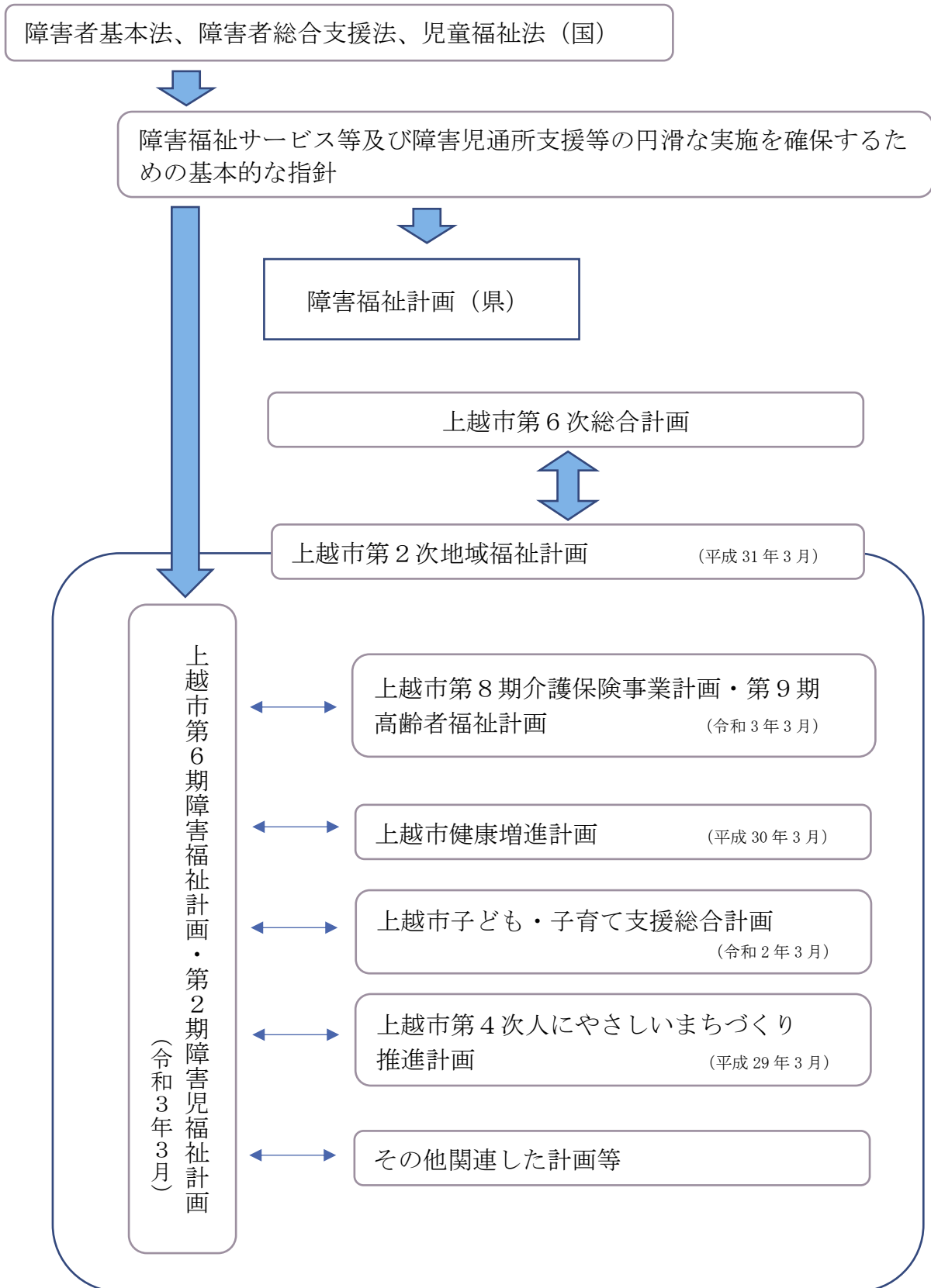
#### (2) 他の計画との関係性

市政運営の最上位計画である「上越市第6次総合計画」並びに福祉分野における上位計画である「上越市第2次地域福祉計画」や健康福祉分野で策定している各種計画等との整合を図りながら一体的に推進するものです。

#### (3) 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

【図表 1-1】 関連計画との関係性（イメージ）



※（ ）内は策定・改定月

## 第1章 計画の改定に当たって

### 3 計画策定の方針と検討体制

#### (1) 協議体における検討

当市では、障害福祉に関する重要事項を調査・審議するため、当事者やサービス事業者及び学識経験者等で構成する「上越市自立支援協議会」を設置しています。本計画の策定に当たり、計画策定年である令和2年度は5回の審議を経て、貴重な意見や提言等を本計画に反映しています。

また、障害福祉サービス提供事業者、相談支援機関及び障害者団体等の関係者から意見を聴く機会を設け、現状や課題、各種施策等についての意見を取りまとめました。

#### (2) ニーズ調査の実施

##### ○調査目的

障害福祉計画の作成に当たり、障害者の生活実態や福祉サービスに対するニーズを把握し、障害のある人が生涯を通じて安心して生活が送れるようにするために、必要な支援策の検討に活用する。

##### ○調査対象者

平成31年4月1日現在の障害者手帳所持者（身体、療育、精神）10,605人の約9.4%に当たる1,000人を抽出

##### 【内 訳】

##### ① 障害福祉サービス利用者

ア 在宅利用者…540人（54.0%）

障害福祉サービス（通所型サービス）利用者に対して調査を実施

イ 障害児通所サービス…260人（26.0%）

児童発達支援事業を利用する就学前児童及び放課後等デイサービスを利用する児童・生徒（障害者手帳未所持者を含む）に対して調査を実施

##### ② 障害福祉サービス未利用者 …200人（20.0%）

サービスを利用していない人を抽出し、郵送により調査を実施

対象者：18歳以上～65歳未満の手帳所持者（身体1～3級、療育、精神1・2級）

##### ○調査方法

・調査期間 令和2年4月1日～4月24日（調査基準日：令和2年4月1日）

・調査方法

##### ① 障害福祉サービス利用者

サービス事業所に聞き取り調査を依頼（障害児通所サービスは事業所に配布・回収を依頼し、障害児の家族・介助者又は本人が回答）

##### ② 障害福祉サービス未利用者

無作為により抽出し調査票を郵送、障害者本人又は同居家族が回答

・記名の有無：無記名

##### ○調査内容

・調査票は、サービスの利用形態により、一部をその特性に応じた調査項目とした。

【図表 1-2】 調査項目一覧（順不同）

| 設問分類／区分                          | サービス利用者 |        |       | サービス未利用者 |
|----------------------------------|---------|--------|-------|----------|
|                                  | 在宅      | 児童発達支援 | 児童・生徒 |          |
| 回答者について                          | ○       | ○      | ○     | ○        |
| 対象者について<br>（性別、年齢、居住地域、手帳の種類・等級） | ○       | ○      | ○     | ○        |
| 特に困ったり、不安に思っていること                | ○       | ○      | ○     | ○        |
| 福祉関連の情報の主な入手方法                   | ○       | ○      | ○     | ○        |
| 相談相手                             | ○       | ○      | ○     | ○        |
| 現在どのように生活しているか                   | ○       |        |       | ○        |
| 今後どのように暮らしたいか                    | ○       |        |       | ○        |
| 地域で生活するために必要な支援                  | ○       |        |       | ○        |
| 外出時に支援が必要か                       | ○       |        |       | ○        |
| 平日日中の居場所                         | ○       | ○      | ○     | ○        |
| 日中どのように過ごしたいか                    | ○       |        |       | ○        |
| 災害時に一人で避難できるか                    | ○       |        |       | ○        |
| 災害時に困ること                         | ○       | ○      | ○     | ○        |
| 差別の経験                            | ○       | ○      | ○     | ○        |
| 虐待の経験                            | ○       |        | ○     | ○        |
| 成年後見制度の認知度                       | ○       |        |       | ○        |
| 障害児の支援（困っていること、重要と思うこと）          |         | ○      | ○     |          |
| 児童発達支援事業について                     |         | ○      |       |          |
| 放課後等デイサービスについて                   |         |        | ○     |          |
| 短期入所の利用について                      | ○       |        |       |          |
| 就労について                           | ○       |        |       | ○        |

○回答数及び回答率

全体…699人（69.9%）

① 障害福祉サービス利用者

ア 在宅利用者…450人（83.3%）

イ 障害児通所サービス（児童発達支援、児童・生徒）…130人（50.0%）

② 障害福祉サービス未利用者 …119人（59.5%）

○調査結果は、45～61ページを参照

#### 4 計画の実現に向けた進捗管理と評価

本計画については、毎年その実績を把握し、PDC Aサイクルに基づき分析・検証を行うとともに、上越市自立支援協議会において協議の上、適宜必要な事業の見直しを行うなど、課題等に対応します。また、本協議会での審議結果や報告案件は、市のホームページ上で公開しています。



## 第2章 障害者を取り巻く状況

### 1 国・県・当市の状況

#### (1) 国の動向

前期計画の策定以降の法改正の状況としては、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行され、バリアフリー化による鑑賞環境の整備促進など障害者による文化芸術の鑑賞の機会や創造の機会の拡大、文化芸術作品等の発表の機会の確保など、障害者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図るための基本的施策や推進体制を定めました。

また、令和元年6月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行され、電子書籍等利用しやすい書籍の充実や視覚障害者等の図書館利用に係る体制の整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化など、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会を実現するための基本的施策を定めるとともに、関係行政機関や関係事業者等による協議の場を設置することとしています。

障害者雇用をめぐるのは、令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、障害者の活躍の場の拡大に関する措置として、国及び地方公共団体における率先した障害者雇用の推進や国が定める指針に即した障害者活躍推進計画を地方公共団体において作成・公表することなどを定めました。このほか、民間の事業主に対する特例給付金支給制度の創設や優良な取組の中小事業主の認定など、官民間問わず障害者が働きやすい環境を作り、全ての労働者が働きやすい場を作ることを目指しています。あわせて、国及び地方公共団体における障害者雇用状況についての的確な把握に関する措置として、報告徴収の規定を設けるとともに、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認方法の明確化を図りました。

#### (2) 県の動向

新潟県では、平成28年度に「障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会」を基本理念とする「新潟県障害者計画」を策定し、7つの基本方針に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のため施策を計画的かつ総合的に推進しています。

<7つの基本方針>

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| ① 障害を理由とする差別の禁止        | ② 地域社会における共生等  |
| ③ 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 | ④ 当事者本位の総合的な支援 |
| ⑤ 障害特性等に配慮した支援         | ⑥ アクセシビリティの向上  |
| ⑦ 総合的かつ計画的な取組の推進       |                |

また、新潟県障害者計画の基本理念を踏まえ、同計画の実施計画として「新潟県障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備等を推進しています。

#### (3) 当市の動向

上越市では、上越市第6次総合計画が目指す“すこやかなまち～人と地域が輝く上越～”の実現に向けて、障害福祉の分野においては、障害のある人が、安心して自分らし

く暮らせる環境を整えるため、一人一人の個性を尊重したサービスの提供に努めるとともに、障害のある人に対する市民の理解を深め、就労や社会参画を一層推進することとしています。平成30年3月には、「上越市障害者福祉計画」を策定し、“だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる自立と共生のまちをつくる”を基本目標としながら、各種施策を推進してきました。

## 2 障害者の概況

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

#### ア 年齢別の状況

【図表 2-1】 障害者手帳所持者数（年齢層別）（各年4月1日現在、単位：人）

| 障害種別        | 年度       | 総数     | 18歳未満  |         | 18～64歳 |         | 65歳以上  |         |
|-------------|----------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
|             |          |        | 人数     | 割合      | 人数     | 割合      | 人数     | 割合      |
| ①身体障害       | H28 (A)  | 7,760  | 114    | (1.5%)  | 1,737  | (22.4%) | 5,909  | (76.1%) |
|             | H29      | 7,593  | 107    | (1.4%)  | 1,662  | (21.9%) | 5,824  | (76.7%) |
|             | H30      | 7,425  | 105    | (1.4%)  | 1,584  | (21.3%) | 5,736  | (77.3%) |
|             | R1       | 7,337  | 99     | (1.3%)  | 1,529  | (20.8%) | 5,709  | (77.8%) |
|             | R2 (B)   | 7,254  | 108    | (1.5%)  | 1,509  | (20.8%) | 5,637  | (77.7%) |
|             | 増減率(B-A) | △ 506  | △ 6    |         | △ 228  |         | △ 272  |         |
|             | 増減率(B/A) | 93.5%  | 94.7%  |         | 86.9%  |         | 95.4%  |         |
| ②知的障害       | H28 (A)  | 1,595  | 329    | (20.6%) | 1,105  | (69.3%) | 161    | (10.1%) |
|             | H29      | 1,643  | 343    | (20.9%) | 1,134  | (69.0%) | 166    | (10.1%) |
|             | H30      | 1,679  | 351    | (20.9%) | 1,152  | (68.6%) | 176    | (10.5%) |
|             | R1       | 1,718  | 346    | (20.1%) | 1,188  | (69.2%) | 184    | (10.7%) |
|             | R2 (B)   | 1,745  | 349    | (20.0%) | 1,216  | (69.7%) | 180    | (10.3%) |
|             | 増減率(B-A) | 150    | 20     |         | 111    |         | 19     |         |
|             | 増減率(B/A) | 109.4% | 106.1% |         | 110.0% |         | 111.8% |         |
| ③精神障害       | H28 (A)  | 1,725  | 51     | (3.0%)  | 1,225  | (71.0%) | 449    | (26.0%) |
|             | H29      | 1,710  | 55     | (3.2%)  | 1,220  | (71.3%) | 435    | (25.4%) |
|             | H30      | 1,824  | 50     | (2.7%)  | 1,303  | (71.4%) | 471    | (25.8%) |
|             | R1       | 1,936  | 59     | (3.0%)  | 1,379  | (71.2%) | 498    | (25.7%) |
|             | R2 (B)   | 1,964  | 58     | (3.0%)  | 1,407  | (71.6%) | 499    | (25.4%) |
|             | 増減率(B-A) | 239    | 7      |         | 182    |         | 50     |         |
|             | 増減率(B/A) | 113.9% | 113.7% |         | 114.9% |         | 111.1% |         |
| 合計<br>(実人数) | H28 (A)  | 10,708 | 443    | (4.1%)  | 3,823  | (35.7%) | 6,442  | (60.2%) |
|             | H29      | 11,197 | 462    | (4.1%)  | 4,002  | (35.7%) | 6,733  | (60.1%) |
|             | H30      | 10,552 | 459    | (4.3%)  | 3,798  | (36.0%) | 6,295  | (59.7%) |
|             | R1       | 10,605 | 460    | (4.3%)  | 3,845  | (36.3%) | 6,300  | (59.4%) |
|             | R2 (B)   | 10,580 | 464    | (4.4%)  | 3,879  | (36.7%) | 6,237  | (59.0%) |
|             | 増減率(B-A) | △ 128  | 21     |         | 56     |         | △ 205  |         |
|             | 増減率(B/A) | 98.8%  | 104.7% |         | 101.5% |         | 96.8%  |         |

※障害が重複する人がいるため、①から③の計と合計（実人数）は一致しない。

※表中の括弧書きは、総数に占める年齢層別の人の割合を示す（端数処理のため割合の合計が一致しない場合がある）。

## 第2章 障害者を取り巻く状況

- ・身体障害者手帳の所持者は、65歳以上の割合が微増している。
- ・知的障害及び精神障害の手帳所持者は、18～64歳の割合が微増している。
- ・平成28年度と令和2年度の比較では、知的障害と精神障害が各年代とも増加している一方で、身体障害は減少しており、合計（実人数）では128人・1.2ポイントの減少となっている。

### イ 障害別の状況

#### ① 身体障害

【図表 2-2】 身体障害者手帳所持者（等級別）（各年4月1日現在、単位：人）

| 等級/年度 | H28<br>(A) | H29   | H30   | R1    | R2<br>(B) | 増減数<br>(B-A) | 増減率<br>(B/A) |
|-------|------------|-------|-------|-------|-----------|--------------|--------------|
| 1級    | 2,359      | 2,323 | 2,276 | 2,216 | 2,217     | △ 142        | 94.0%        |
| 2級    | 1,160      | 1,139 | 1,106 | 1,090 | 1,071     | △ 89         | 92.3%        |
| 3級    | 1,501      | 1,468 | 1,425 | 1,429 | 1,390     | △ 111        | 92.6%        |
| 4級    | 1,788      | 1,734 | 1,712 | 1,693 | 1,679     | △ 109        | 93.9%        |
| 5級    | 436        | 418   | 405   | 402   | 382       | △ 54         | 87.6%        |
| 6級    | 516        | 511   | 501   | 507   | 515       | △ 1          | 99.8%        |
| 合計    | 7,760      | 7,593 | 7,425 | 7,337 | 7,254     | △ 506        | 93.5%        |

- ・全ての等級で減少している。

#### ② 知的障害

【図表 2-3】 療育手帳所持者（障害程度別）（各年4月1日現在、単位：人）

| 障害程度/<br>年度 | H28<br>(A) | H29   | H30   | R1    | R2<br>(B) | 増減数<br>(B-A) | 増減率<br>(B/A) |
|-------------|------------|-------|-------|-------|-----------|--------------|--------------|
| A           | 630        | 641   | 638   | 642   | 645       | 15           | 102.4%       |
| B           | 965        | 1,002 | 1,041 | 1,076 | 1,100     | 135          | 114.0%       |
| 合計          | 1,595      | 1,643 | 1,679 | 1,718 | 1,745     | 150          | 109.4%       |

- ・いずれの障害程度とも増加している。
- ・手帳新規申請者は、14歳以下の児童・生徒が多く、手帳取得後、各種福祉サービスの申請を行っている。

#### ③ 精神障害

【図表 2-4】 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）（各年4月1日現在、単位：人）

| 等級/年度 | H28<br>(A) | H29   | H30   | R1    | R2<br>(B) | 増減数<br>(B-A) | 増減率<br>(B/A) |
|-------|------------|-------|-------|-------|-----------|--------------|--------------|
| 1級    | 245        | 212   | 250   | 266   | 191       | △ 54         | 78.0%        |
| 2級    | 1,374      | 1,408 | 1,470 | 1,564 | 1,669     | 295          | 121.5%       |
| 3級    | 106        | 90    | 104   | 106   | 104       | △ 2          | 98.1%        |
| 合計    | 1,725      | 1,710 | 1,824 | 1,936 | 1,964     | 239          | 113.9%       |

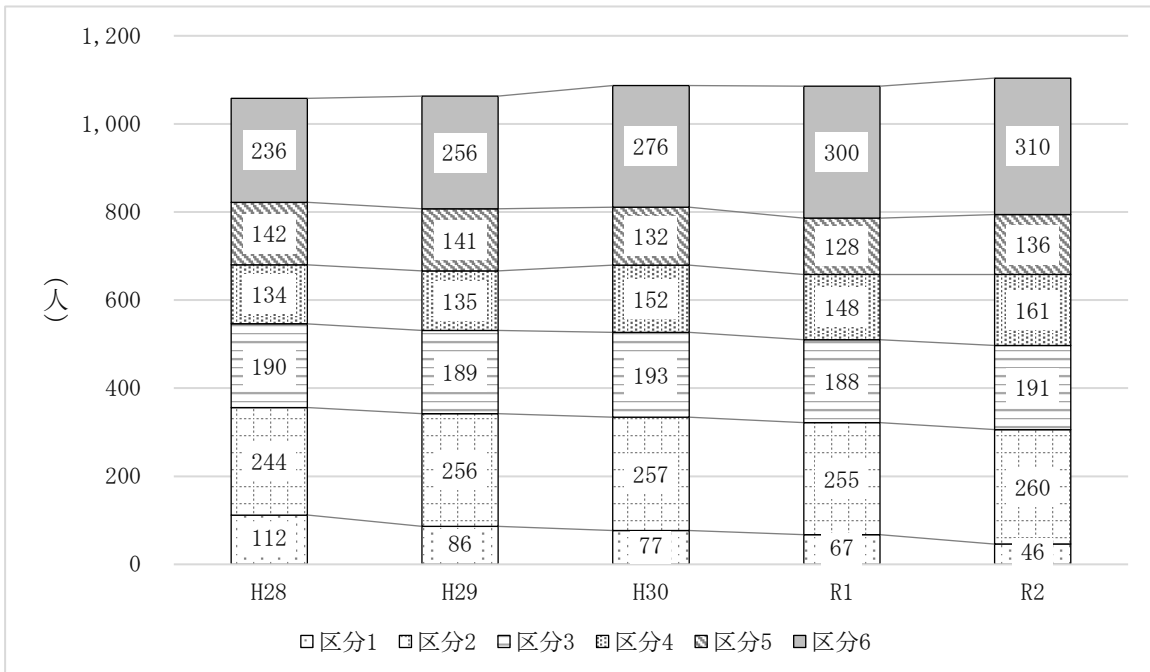
- ・2級（中度）の増加が顕著である。
- ・近年は、気分障害や統合失調症が多い傾向にあり、令和元年度中の手帳新規申請者263人のうち95人（36%）の人が気分障害又は統合失調症の診断である。

【図表 2-5】 障害支援区分認定者数

(各年4月1日現在、単位：人)

| 区分／年度 | H28<br>(A) | H29   | H30   | R1    | R2<br>(B) | 増減数<br>(B-A) | 増減率<br>(B/A) |
|-------|------------|-------|-------|-------|-----------|--------------|--------------|
| 区分1   | 112        | 86    | 77    | 67    | 46        | △ 66         | 41.1%        |
| 区分2   | 244        | 256   | 257   | 255   | 260       | 16           | 106.6%       |
| 区分3   | 190        | 189   | 193   | 188   | 191       | 1            | 100.5%       |
| 区分4   | 134        | 135   | 152   | 148   | 161       | 27           | 120.1%       |
| 区分5   | 142        | 141   | 132   | 128   | 136       | △ 6          | 95.8%        |
| 区分6   | 236        | 256   | 276   | 300   | 310       | 74           | 131.4%       |
| 合計    | 1,058      | 1,063 | 1,087 | 1,086 | 1,104     | 46           | 104.3%       |

【図表 2-6】 障害支援区分認定者数の推移



- 平成 28 年度と令和 2 年度の比較では、104.3%と増加している。
- このうち、区分 6 が 131.4%、区分 4 が 120.1%と増加率が高い一方で、区分 1 が 41.1%と減少している。
- 区分 6 及び区分 4 の増加率が高い要因としては、期間内に状態の悪化が認められ、再認定時に当初の区分よりも重度に判定されるケースが多い。
- 重度の区分に判定されるケースを障害種別で見ると、更新時に重度に判定されるケースを含め、知的障害のある人に多い。
- 重度の区分の利用者が多い障害福祉サービスは、生活介護、短期入所、施設入所、行動援護となっている。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

基本理念については、当市の健康福祉分野において本計画の上位計画となる「上越市第2次地域福祉計画」の基本理念である「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を本計画の基本理念としました。

### 2 目標

基本理念を実現するため、以下の3つの目標を設定します。

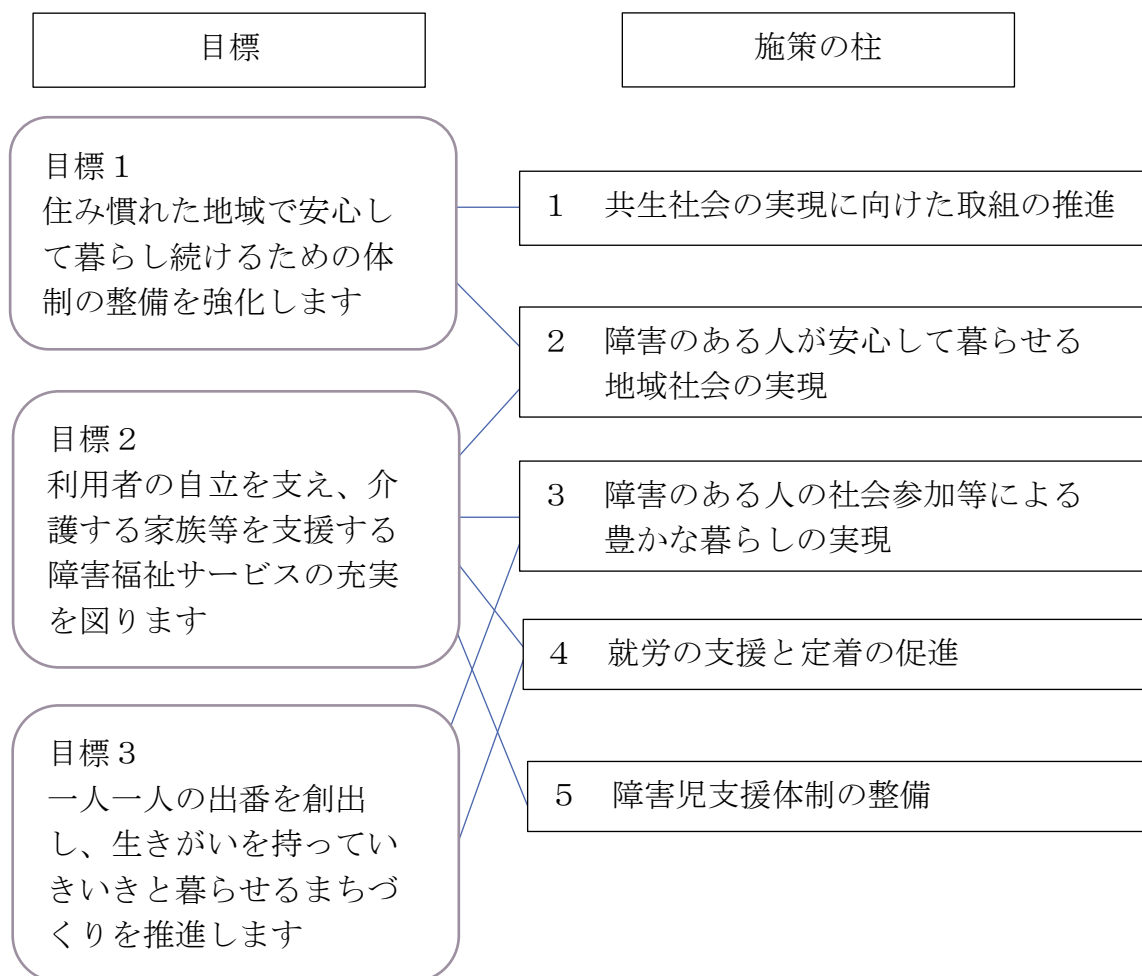
目標1：住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制の整備を強化します

目標2：利用者の自立を支え、介護する家族等を支援する障害福祉サービスの充実を図ります

目標3：一人一人の出番を創出し、生きがいを持っていきいきと暮らせるまちづくりを推進します

### 3 計画の体系

【基本理念】誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現



## 第4章 施策の方向性・展開

【図表 4-1】前期計画における成果目標の達成状況

※ 達成見通しは、令和2年度第4回自立支援協議会（R2.12.11）時点における令和2年度末の見込み

| 目標の項目                      |                           | 令和2年度末の目標値                  | 実績                |        | 達成見通し  |   |
|----------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------|--------|--------|---|
|                            |                           |                             | 実績値               | 時点     |        |   |
| (1)施設入所者の地域生活への移行          | 地域生活移行者数                  | 5人<br>(2.4%)                | 5人<br>(2.4%)      | R2.10末 | ○      |   |
| (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 保健・医療・福祉関係者による協議の場        | 有                           | 有                 | 〃      | ○      |   |
| (3)地域生活支援拠点等の整備            |                           | 有                           | 有                 | 〃      | ○      |   |
| (4)福祉施設から一般就労への移行等         | ①福祉施設から一般就労への移行           | 63人<br>(毎年度21人)             | 75人               | 〃      | ○      |   |
|                            | ②就労移行支援事業所の利用者数           | 108人<br>(100%)              | 85人<br>(78.7%)    | 〃      | ×      |   |
|                            | ③就労移行率3割以上の事業所の割合         | 就労移行支援事業所の数                 | 12か所              | 12か所   | 〃      | ○ |
|                            |                           | 就労移行率3割以上の事業所の数             | 6か所               | 4か所    | R2.3末  | × |
|                            |                           | 就労移行率3割以上の事業所の割合            | 5割以上              | 36.3%  | 〃      | × |
|                            | ④就労定着支援利用による職場定着率         | 81.0%                       | 53.3%<br>(8人/15人) | R2.10末 | ×      |   |
|                            | ⑤一般就労先の拡大(上越市単独成果目標)      | 新規障害者雇用開始企業数                | 5社以上              | 80社    | R2.3末  | ○ |
| (5)障害児支援の提供体制の整備等          | ①障害児支援の提供体制               | 児童発達支援センターの設置数              | 1か所               | 無      | R2.10末 | × |
|                            |                           | 保育所等訪問支援の提供体制の整備            | 1か所               | 無      | 〃      | × |
|                            |                           | 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保  | 1か所               | 無      | 〃      | × |
|                            |                           | 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保 | 2か所               | 2か所    | 〃      | ○ |
|                            | ②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 有                           | 有                 | 〃      | ○      |   |



|        |                      |
|--------|----------------------|
| 施策の柱   | 1 共生社会の実現に向けた取組の推進   |
| 施策の方向性 | (1) 障害を理由とする差別の解消の推進 |

**前期計画における取組**

- 障害者差別解消支援地域協議会において障害者差別解消に向けた取組の協議を行い、個別事案への対応を行った。
- 障害者を理由とする差別等に関する情報提供を障害福祉事業所等に依頼した。
- 「地域共生フォーラム」や「福祉・介護・健康フェア」等のイベントを開催し、講演やパネル展示等による市民啓発を行った。
- 障害者週間に合わせ、広報上越や市ホームページなど各種媒体を活用した市民への啓発を行った。
- 障害者差別解消法の趣旨の理解を深め、適切な対応につなげるため、市職員への研修会を定期的で開催した。

**現状と課題、関係者からの意見**

- 不当な差別的扱いや合理的配慮を行わないなどの市への報告は少ない。
- 一方で、ニーズ調査の結果では、学校や職場で障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるとの回答が49.8%との結果であったことから、小中学校校長会やハローワークを通じ、障害者差別に関する意識啓発を行うことが必要
- 障害者差別解消法は、障害のある人や支援者以外では知らない人が多い。障害のある人が差別と感じる具体的事例広く市民に向けた啓発が必要

**ニーズ調査結果**

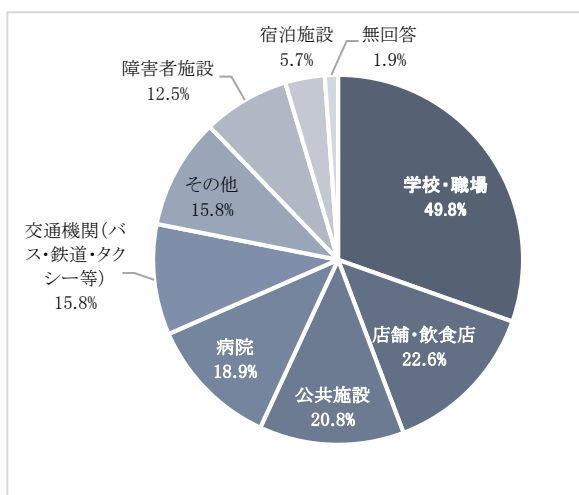
【図表 4-2】 ニーズ調査「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか」

<サービス利用者（在宅）・（児童発達支援）・（児童・生徒）、サービス未利用者>

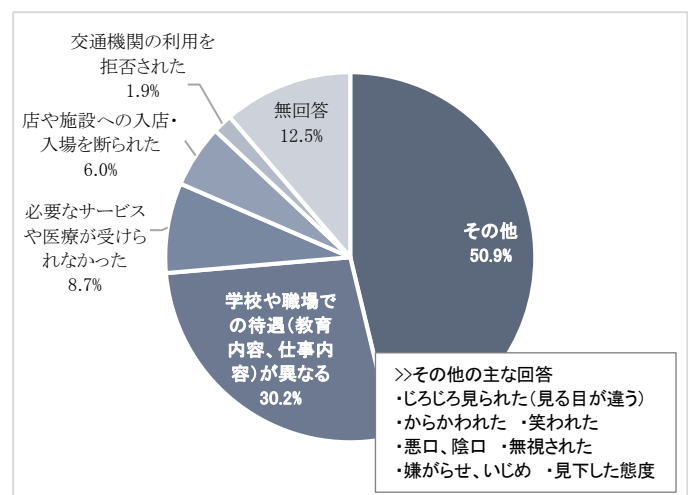
・ある (37.9%) ・ない (56.4%) ・無回答 (5.7%)



○差別や嫌な思いはどこで受けたか（複数回答）



○差別や嫌な思いの内容について（複数回答）



・障害があることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」(37.9%) と答えた人のうち、その場所は「学校・職場」(49.8%) が最も多い。  
 ・内容は、「学校や職場での待遇（教育内容、仕事内容）が異なる」(30.2%) のほか、「その他」(50.9%) として、悪口・陰口など言葉によるもの、見る目が違う・笑われた・無視されたなど態度によるものなどが多い。

## 主な取組

## (継続) 障害を理由とする差別の解消の推進

## 具体的な取組

- 市民がより身近な問題として理解できるよう、障害者本人が体験談を語る場等を設定したイベントを開催する。
- ニーズ調査の結果を踏まえ、小学校校長会を通じた啓発を行うほか、ハローワークを通じ障害者を雇用する職場を対象とした啓発を行う。
- 共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの取組を推進する。
- 障害のある人が差別と感じる具体的事例を示しながら、障害者週間に合わせ、広報上越や市ホームページなど各種媒体を活用した市民への啓発を行う。
- 市職員を対象とした研修を継続して行う。
- 上記の各種啓発等に併せ、お互いの人格と個性を理解し、尊重し合いながら、お互いに支え合う社会の実現に向けて、障害を始め年齢や性別、言語など「自分と異なる特性を持つ相手を理解し、配慮すること」の重要性についても啓発していく。
- 障害を理由とする差別等事案の情報収集に努め、個別事案への対応を行う。

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 施策の柱   | 1 共生社会の実現に向けた取組の推進 |
| 施策の方向性 | (2) 権利擁護の推進        |

### 前期計画における取組

- 包括的な支援体制の整備の取組（16 ページ参照）に併せ、平成 31 年 4 月に障害者や高齢者に関する市の権利擁護の相談窓口をすこやかなくらし包括支援センターに一元化するとともに、令和 2 年 4 月には、地域包括支援センター業務に、障害のある人の相談対応を加えたことで、身近な地域で障害のある人の権利擁護の相談に対応できる体制を整えた。

### 現状と課題、関係者からの意見

#### ■ 成年後見制度等の利用促進

- 知的障害などにより判断能力が低下している人で身寄りの無い人等に対し、成年後見制度の市長申立を実施しているほか、低所得者に対しては、申立費用等の助成事業を行っている。
- 社会福祉協議会では、法人後見や日常生活自立支援事業のほか、市民向けの出前講座、第三者後見を担う専門家や関係機関等による勉強会などの事業を行っている。
- ニーズ調査の結果から、成年後見制度の内容を知らない人は 7 割を超えている（61 ページ参照）。
- 成年後見制度の理解が浸透しておらず、更なる普及啓発を図る必要がある。
- 成年後見制度を利用する人が増加しており、後見人等の確保が課題となってきた。

#### ■ 障害者虐待防止の取組の推進

- 障害者虐待防止に向け、早期発見、早期支援の取組を行っている。
- 障害者虐待の通報は、本人や家族からの相談のほか、相談支援事業所などからの通報により年間数件程度あり、関係機関と連携しながら実態把握と必要な支援を行っている。

### 主な取組

[充実] 成年後見制度等の利用促進 ▶重点取組  
 (継続) 障害者虐待防止の取組の推進

#### 具体的な取組

##### ■ 成年後見制度等の利用促進

- 成年後見制度の利用促進に向け、すこやかなくらし包括支援センターを地域の中核的な機関として明確に位置付け、地域の利用実態や課題などについて意見交換を行う「(仮称)連絡連携会議」を開催する。
- 関係機関と連携しながら、制度や相談窓口の周知を行うとともに、市民向けの講座等を実施するなど、制度等の普及啓発を図る。

##### ■ 障害者虐待防止の取組の推進

- 障害者虐待防止の推進のため、関係機関と連携しながら、虐待の早期発見、早期支援の取組を継続する。

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 施策の柱   | 1 共生社会の実現に向けた取組の推進          |
| 施策の方向性 | (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 |

### 前期計画における取組

- 市内の精神科病院のソーシャルワーカーと退院支援についての意見交換会を開催し、退院支援を行う上での課題や障害福祉サービスの利用について協議を行った。
- 精神障害や知的障害のある人が地域で一人暮らしを希望した際に、一定期間巡回訪問を行う「自立生活援助」の事業所を新設し、地域生活の実現につなげた。

### 現状と課題、関係者からの意見

- 精神疾患がある人の退院後の地域生活を支援する障害福祉サービスである「地域定着支援」の利用者が増加しており、退院後の地域の支援者との連携が重要になっている。

### 主な取組

〔充実〕精神障害者の退院後の支援  
 (継続) 共生社会実現に向けた包括的な支援体制の構築

### 具体的な取組

- 精神科病院のソーシャルワーカー等の関係機関と地域定着支援事業所、相談支援専門員等を対象とする研修会等を開催し、入退院支援の在り方や、地域での生活の継続に向けた具体的な支援について共通理解を図るとともに、連携した支援を行う。
- 入退院時等の連携に活用する連携ツールを作成する。

### 成果目標、活動指標

【図表 4-3】活動指標

| 項目                                   | 単位 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|--------------------------------------|----|------|------|------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数             | 回  | 1    | 1    | 1    |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数        | 人  | 8    | 8    | 8    |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 回  | 1    | 1    | 1    |

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 施策の柱   | 1 共生社会の実現に向けた取組の推進 |
| 施策の方向性 | (4) 市民の意識啓発        |

### 前期計画における取組

- 市民が日常生活又は社会生活を営む上で円滑なコミュニケーションを図ることができる地域社会の実現のため、「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の制定に向けた協議などを行った。
- 「地域共生フォーラム」や「アール・ブリュット展」などのイベント等を通じて、障害を理由とする偏見や差別の解消、障害の特性についての理解などを促し、障害のある人もない人も共に地域で暮らしていくための市民意識の醸成を図った。

### 現状と課題、関係者からの意見

- コミュニケーションに困難を抱える人は、個々の特性に合わせ、多様な方法でコミュニケーションを行っているが、こうした実態に対する市民の理解は十分とは言えないことから、共生社会の実現に向けて一層の市民等への啓発が必要
- イベント等への一般市民の参加が少ないことなどから、より多くの人が関心を寄せるよう工夫を凝らした啓発が必要

### 主な取組

[充実] 共生社会実現に向けた市民等の意識啓発 ▶重点取組

#### 具体的な取組

- 共生社会の実現に向け、「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の制定を契機として、お互いの人格と個性を理解し、尊重し合いながら、自分と異なる特性を持つ相手を理解し、配慮することの重要性について、市民啓発や職員研修を行う。
  - <条例制定を契機とした市民啓発>
    - ・ 広報上越に特集記事掲載
    - ・ 条例制定記念イベントの開催
      - …条例制定についての説明や当事者による体験発表
    - ・ 条例制定啓発用リーフレットの作成
      - …講演会等に合わせて配布
  - <その他の啓発等>
    - ・ 特別支援学校の活動発表及び販売会の開催
      - …市内企業に案内し、雇用の促進につなげる
    - ・ 啓発イベントの開催
      - …「ふくしのひろば」や「福祉・介護・健康フェア」等
    - ・ その他
      - …民生委員・児童委員研修会、福祉事業所合同説明会、福祉課職員が講師を務める講座、社会福祉法人等が開催するイベント など
  - <職員研修>
    - ・ 窓口担当職員を対象としたコミュニケーション手段について研修 [拡充]
    - ・ 障害者差別解消について研修 (継続)

|        |                          |             |
|--------|--------------------------|-------------|
| 施策の柱   | 2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現 |             |
| 施策の方向性 | (1)                      | 包括的な支援体制の整備 |

**前期計画における取組**

- 平成 31 年 4 月、すこやかなくらし包括支援センターに社会福祉士などの専門職を集約し、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで全ての人を対象とする相談支援体制を整えた。
- 令和 2 年 4 月、地域包括支援センター業務に、生活困窮者のほか、権利擁護を含めた障害のある人の相談対応を加え、身近な地域で相談できる体制を整えた。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの 5 つの機能を持つ地域生活支援拠点を 4 か所指定したほか、運営法人による意見交換を年 1 回以上開催した。
- 65 歳到達により、介護保険サービスの優先が原則となるため、制度移行について、関係者に対する説明会を開催し、制度移行を行った。

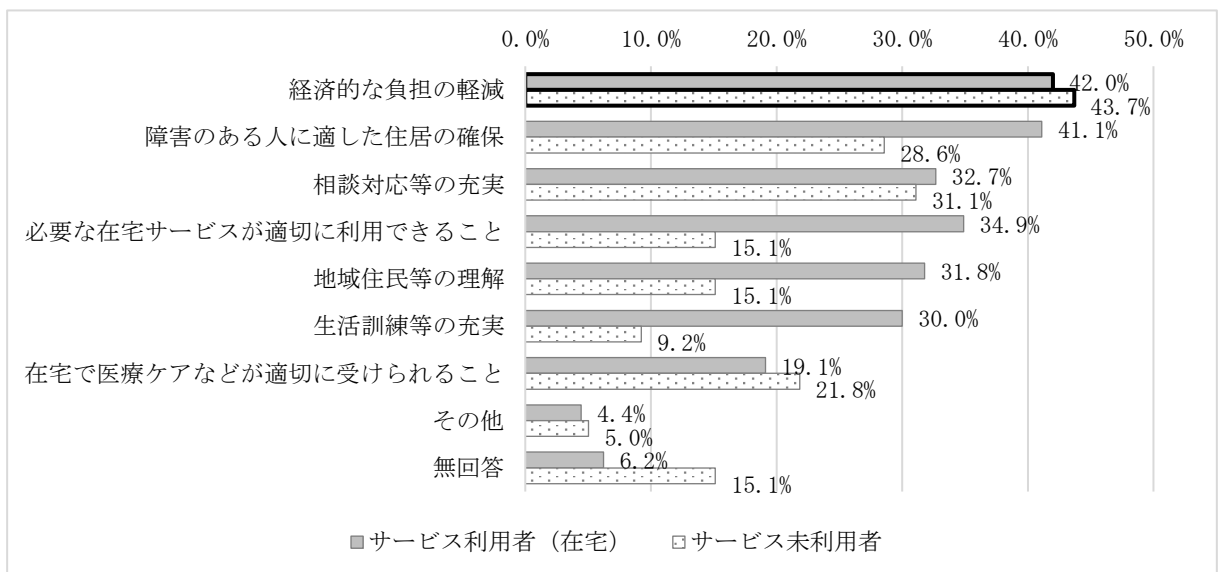
**現状と課題、関係者からの意見**

- 地域生活支援拠点の運営や相談支援専門員との連携について、支援者が共通理解を図る必要がある。
- 障害福祉サービス利用者の“できる力”を損なわず、自立支援に向けた支援につながる計画の作成を行う必要がある。
- 障害福祉サービス以外の他のフォーマルサービスやインフォーマルサービスを活用し、支援を行う多職種がチームとなって支援を行う必要がある。
- 親亡き後を見据え、本人・家族・支援者等が本人の持っている力を伸ばし、見通しを持って準備を進めていくことが重要
- 本人の意思よりも家族等の意向に沿った障害福祉サービスの利用になっているのではないか。

**ニーズ調査結果**

【図表 4-4】 ニーズ調査「地域で生活するために必要な支援」

<サービス利用者（在宅）、サービス未利用者>





- ・「経済的な負担の軽減」(42.0%、43.7%)が共通して最も高く、「障害のある人に適した住居の確保」(41.1%、28.6%)、「相談対応等の充実」(32.7%、31.1%)の順に高い。
- ・障害種別ごとの分析では、身体障害のある人及び知的障害のある人で特に重度の人は「障害のある人に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が高い。

**主な取組**

- (継続) 相談支援体制の充実・強化 **▶重点取組**
- (継続) ニーズ等を踏まえた計画相談の実施 **▶重点取組**
- (継続) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進
- (継続) 各種支援策の適切な活用につなげる効果的な情報提供の実施

**具体的な取組**

- 顔が見える関係づくりと円滑な連携を目指して、医療・福祉合同での研修の機会を設ける。
- 地域生活支援拠点の運営法人による定期的な意見交換会を継続して開催し、連携した取組を推進する。
- 障害福祉サービスを始めとした支援については、本人の意思を尊重した支援となるようケアプランを作成する。
- 本人の持っている力を伸ばすためのケアプラン作成についての研修会を開催する。
- 各種研修のほか、多様な相談事例への対応経験を積むことで、相談支援専門員の資質の向上を図る。
- ICTによるネットワークを活用した多職種連携を行う。
- 地域における連携ツールを作成し、医療機関や事業所及び学校等との関係機関との連携に活用する。

**成果目標、活動指標**

【図表 4-5】 成果目標

| 国の目標項目                     | 令和元年度末の実績値                     | 市の目標値 [令和5年度末]                         |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------------------------|
| <b>地域生活支援拠点等が有する機能の充実</b>  |                                |                                        |
| 【新規】<br>地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 地域生活支援拠点等整備数：4か所<br>(令和2年9月時点) | 地域生活支援拠点等整備数：4か所以上<br>運用状況の検証・検討：年1回以上 |

| 国の目標項目                                    | 令和元年度末の実績値 | 市の目標値 [令和5年度末]                                                                |
|-------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <b>相談支援体制の充実・強化等</b>                      |            |                                                                               |
| <b>【新規】</b><br>相談支援体制の充実・強化等に向けた取組実施体制の確保 | —          | 障害特性や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援事業者の人材育成のための支援や各相談支援機関の連携強化に向けた取組の実施 |

【図表 4-6】 活動指標

| 項目                        | 単位 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---------------------------|----|------|------|------|
| 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数 | 件  | 24   | 24   | 24   |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数      | 件  | 24   | 24   | 24   |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数     | 回  | 11   | 11   | 11   |

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 施策の柱   | 2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現 |
| 施策の方向性 | (2) 障害福祉サービスの充実          |

**前期計画における取組**

- 平成30年度から令和2年度の間グループホーム6事業所、短期入所2事業所、生活介護2事業所等の施設整備を行い、障害福祉サービスの充実を図った。
- 重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な障害のある人が、緊急時に利用する「重症心身障害者緊急短期入所」をさいがた医療センター及び上越地域医療センター病院で確保し、必要時の受入れを行った。
- 障害福祉サービスの指定以外で介護保険サービスの基準該当事業所の情報を施設ハンドブックに記載し、利用を促進した。

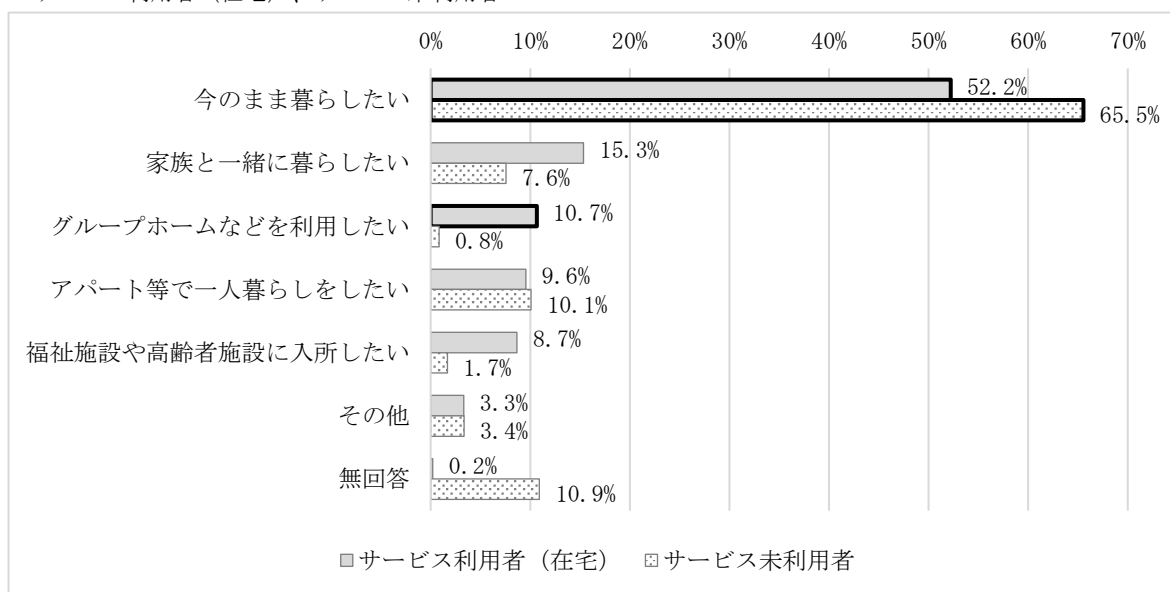
**現状と課題、関係者からの意見**

- 医療的ケアや重い身体障害の人に対応できるグループホームの整備について要望がある。

**ニーズ調査結果**

【図表 4-7】 ニーズ調査「今後、どのように暮らしたいか」

<サービス利用者（在宅）、サービス未利用者>

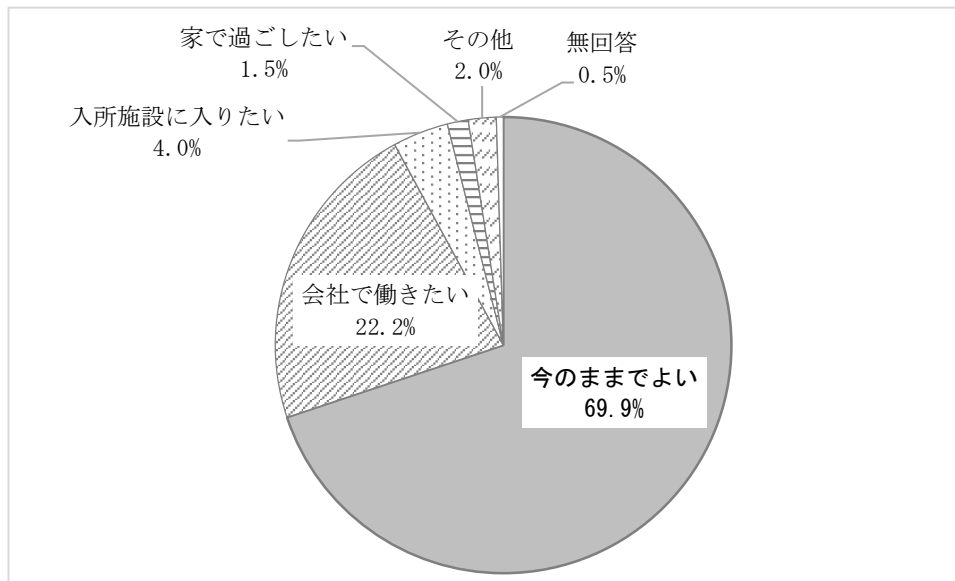


・「今のまま暮らしたい人」の現在の暮らしは、サービス利用者（在宅）では、「家族と生活している人」（71.5%）、「一人暮らしの人」（12.8%）、「施設で生活している人」（15.3%）など、サービス未利用者では、「家族と生活している人」（80.8%）、「一人暮らしの人」（17.9%）などとなっており、現在は家族と暮らし、将来も家族との生活を希望している人が多い。

・将来的にグループホームの利用を考えている人が、サービス利用者（在宅）で10.7%いる。

【図表 4-8】 ニーズ調査「今後の日中の主な過ごし方」

＜サービス利用者（在宅）のうち、現在、日中活動系障害福祉サービスを利用する人 405 人＞



・日中活動系障害福祉サービスの利用者の多くは、今のままの日中の過ごし方を望んでいる（69.9%）。

### 主な取組

【新規】 障害福祉サービスの質の向上に向けた取組に係る体制の構築 **▶重点取組**

- （継続）共生型サービスの円滑な導入（居宅介護等、生活介護、短期入所等の介護保険サービス事業所の活用）
- （継続）グループホームの整備促進（重度障害に対応した施設の整備を含む）
- （継続）施設入所支援の継続
- （継続）緊急短期入所用居室の確保
- （継続）ニーズを踏まえた各種障害福祉サービスの充実

### 具体的な取組

- 各法人が連携して研修や人材交流等を行うことにより、障害福祉分野の人材の育成・確保を図るとともに、職員の意識及び資質の向上を図る。
- 医療的ケアに対応したグループホームの整備など、ニーズに対応するため、各法人と協議の上、施設整備を進める。

成果目標、活動指標

【図表 4-9】 成果目標

| 国の目標項目                                | 令和元年度末の実績値                                           | 市の目標値 [令和5年度末]                                                              |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| <b>福祉施設の入所者の地域生活への移行</b>              |                                                      |                                                                             |
| (1)施設入所者の地域生活への移行                     | 施設入所者数：210人                                          | —                                                                           |
| (2)施設入所者の削減                           | 施設入所者数：210人                                          | 施設入所者数：208人以内                                                               |
| <b>福祉施設から一般就労への移行等</b>                |                                                      |                                                                             |
| (1)福祉施設から一般就労への移行者数の増加                | ※年度中<br>一般就労者数：34人                                   | ※年度中<br>一般就労者数：44人以上<br>(1.29倍)                                             |
| (2)就労移行支援事業所からの移行者数の増加                | ※年度中<br>就労移行支援事業からの一般就労者数：20人                        | ※年度中<br>就労移行支援事業からの一般就労者数：26人以上 (1.3倍)                                      |
| 【新規】<br>(3)就労継続支援（A型・B型）事業所からの移行者数の増加 | ※年度中<br>就労継続支援A型からの一般就労者数：7人<br>就労継続支援B型からの一般就労者数：7人 | ※年度中<br>就労継続支援A型からの一般就労者数：9人 (1.29倍) 以上<br>就労継続支援B型からの一般就労者数：9人 (1.29倍) 以上  |
| 【新規】<br>(4)就労定着支援事業の利用の増加             | ※年度中<br>就労移行支援等を通じた一般就労者34人のうち就労定着支援事業利用者数7人 (2割)    | ※年度中<br>就労移行支援等を通じた一般就労者（令和5年4月～9月末までの移行者数見込み22人）のうち就労定着支援事業利用者数：7人 (3割) 以上 |
| 【新規】<br>(5)就労定着率の増加                   | 就労定着率8割以上の事業所：42.9%                                  | 就労定着率※8割以上の事業所の割合：5割以上                                                      |
| <b>障害福祉サービス等の質の向上</b>                 |                                                      |                                                                             |
| 【新規】<br>(1)障害福祉サービス等の質の向上             | —                                                    | 各法人等が連携した研修の実施や多職種連携による支援体制の強化に向けた取組の実施                                     |

※就労定着率：令和2年度から令和4年度までの就労定着支援の総利用者数のうち令和4年度末時点の就労定着者数の割合

【図表 4-10】活動指標

| 項目                                                        | 単位 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----------------------------------------------------------|----|------|------|------|
| 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数                 | 人  | 2    | 2    | 2    |
| 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数 | 回  | 1    | 1    | 1    |



|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 施策の柱   | 2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現 |
| 施策の方向性 | (3) 各種助成制度の適切な運用         |

### 前期計画における取組

- 自立支援医療や重度心身障害者医療などの助成制度を適正に運用したほか、精神障害者入院医療費助成については、継続して実施するなど経済的負担の軽減を図った。
- 特別障害者手当、障害児福祉手当などの手当制度のほか、各種用具の給付制度など経済的負担の支援策について、対象者が適切に助成を受けられるよう市のホームページや障害福祉ハンドブック等を活用し制度の周知を行った。

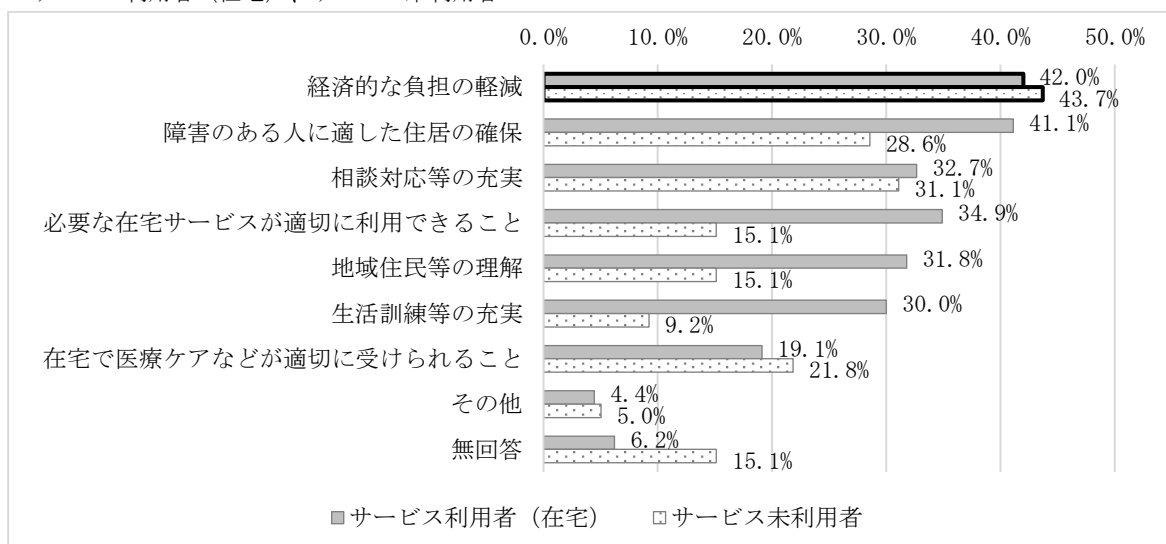
### 現状と課題、関係者からの意見

- 障害のある人や障害者団体から、重度心身障害者医療費助成制度の対象者拡充を求める意見がある。

### ニーズ調査結果

【図表 4-11】 ニーズ調査「地域で生活するために必要な支援」（再掲）

<サービス利用者（在宅）、サービス未利用者>



・「経済的な負担の軽減」（42.0%、43.7%）が共通して最も高い。

### 主な取組

（継続）県等の動向を踏まえた医療費助成制度や各種手当支給制度の適切な運用

#### 具体的な取組

- 自立支援医療（更生・育成・精神通院）制度や重度心身障害者医療費助成制度（県障）について、適正な運用を図り、障害のある人の経済的な負担の軽減を図る。
- 医療費助成制度や特別障害者手当、障害児福祉手当、各種用具の給付制度など経済的負担の支援策について、対象者が適切に助成を受けられるよう市のホームページや障害福祉ハンドブック等を活用し周知に努める。
- 国県が事業主体の制度の拡充について、国県等の動向を見ながら働きかけを行う。

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 施策の柱   | 2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現 |
| 施策の方向性 | (4) 災害時への備えの充実           |

**前期計画における取組**

- 福祉避難所避難対象者が個別避難計画に基づき、新規対象者の福祉避難所への受入れができるよう調整を行った。
- 新規登録者及び登録抹消者の台帳管理を3か月毎に実施し、福祉避難所避難対象者の把握を行った。
- 人工呼吸器装着者（難病・小児慢性特定疾病）に関する災害時の避難について保健所と協議を行い、医療機関への避難について保健所が担当し、情報共有を図ることとした。

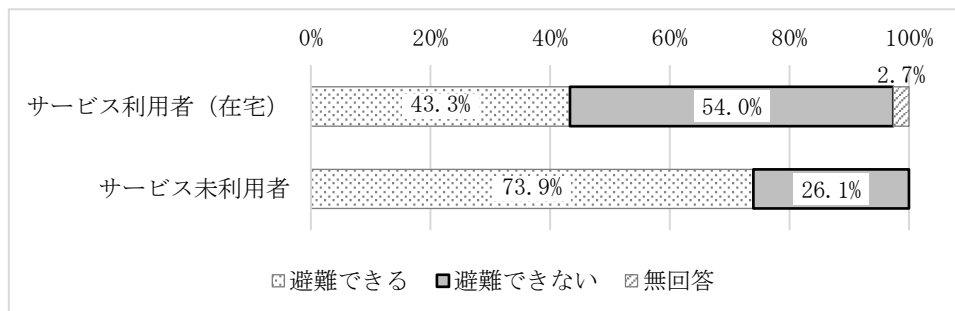
**現状と課題、関係者からの意見**

- 近年頻発する大規模な災害に加え、新型コロナウイルス感染症への対応として、指定避難所や福祉避難所における対策が必要
- ニーズ調査結果のうち、指定避難所に係るニーズに関しては、防災部局と情報共有を図り対応する必要がある。

**ニーズ調査結果**

【図表 4-12】 ニーズ調査「火事や地震等の災害発生時に一人で避難できますか」

<サービス利用者（在宅）、サービス未利用者>

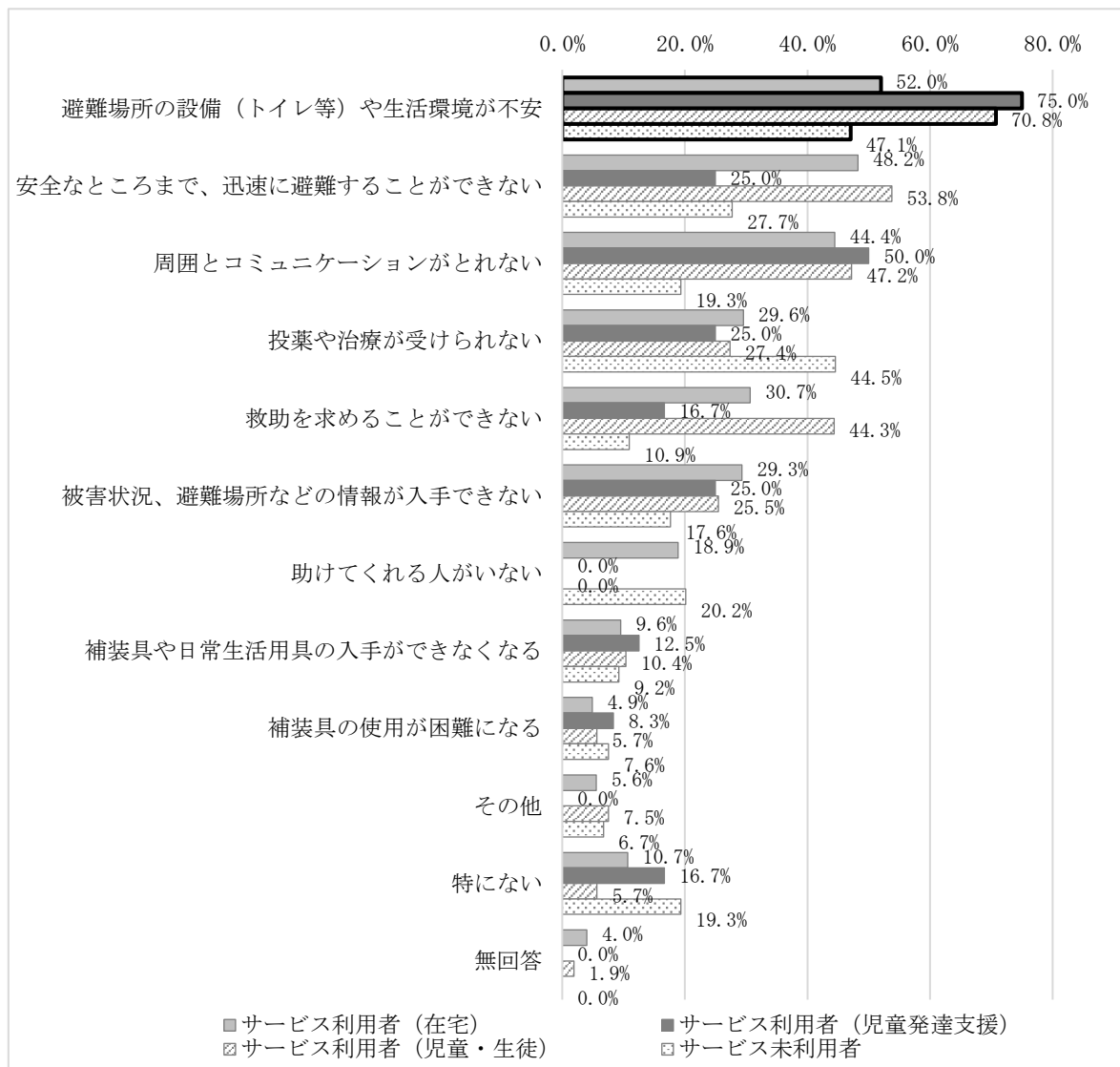


・「一人で避難できない」と答えたのは、サービス利用者（在宅）で54.0%、サービス未利用者で26.1%となっている。

## 第4章 施策の方向性・展開

【図表 4-13】 ニーズ調査「火事や地震等の災害時に困ること」

<サービス利用者（在宅）・（児童発達支援）・（児童・生徒）、サービス未利用者> ※複数回答



- ・「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が共通して最も高い。
- ・児童発達支援及び児童・生徒では、「周囲とコミュニケーションがとれない」や「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「救助を求めることができない」が多く、これらの項目は知的障害の人で割合が高い。
- ・「投薬や治療が受けられない」は、障害種別ごとに見ると精神障害や難病の人で割合が高い。

### 主な取組

#### （継続）災害時の避難体制の維持及び充実

#### 具体的な取組

- 福祉避難所避難対象者が個別避難計画に基づき、災害時に適切に福祉避難所での受入れができるよう、受入先の事業所との連絡・調整を行う。
- 3か月毎の福祉避難所対象者の台帳管理を行い、福祉避難所対象者の把握を行う。
- 保健所と災害時における人工呼吸器装着者の情報共有を定期的に行う。
- 障害のある人の指定避難所等に係るニーズについて、防災部局と情報共有を図り対応する。

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 施策の柱   | 3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現 |
| 施策の方向性 | (1) 社会参加の促進                |

**前期計画における取組**

- 障害のある人の移動手段を確保するため、各種助成制度による支援のほか、福祉バスの運行や福祉有償運送の実施等により支援した。
- 上越市社会福祉協議会と連携し、手話通訳者や要約筆記者の養成講座や派遣事業を行ったほか、手話通訳者の確保に向けて手話通訳試験合格者の増加を目指した養成講座の見直しを行った。
- 障害のある人のスポーツへの関心を高めるとともに、障害のある人の芸術作品に触れる機会として、「全国障害者芸術・文化祭」や「アール・ブリュット展」を通じて、障害のある人に対する差別意識の解消と障害のある人が社会参加しやすい環境づくりを推進した。

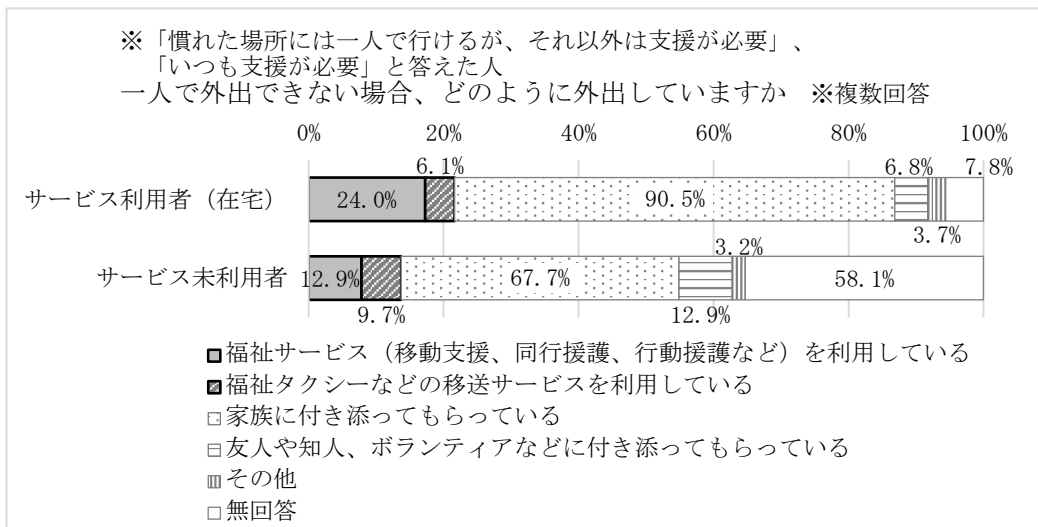
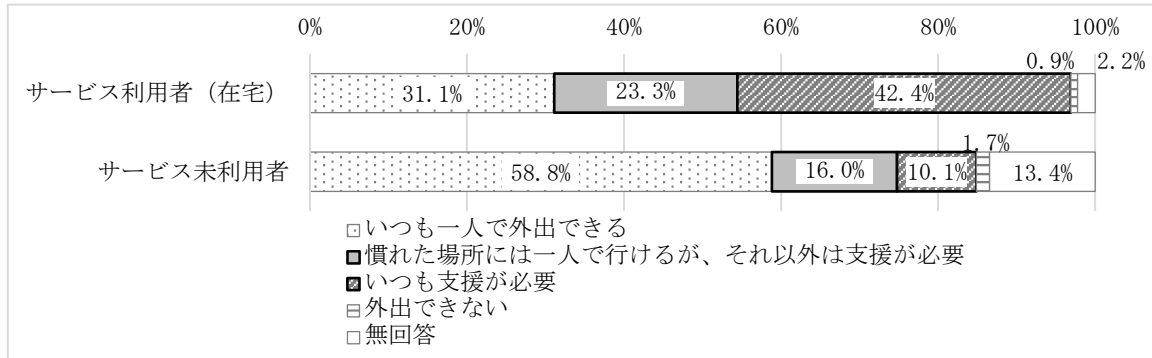
**現状と課題、関係者からの意見**

- ニーズ調査結果から、行動援護などの福祉サービスや福祉有償運送は、障害により外出が難しい人にとって必要な支援となっている。

**ニーズ調査結果**

【図表 4-14】 ニーズ調査「外出時の支援」

<サービス利用者（在宅）、サービス未利用者>



- ・外出時に何らかの支援を必要とする人は、サービス利用者（在宅）で 65.7%、サービス未利用者で 26.1%いる。これらの人のほとんどは家族や友人、知人等に付き添ってもらい外出しているが、サービス利用者（在宅）の 30.1%、サービス未利用者の 22.6%は、福祉サービスや福祉タクシーなどを外出時に利用している。

### 主な取組

- （継続）コミュニケーション支援の充実  
（継続）移動支援の充実  
（継続）スポーツや文化活動等余暇活動の支援

### 具体的な取組

- コミュニケーション支援の充実
- 手話通訳者等の養成や派遣を継続して行うとともに、コミュニケーションに必要な日常生活用具等の給付を行う。
  - 共生社会の実現に向け、「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の制定を契機として、お互いの人格と個性を理解し、尊重し合いながら、自分と異なる特性を持つ相手を理解し、配慮することの重要性について、市民啓発や職員研修を行う。※再掲
- 移動支援の充実
- 外出時の移動支援に対するニーズに応えるため、各種助成制度を始めとした取組を継続して行い、障害のある人の外出時の移動手段を確保し、社会参加の促進を図る。
- スポーツや文化活動等余暇活動の支援
- 障害のある人のスポーツへの関心を一層高めるとともに、障害のある人に対する差別意識の解消と障害のある人が社会参加しやすい環境づくりを推進するため、「アール・ブリュット展」などを通じて、広く市民に周知・啓発を行う。

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 施策の柱   | 3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現 |
| 施策の方向性 | (2) 日中活動の充実                |

### 前期計画における取組

- 障害のある人の創作的活動や生産活動の場である地域活動支援センターについて、活動強化に向けた補助金を交付し財政支援を行った。
- 高等学校・特別支援学校高等部卒業後の進路決定や日中の居場所等を検討し、将来を考えるきっかけ作りのため、福祉事業所合同説明会を開催し、障害福祉サービス事業所の紹介や制度の説明を行った。

### 現状と課題、関係者からの意見

- 福祉事業所合同説明会参加者のアンケートでは、将来の進路の参考や障害福祉サービスを学ぶことを目的に説明会に参加されており、内容について満足しているという意見が多かった。また、「事業所の活動だけでなく、利用者の成長過程について話を聞くことができた」、「卒業が近い生徒に限らず進路の参考になる」などの意見があった。

### ニーズ調査結果

【図表 4-15】 ニーズ調査「平日・日中の主な過ごし方」

<サービス利用者（在宅）>

（単位：人）

| 今後の日中の過ごし方       | 今のままでよい | 会社で働きたい | 障害福祉サービスを利用したい | 入所施設に入りたい | 家で過ごしたい | その他 | 無回答 | 計   |
|------------------|---------|---------|----------------|-----------|---------|-----|-----|-----|
| 現在の日中の過ごし方       |         |         |                |           |         |     |     |     |
| 日中活動系障害福祉サービスを利用 | 283     | 90      |                | 16        | 6       | 8   | 2   | 405 |
| 会社に勤務・自宅で就労      | 15      |         | 1              |           | 3       | 1   |     | 20  |
| 自宅にいる（無職）        | 3       |         | 3              |           | 2       |     |     | 8   |
| 地域活動支援センターに通所    | 2       |         |                |           |         |     |     | 2   |
| 入所施設にいる          | 2       |         |                |           |         |     |     | 2   |
| 保育園・幼稚園・学校に通園・通学 |         | 1       |                |           |         |     |     | 1   |
| 病院デイケア           |         |         |                |           |         |     |     | 0   |
| 入院している           |         |         |                |           |         |     |     | 0   |
| その他              | 2       | 1       |                |           |         |     |     | 3   |
| 無回答              |         |         |                |           | 1       |     | 8   | 9   |
| 計                | 307     | 92      | 4              | 16        | 12      | 9   | 10  | 450 |

- ・現在、日中活動系障害福祉サービスを利用する人（405人）のうち、283人（69.9%）は今後の日中の過ごし方は「今のままでよい」と答えている。

主な取組

- (継続) 地域活動支援センターの充実
- (継続) 日中活動系サービスの利用促進

具体的な取組

- 障害のある人の創作的活動や生産活動の場である地域活動支援センターの運営を引き続き支援する。
- 高等学校・特別支援学校高等部卒業後の進路決定や日中の居場所等を検討し、将来を考えるきっかけ作りとして、イベントの実施や資料の配布等により、障害福祉サービス事業所の紹介や制度説明の機会を設ける。

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 施策の柱   | 3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現 |
| 施策の方向性 | (3) 当事者活動の促進               |

### 前期計画における取組

- 市窓口等への紹介チラシの設置や、障害福祉ハンドブック等での紹介などにより、障害者団体の新規会員の加入促進に向けた支援を行った。
- 障害者団体などが行う障害福祉サービスに関する勉強会などの自主的な活動を支援した。

### 現状と課題、関係者からの意見

- 障害のある人やその家族等を会員とする団体では、会員の高齢化や会員数の減少が課題となっている。

### 主な取組

- (継続) 当事者及び家族等の支援者の活動に対する支援
- (継続) ピアサポート等障害のある人の活動に対する支援

### 具体的な取組

- 障害者団体等が行う障害福祉サービスに関する勉強会や当事者が参加するピアサポート活動など自主的な活動を支援する。
- 障害者団体の新規会員の加入促進に向けて、紹介チラシの窓口等への設置や、障害福祉ハンドブック等での紹介などにより障害者団体の取組を支援する。

### 成果目標、活動指標

【図表 4-16】活動指標

| 項目              | 単位 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----------------|----|------|------|------|
| ピアサポートの活動への参加人数 | 人  | 74   | 74   | 74   |



|        |               |          |
|--------|---------------|----------|
| 施策の柱   | 4 就労の支援と定着の促進 |          |
| 施策の方向性 | (1)           | 一般就労の促進  |
|        | (2)           | 福祉的就労の促進 |

### 前期計画における取組

- ジョブサポーターが中心となり、福祉事業所やハローワーク、企業と連携しながら、在宅で生活している障害のある人への訪問や訓練、実習、職場定着等の支援を行ったほか、就職先や実習先となりうる企業等の開拓にも取り組んだ。
- 農福連携モデル事業の取組により、障害のある人が農産物の生産、加工及び販売までの一連の工程に関わる仕組みを作るなど、農福連携による6次産業化を実現した。
- 福祉事業所で構成する上越ワーキングネットワークに事業を委託し、受入農家の開拓や障害のある人の特性に合った農作業のマッチングを行い、障害者による農作業の受注を拡大した。

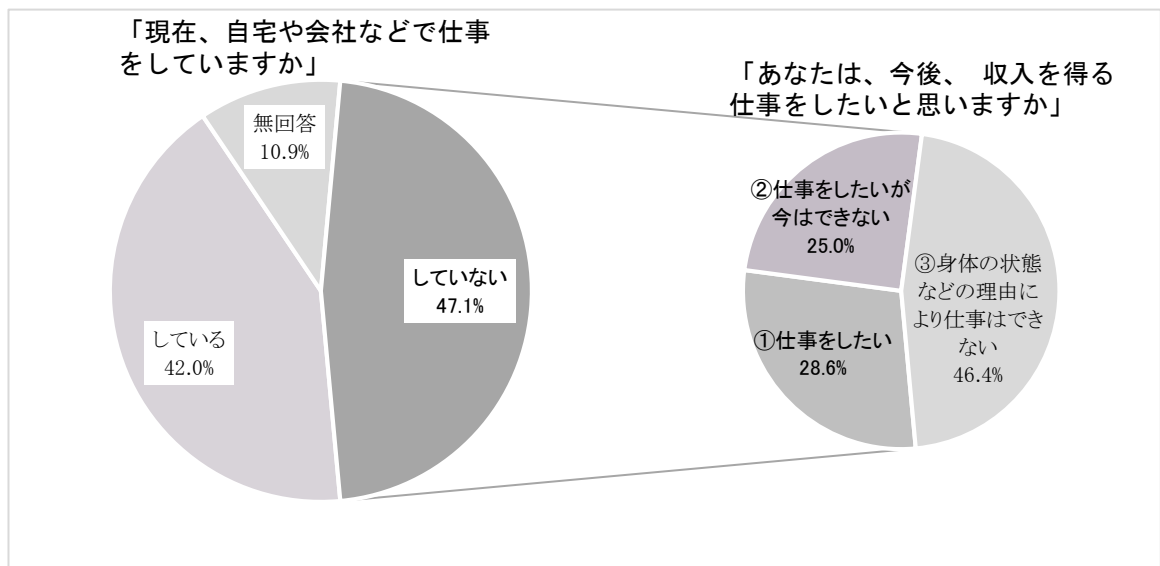
### 現状と課題、関係者からの意見

- 個々の特性（得意・不得意）に見合った仕事のメニューが不足していることから、特色ある事業所作りが必要
- 就労支援に当たる関係者は、企業が求める人材を的確に把握し、就労後、定着できる人材の育成が必要
- 職場における障害特性の理解の向上や働きやすい環境づくりが必要

### ニーズ調査結果

【図表 4-17】 ニーズ調査「現在、自宅や会社などで仕事をしていますか」

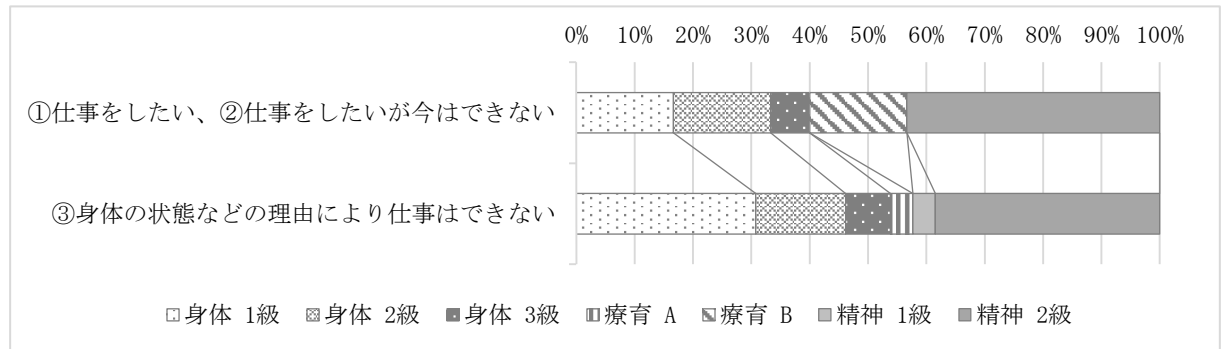
<サービス未利用者>



・サービス未利用者の半数（47.1%）を占める未就労者のうち、その半数（53.6%）が就労意欲を示している。

(上記回答者の障害者手帳等級)

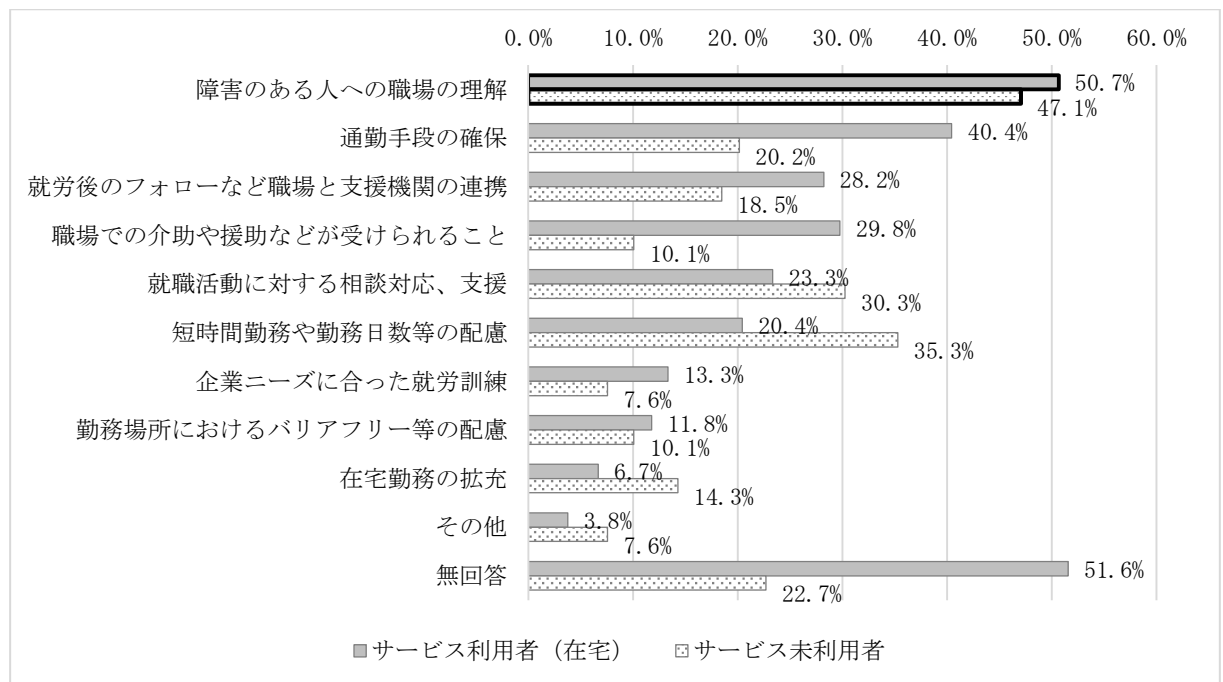
| 項目／手帳種別・等級             | 身体<br>1級 | 身体<br>2級 | 身体<br>3級 | 療育<br>A | 療育<br>B | 精神<br>1級 | 精神<br>2級 | 合計 |
|------------------------|----------|----------|----------|---------|---------|----------|----------|----|
| ①仕事をしたい、②仕事をしたいが今はできない | 5        | 5        | 2        | 0       | 5       | 0        | 13       | 30 |
| ③身体の状態などの理由により仕事はできない  | 8        | 4        | 2        | 1       | 0       | 1        | 10       | 26 |
| 合計                     | 13       | 9        | 4        | 1       | 5       | 1        | 23       | 56 |



・就労意欲を示す人の障害者手帳の等級は、比較的軽度の等級の割合が高い。

【図表 4-18】 ニーズ調査「障害者の就労に必要な支援は」

<サービス利用者 (在宅)、サービス未利用者> ※複数回答



・「障害のある人への職場の理解」(50.7%、47.1%) が最も高い。これ以外に、サービス利用者 (在宅) では、「通勤手段の確保」(40.4%)、「職場での介助や援助などが受けられること」(29.8%)、サービス未利用者では、「短時間勤務や勤務日数等への配慮」(35.3%)、「就職活動に対する相談対応、支援」(30.3%) の順に高い。

主な取組

(1) 一般就労の促進

[充実] 就労先の拡大 ▶重点取組

(継続) 市民や企業の意識啓発（障害を理由とする差別の解消）▶重点取組

(継続) 就労定着支援 ▶重点取組

(継続) 就労移行支援事業等の利用促進 ▶重点取組

(2) 福祉的就労の促進

(継続) 就労継続支援の拡充

具体的な取組

■ 就労継続支援の拡充

- 在宅の未就労者を中心に就労に向けた行動を喚起することができるよう、就労継続支援事業所等において、未就労者も魅力を感じ、取り組みやすい新たなメニュー（例えばパソコン入力作業など）を積極的に取り入れ、魅力ある就労支援に取り組む。
- 障害特性はもとより、個人の特性を踏まえた仕事や事業所のマッチングとなるよう、相談等の支援に当たる。

■ 市民や企業の意識啓発（障害を理由とする差別の解消）

- 雇用する側・支援する側はもとより、障害のある人自身も、お互いに異なる人格と個性を理解し、認め合い、支え合う環境づくりに向けて啓発等に取り組む。

■ 就労先の拡大

- 市やハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの関係者が連携し、障害者の就労の実績などを事例として示しながら、企業や商工団体、農業者等への訪問やセミナーの開催等によるPR活動を行う。
- 企業へ障害者の特性やニーズを踏まえた業務を提示してもらえるよう研修する。
- 障害者雇用の実績がある企業の経験談を共有するなど、福祉事業所同士の情報交換の機会を増やす。
- 上記の取組を、企業や商工団体等に発信し、あわせて職場実習の受入れに対する企業への支援制度などを周知しながら、実習受入先や新規就労先の開拓を推進する。

■ 就労定着支援

- 定着率の向上につながっている取組事例を各事業所が共有し、参考にすることで、一般就労及び定着できる人材の育成を図る。
- 障害者就業・生活支援センターとハローワークが連携し、定着率促進のための取組を継続する。

■ 就労移行支援事業等の利用促進

- 障害のある人の一般就労への移行と職場定着を推進するため、就労移行支援事業や就労定着支援等の利用促進を図る。

## 成果目標、活動指標

【図表 4-19】 成果目標（一部再掲）

| 国の目標項目                                | 令和元年度末の実績値                                           | 市の目標値 [令和5年度末]                                                              |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (1)福祉施設から一般就労への移行者数の増加                | ※年度中<br>一般就労者数：34人                                   | ※年度中<br>一般就労者数：44人以上<br>(1.29倍)                                             |
| (2)就労移行支援事業所からの移行者数の増加                | ※年度中<br>就労移行支援事業からの一般就労者数：20人                        | ※年度中<br>就労移行支援事業からの一般就労者数：26人以上 (1.3倍)                                      |
| 【新規】<br>(3)就労継続支援（A型・B型）事業所からの移行者数の増加 | ※年度中<br>就労継続支援A型からの一般就労者数：7人<br>就労継続支援B型からの一般就労者数：7人 | ※年度中<br>就労継続支援A型からの一般就労者数：9人 (1.29倍) 以上<br>就労継続支援B型からの一般就労者数：9人 (1.29倍) 以上  |
| 【新規】<br>(4)就労定着支援事業の利用の増加             | ※年度中<br>就労移行支援等を通じた一般就労者34人のうち就労定着支援事業利用者数7人 (2割)    | ※年度中<br>就労移行支援等を通じた一般就労者（令和5年4月～9月末までの移行者数見込み22人）のうち就労定着支援事業利用者数：7人 (3割) 以上 |
| 【新規】<br>(5)就労定着率の増加                   | 就労定着率 8割以上の事業所：42.9%                                 | 就労定着率 8割以上の事業所の割合：5割以上                                                      |
| (6)一般就労先の拡大（上越市単独成果目標）                | 新規障害者雇用企業数：80社                                       | 新規障害者雇用企業数：90社以上                                                            |

※就労定着率：令和2年度から令和4年度までの就労定着支援の総利用者数のうち令和4年度末時点の就労定着者数の割合

|        |                  |
|--------|------------------|
| 施策の柱   | 5 障害児支援体制の整備     |
| 施策の方向性 | (1) 児童発達支援事業等の充実 |

### 前期計画における取組

- こども発達支援センターにおいて、子どもの発達に不安を抱える保護者からの相談に対応するとともに、保育園や幼稚園等と連携しながら、必要な療育を提供し、子どものすこやかな育ちを支援した。
- 平成31年4月にこども発達支援センターを含む3か所の児童発達支援事業所が新規に開設され、未就学児の療育を受ける機会が拡大した。
- 子どもの居場所検討部会において、国のガイドラインを基に、当市における放課後等デイサービスの基本的役割やサービス提供に当たっての基本的姿勢などの基本的事項を取りまとめ、「放課後等デイサービスにおける基本的な考え方」を作成し、あわせて利用申請の方法などを分かりやすくまとめた「放課後等デイサービス利用ガイド」を作成した。

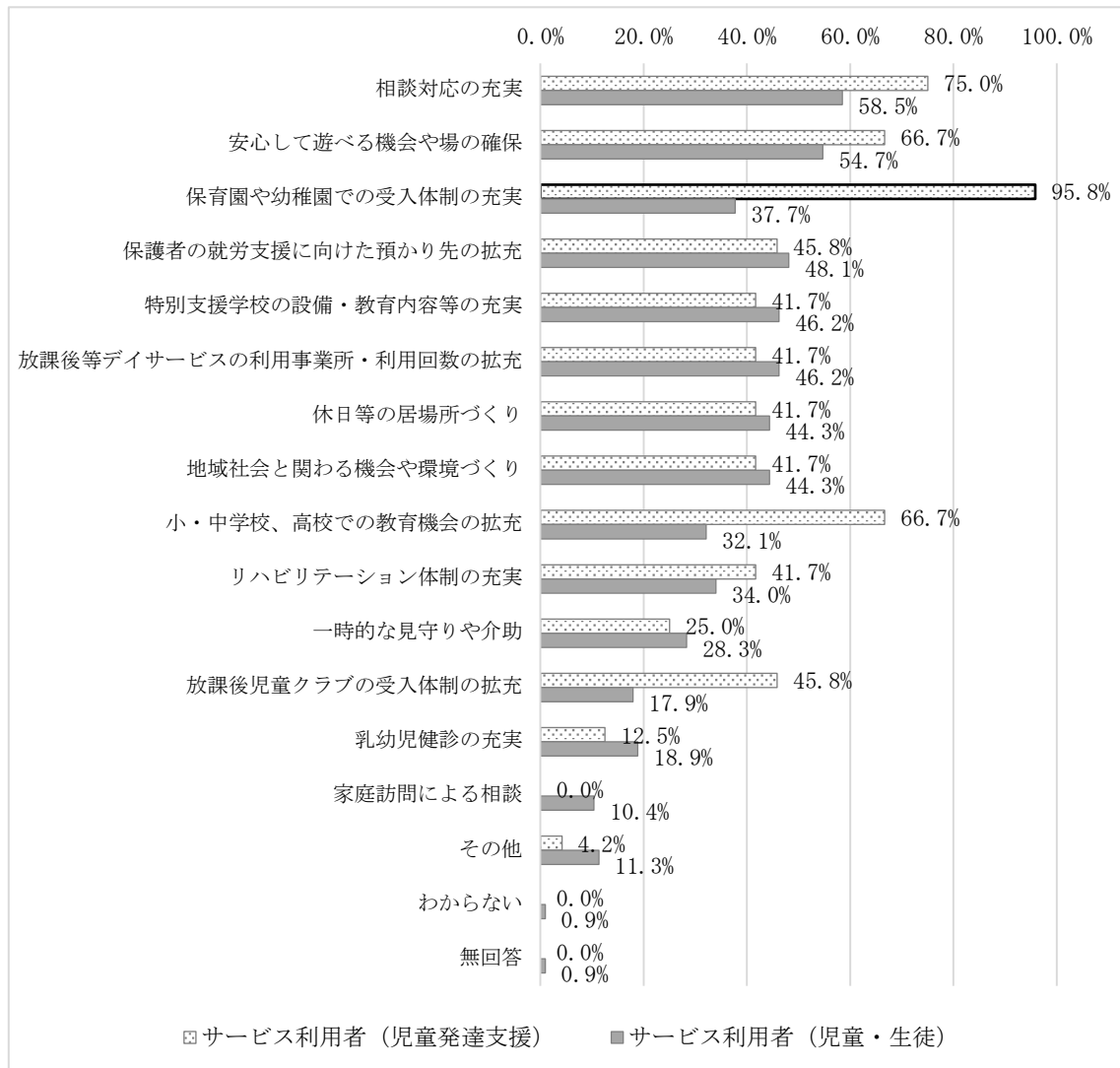
### 現状と課題、関係者からの意見

- 児童発達支援事業等
  - 個々の障害特性等に合わせた児童発達支援事業等のサービスの充実が必要
- こども発達支援センターの取組
  - 子どもの発達に不安を抱える保護者の相談に対応するとともに、療育が必要な児童に対し、言葉の表出を含め、人との関わり方などの社会性を育む療育を行っている。
  - こども発達支援センターの専門職員がチームとなって、市内の保育園・幼稚園等を対象に巡回相談を実施し、集団での生活に馴染めないなどの状況がある子どもには、必要な支援が受けられるよう支援している。
  - ニーズ調査の結果から、児童発達支援事業を利用している児童の保護者は、「保育園や幼稚園での受入体制の充実」が重要であると回答している。
  - インクルーシブ保育の充実に向け、保育園等とこども発達支援センターとの連携を更に強化していく必要がある。

ニーズ調査結果

【図表 4-20】 ニーズ調査「障害のある子どものために、特に重要と思うもの」

<サービス利用者（児童発達支援）・（児童・生徒）> ※複数回答



・児童発達支援では、「保育園や幼稚園での受入体制の充実」（95.8%）、相談対応の充実（75.0%）、「小・中学校、高校での教育機会の拡充」（66.7%）、「安心して遊べる機会や場の確保」（66.7%）の順に高く、児童・生徒では、「相談対応の充実」（58.5%）、「安心して遊べる機会や場の確保」（54.7%）、「特別支援学校の設備・教育内容等の充実」（46.2%）、「放課後等デイサービスの利用事業所・回数の拡充」（46.2%）が高い。

主な取組

- [充実] 児童発達支援事業等の充実 **▶重点取組**  
 [充実] こども発達支援センターにおける障害児支援体制の強化

具体的な取組

■児童発達支援事業等の充実

- 児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおいて、個々の障害特性やニーズ等に合わせた事業所やサービスの選択ができるようにする。

■こども発達支援センターにおける障害児支援体制の強化

こども発達支援センターは、地域における中核的な支援機能を有しており、引き続き、発達相談や保育園等への巡回相談、子どもの療育を行うとともに、新たに保育所等訪問支援事業\*を実施するなど、支援内容の充実を図る。

- 乳幼児の発達相談（継続）
- 親子療育、個別・小集団療育（継続）
- 児童発達支援事業及び障害児相談支援事業（継続）
- 保育園等巡回相談（継続）
- 保育所等訪問支援事業\* **【新規】**

\*障害のある児童が通う保育園等において、集団生活の適応に向けた専門的な支援を行う事業

成果目標、活動指標

【図表 4-21】 成果目標

| 国の目標項目                      | 令和元年度末の実績値                                             | 市の目標値 [令和5年度末]                                           |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <b>障害児支援の提供体制の整備等</b>       |                                                        |                                                          |
| 児童発達支援センターの設置（児童発達支援事業等の提供） | 児童発達支援センターの設置：無<br>（ただし、こども発達支援センターが地域の中核的な支援機能を有している） | 地域の中核的な支援機能を有するこども発達支援センターにおいて、保育園等に対する地域支援などの取組を継続して行う。 |
| 保育所等訪問支援の提供体制の整備            | 保育所等訪問支援の実施：無                                          | こども発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を実施（令和3年度を予定）                     |



|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 施策の柱   | 5 障害児支援体制の整備                  |
| 施策の方向性 | (2) 重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実 |

**前期計画における取組**

- 放課後等デイサービスにおいて、看護師が配置されている事業所を中心に重症心身障害のある子の受入れを行った。
- 放課後等デイサービスの需要が増加していることを受け、各法人と協議し、新たな事業所を開設し、受入体制を強化した。

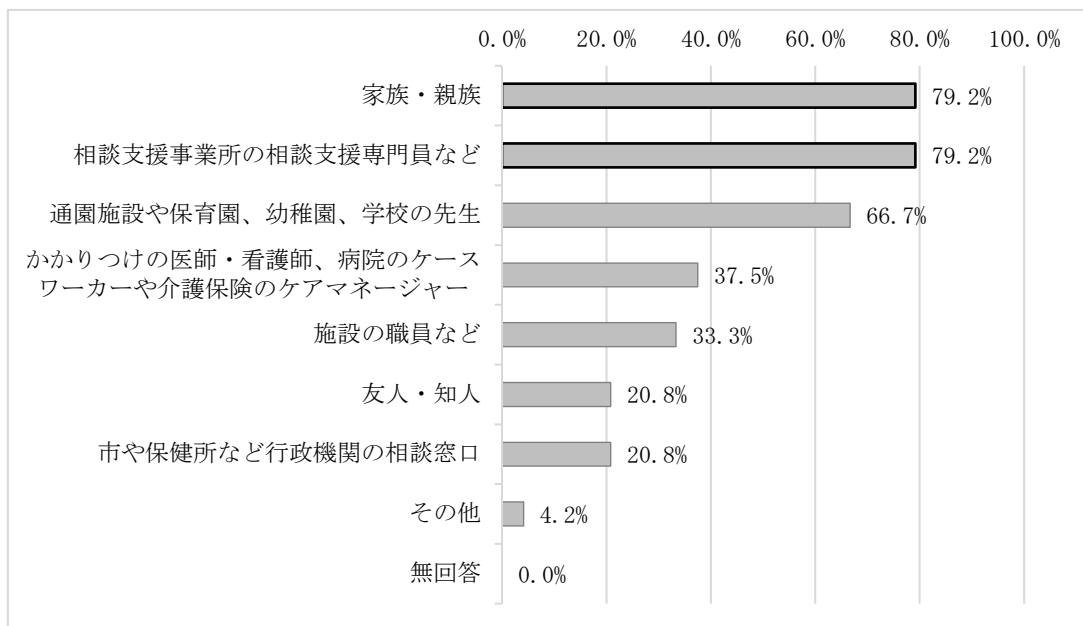
**現状と課題、関係者からの意見**

- 児童・生徒の計画相談を担当する相談支援専門員の人数が限られている。
- 重症心身障害のある子の受入れを行う児童発達支援事業所があると良い。
- 18歳以降の生活や福祉就労等の将来を見据えた支援を行うため、就学期における支援が重要となる。将来像に向けた就学期からの支援を行うため、成人を受け持つ相談支援専門員の中から児童・生徒も担当する人が増えると、支援に幅が出て有効である。

**ニーズ調査結果**

【図表 4-22】 ニーズ調査「困りごとの相談相手」

<サービス利用者（児童発達支援）> ※複数回答



・児童発達支援では、「家族・親族」と並んで「相談支援専門員」の割合が高い（共に79.2%）。



主な取組

(継続) 重症心身障害児等のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」の確保

具体的な取組

- 重症心身障害のある子に対応した児童発達支援事業の実施
- 重症心身障害のある子に対応可能な放課後等デイサービス事業を拡充する。

成果目標、活動指標

【図表 4-23】 成果目標

| 国の目標項目                                      | 令和元年度末の実績値                                                                                                                        | 市の目標値 [令和5年度末]                                                                                                                    |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>障害児支援の提供体制の整備等</b>                       |                                                                                                                                   |                                                                                                                                   |
| 主に重症心身障害児等を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に重症心身障害児等を支援する児童発達支援事業所設置数：0 か所</li> <li>・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数：2 か所</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に重症心身障害児等を支援する児童発達支援事業所設置数：1 か所</li> <li>・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数：3 か所</li> </ul> |

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 施策の柱   | 5 障害児支援体制の整備      |
| 施策の方向性 | (3) 医療的ケア児支援体制の確保 |

**前期計画における取組**

- 自立支援協議会の専門部会において医療的ケア児の支援体制について協議を行った。
- 医療的ケア等に関するコーディネーターと地区担当保健師及びすこやかなくらし包括支援センターで協議を行い、就学前までの支援体制フローを作成し、相談支援専門員のバックアップの仕組みを作った。

**現状と課題、関係者からの意見**

- 増加する医療的ケアが必要な児への対応を強化するため、医療的ケア等に関するコーディネーター以外の相談支援専門員が、医療的ケア等が必要なケースを担当していく必要がある。

**主な取組**

【充実】医療的ケア児支援体制の充実 **▶重点取組**  
 (継続) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

**具体的な取組**

- 医療的ケア児の支援体制について継続した協議を行い、地域における支援体制を構築する。
- 医療的ケア児の計画相談を受ける相談支援専門員を増やすため、研修会を開催するとともに、相談支援専門員のバックアップを地区担当保健師及び医療的ケア等に関するコーディネーターが行う。
- 重症心身障害児等の緊急的な受入れに常時対応できるよう、医療機関における病床を確保する。

**成果目標、活動指標**

【図表 4-24】 成果目標

| 国の目標項目                      | 令和元年度末の実績値              | 市の目標値 [令和5年度末]          |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| <b>障害児支援の提供体制の整備等</b>       |                         |                         |
| 【新規】<br>医療的ケア児支援のための協議の場の設置 | 協議の場：有<br>コーディネーターの配置：有 | 協議の場：有<br>コーディネーターの配置：有 |

【図表 4-25】 活動指標

| 項目                                  | 単位 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------------------------------|----|------|------|------|
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 人  | 2    | 2    | 2    |

## 第5章 障害福祉サービス量等の見込み

### 1 障害福祉サービス・障害児支援の見込量（活動指標）

#### (1) 障害福祉サービスの見込量

【図表 5-1】① 訪問系サービス

※1 か月当たりの見込量

| サービス名          | 単位 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | 算定の考え方                              |
|----------------|----|-------|-------|-------|-------------------------------------|
| 居宅介護           | 時間 | 4,159 | 4,238 | 4,318 | 実績を踏まえ R3 に新規利用見込みを加え、以降は同程度の増加を見込む |
|                | 人  | 270   | 275   | 280   |                                     |
| 重度訪問介護         | 時間 | 225   | 225   | 225   | 実績を踏まえ増減なしと見込む                      |
|                | 人  | 5     | 5     | 5     |                                     |
| 同行援護           | 時間 | 254   | 254   | 254   | 新型コロナウイルス感染症による影響前の水準の利用を見込む        |
|                | 人  | 25    | 25    | 25    |                                     |
| 行動援護           | 時間 | 157   | 157   | 157   | 同上                                  |
|                | 人  | 36    | 36    | 36    |                                     |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 時間 | 0     | 0     | 0     | 当該サービスの提供事業所の開設見込みがないため             |
|                | 人  | 0     | 0     | 0     |                                     |

【図表 5-2】② 日中活動系サービス

※1 か月当たりの見込量

| サービス名             | 単位 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | 算定の考え方                                         |
|-------------------|----|-------|-------|-------|------------------------------------------------|
| 生活介護              | 人日 | 9,595 | 9,595 | 9,595 | 新規事業所開設予定のため R3 に新規利用見込みを加え、以降は増減なしと見込む        |
|                   | 人  | 505   | 505   | 505   |                                                |
| 自立訓練<br>(機能訓練)    | 人日 | 36    | 36    | 36    | 実績を踏まえ増減なしと見込む                                 |
|                   | 人  | 3     | 3     | 3     |                                                |
| 自立訓練<br>(生活訓練・日中) | 人日 | 1,008 | 1,008 | 1,008 | 病院からの退院促進が進み利用増加傾向であるが有期限サービスで入退所があるため増減なしと見込む |
|                   | 人  | 55    | 55    | 55    |                                                |
| 自立訓練<br>(生活訓練・夜間) | 人日 | 832   | 832   | 832   | 同上                                             |
|                   | 人  | 30    | 30    | 30    |                                                |
| 就労移行支援            | 人日 | 1,463 | 1,463 | 1,463 | 新規事業所の開設見込みがないため増減なしと見込む                       |
|                   | 人  | 85    | 85    | 85    |                                                |
| 就労継続支援<br>(A型)    | 人日 | 1,156 | 1,156 | 1,156 | 同上                                             |
|                   | 人  | 58    | 58    | 58    |                                                |
| 就労継続支援<br>(B型)    | 人日 | 7,712 | 8,314 | 8,962 | 実績を踏まえ利用者増を見込む                                 |
|                   | 人  | 477   | 515   | 555   |                                                |
| 就労定着支援            | 人  | 10    | 15    | 20    | 利用促進による増加を見込む                                  |
| 療養介護              | 人  | 48    | 48    | 48    | R3 に新規利用見込みを加え、以降は増減なしと見込む                     |
| 短期入所<br>(福祉型)     | 人日 | 1,131 | 1,177 | 1,225 | R3 に新規利用見込みを加え、以降は同程度の増加を見込む                   |
|                   | 人  | 175   | 182   | 189   |                                                |
| 短期入所<br>(医療型)     | 人日 | 47    | 58    | 64    | 同上                                             |
|                   | 人  | 8     | 9     | 10    |                                                |

※ 単位のうち「人日」は、利用見込人数に1人1月当たり平均利用見込日数を乗じたものです。

## 第5章 障害福祉サービス量等の見込み

【図表 5-3】 ③ 居住系サービス

※1 か月当たりの見込量

| サービス名   | 単位 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | 算定の考え方                                  |
|---------|----|-------|-------|-------|-----------------------------------------|
| 自立生活援助  | 人  | 2     | 3     | 4     | R3 に新規利用見込みを加え、以降は同程度の増加を見込む            |
| グループホーム | 人  | 223   | 223   | 223   | 新規事業所開設予定のため R3 に新規利用見込みを加え、以降は増減なしと見込む |
| 施設入所支援  | 人  | 208   | 208   | 208   | 待機者の状況を踏まえ増減なしと見込む                      |

【図表 5-4】 ④ 相談支援

※1 か月当たりの見込量

| サービス名  | 単位 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | 算定の考え方                               |
|--------|----|-------|-------|-------|--------------------------------------|
| 計画相談支援 | 人  | 385   | 408   | 432   | 実績を踏まえ利用者増を見込む                       |
| 地域移行支援 | 人  | 4     | 4     | 4     | 病院からの退院促進が進んでいるが退院までの利用となるため増減なしと見込む |
| 地域定着支援 | 人  | 20    | 22    | 23    | 実績を踏まえ利用者増を見込む                       |

### (2) 障害児通所支援等の見込量

【図表 5-5】 ⑤ 障害児支援

※1 か月当たりの見込量

| サービス名       | 単位 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | 算定の考え方                                  |
|-------------|----|-------|-------|-------|-----------------------------------------|
| 児童発達支援      | 人日 | 244   | 244   | 244   | 新規事業所開設予定のため R3 に新規利用見込みを加え、以降は増減なしと見込む |
|             | 人  | 54    | 54    | 54    |                                         |
| 医療型児童発達支援   | 人日 | 0     | 0     | 0     | 当該サービスの提供事業所の開設見込みがないため                 |
|             | 人  | 0     | 0     | 0     |                                         |
| 放課後等デイサービス  | 人日 | 2,156 | 2,156 | 2,156 | 新規事業所開設予定のため R3 に新規利用見込みを加え、以降は増減なしと見込む |
|             | 人  | 234   | 234   | 234   |                                         |
| 保育所等訪問支援    | 人日 | 22    | 22    | 22    | R3 新規事業開始予定児童発達支援事業の利用状況等を踏まえ見込む        |
|             | 人  | 15    | 15    | 15    |                                         |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日 | 0     | 0     | 0     | 当該サービスの提供事業所の開設見込みがないため                 |
|             | 人  | 0     | 0     | 0     |                                         |
| 障害児相談支援     | 人  | 173   | 173   | 173   | 各サービスの利用見込みを踏まえ増減なしと見込む                 |

※ 単位のうち「人日」は、利用見込人数に1人1月当たり平均利用見込日数を乗じたものです。

【図表 5-6】 ⑥ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

| 項目                                  | 単位 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | 算定の考え方                            |
|-------------------------------------|----|-------|-------|-------|-----------------------------------|
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 人  | 2     | 2     | 2     | R2 年 10 月時点の配置人数：2人<br>現配置人数を維持する |

【図表 5-7】 ⑦ 発達障害者等に対する支援

| 項目              | 単位 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 算定の考え方             |
|-----------------|----|------|------|------|--------------------|
| ペアレントメンターの人数    | 人  | 0    | 0    | 0    | 認定者の見込みはない         |
| ピアサポートの活動への参加人数 | 人  | 74   | 74   | 74   | 当事者勉強会の参加実績を踏まえ見込む |

## 2 地域生活支援事業の見込み

【図表 5-8】 ① 必須事業

※年間の利用見込量

| 事業名               | 単位  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | 算定の考え方                                 |
|-------------------|-----|-------|-------|-------|----------------------------------------|
| 理解促進研修・啓発事業       | —   | 実施    | 実施    | 実施    | 啓発事業を継続実施                              |
| 自発的活動支援事業         | —   | 実施    | 実施    | 実施    | 発達障害のある人の交流の場の提供を継続実施                  |
| 相談支援事業            |     |       |       |       |                                        |
| 障害者相談支援事業         | 箇所  | 11    | 11    | 11    | 地域包括支援センターにおける障害者相談支援を継続               |
| 基幹相談支援センター        | —   | 実施    | 実施    | 実施    | すこやかにくらし包括支援センター及び地域包括支援センターによる相談体制を継続 |
| 住宅入居等支援事業         | —   | -     | -     | -     | 実施体制の検討を行う                             |
| 成年後見制度利用支援事業      | 件   | 15    | 15    | 15    | 実績を踏まえ見込む                              |
| 成年後見制度法人後見支援事業    | —   | 実施    | 実施    | 実施    | 継続実施                                   |
| 意思疎通支援事業          |     |       |       |       |                                        |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業   | 実人数 | 416   | 416   | 416   | 実績を踏まえ見込む                              |
| 手話通訳者設置事業(福祉相談業務) | 人   | 1     | 1     | 1     | 継続して配置                                 |
| 日常生活用具給付等事業       |     |       |       |       |                                        |
| 介護・訓練支援用具         | 件   | 12    | 12    | 12    | 実績を踏まえ増減なしと見込む                         |
| 自立生活支援用具          | 件   | 37    | 37    | 37    |                                        |
| 在宅療養等支援用具         | 件   | 29    | 29    | 29    |                                        |
| 情報・意思疎通支援用具       | 件   | 35    | 35    | 35    |                                        |
| 排せつ管理支援用具         | 件   | 4,348 | 4,348 | 4,348 |                                        |
| 住宅改修費             | 件   | 3     | 3     | 3     |                                        |
| 手話通訳養成研修事業        | 人   | 9     | 9     | 9     | 同上                                     |
| 移動支援事業            | 人   | 408   | 407   | 406   | 実績を踏まえ利用者減を見込む                         |
|                   | 延時間 | 5,044 | 4,943 | 4,844 |                                        |

## 第5章 障害福祉サービス量等の見込み

| 事業名              | 単位 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 算定の考え方         |
|------------------|----|------|------|------|----------------|
| 地域活動支援センター機能強化事業 |    |      |      |      |                |
| 機能強化事業           | か所 | 3    | 3    | 3    | 実績を踏まえ増減なしと見込む |
|                  | 人  | 510  | 510  | 510  |                |

【図表 5-9】 ②任意事業

※年間の利用見込量

| 事業名            | 単位 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 算定の考え方         |
|----------------|----|------|------|------|----------------|
| その他事業          |    |      |      |      |                |
| 訪問入浴サービス       | か所 | 3    | 3    | 3    | 実績を踏まえ増減なしと見込む |
|                | 人  | 114  | 114  | 114  |                |
| 生活訓練等          | 人  | 60   | 60   | 60   | 同上             |
| 日中一時支援         | 人  | 163  | 152  | 141  | 実績を踏まえ利用者減を見込む |
| 点字・声の広報等発行     | 人  | 35   | 34   | 33   | 同上             |
| 奉仕員養成研修        | 人  | 22   | 22   | 22   | 実績を踏まえ増減なしと見込む |
| 自動車運転免許取得・改造助成 | 件  | 8    | 8    | 8    | 同上             |

## 参考資料

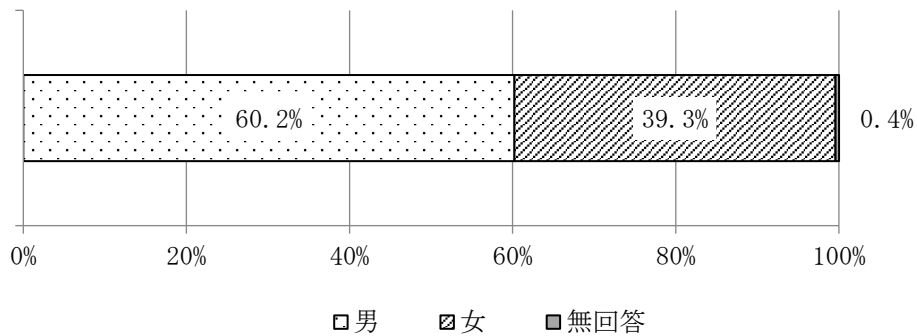
### 1 障害福祉ニーズ調査の結果

※ 調査の概要は、3～4 ページを参照

#### (1) 基礎調査

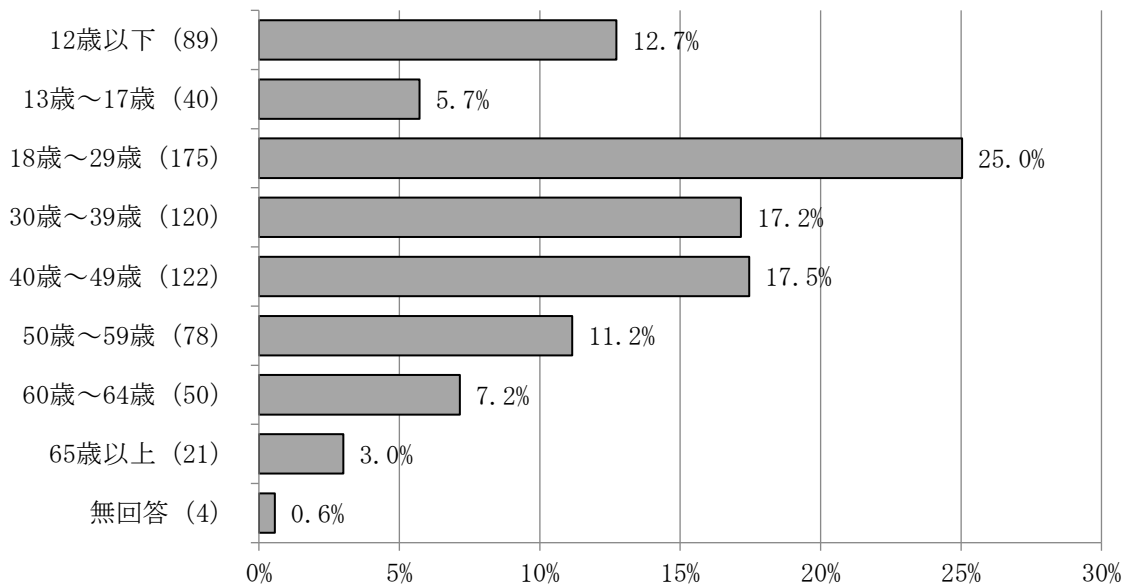
① あなたの性別、年齢（令和2年3月1日現在）について、お聞きします。【図表 6-1】

##### 【性別】



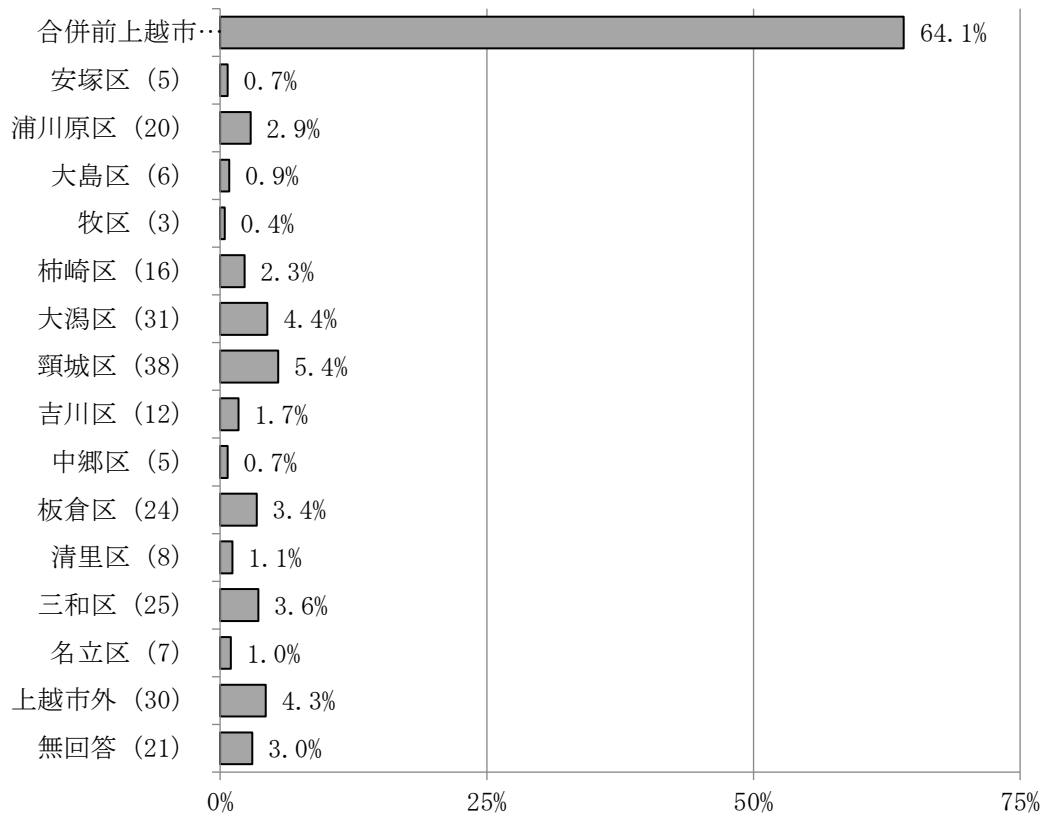
##### 【年齢】

【図表 6-2】



② あなたのお住まいの地区はどちらですか。

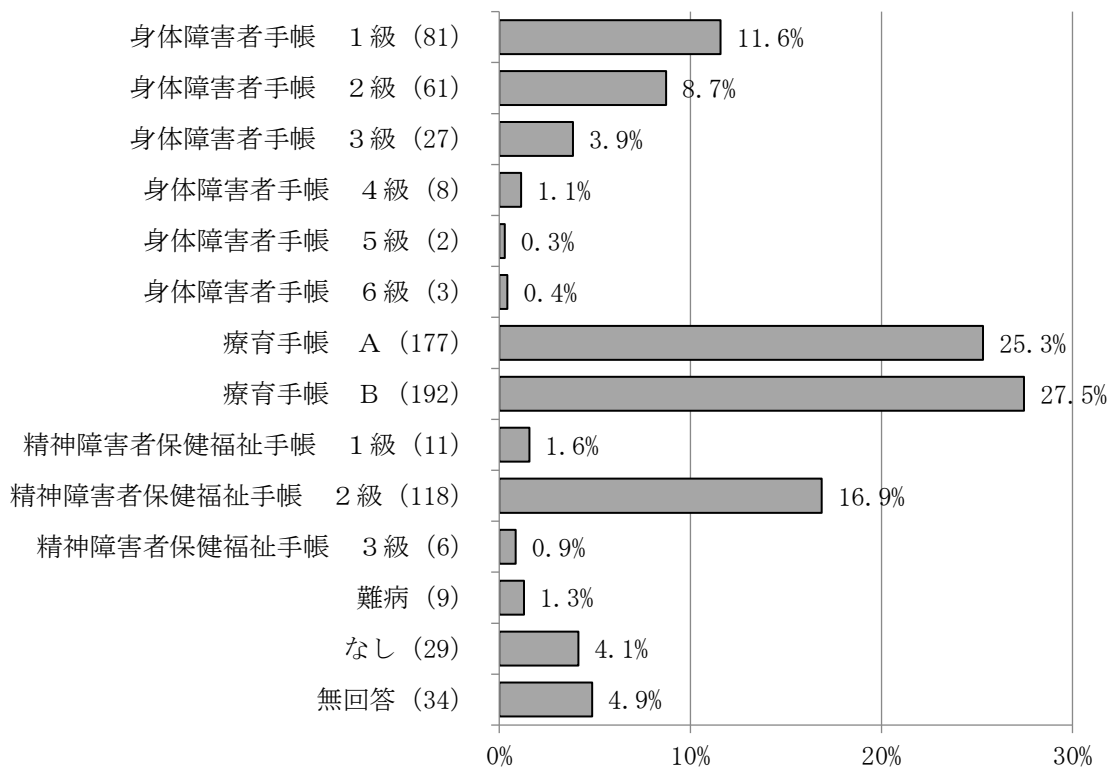
【図表 6-3】



③ あなたの手帳の種類と等級について。

【図表 6-4】

(複数回答)

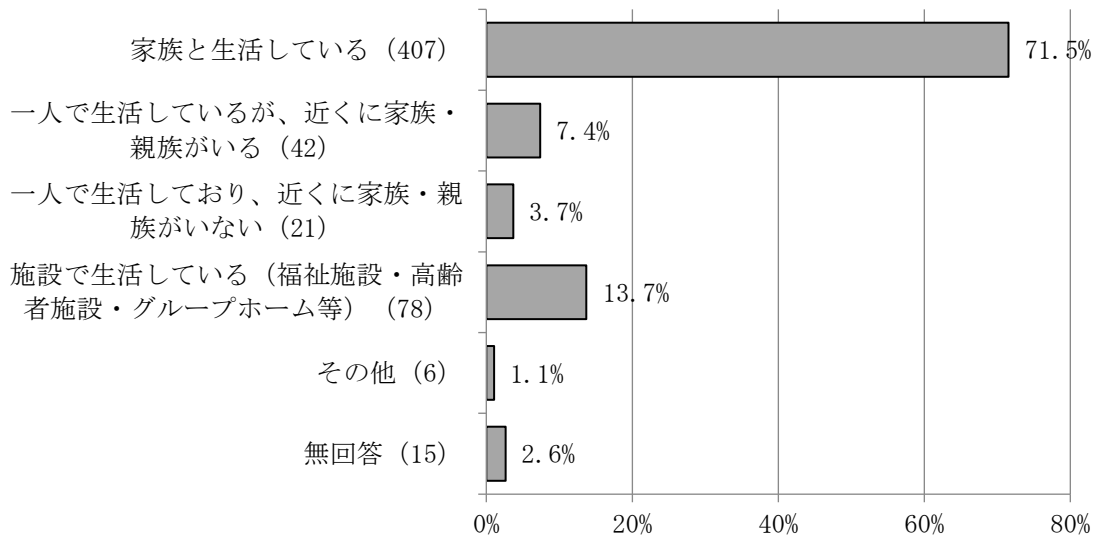




(2) 住まい

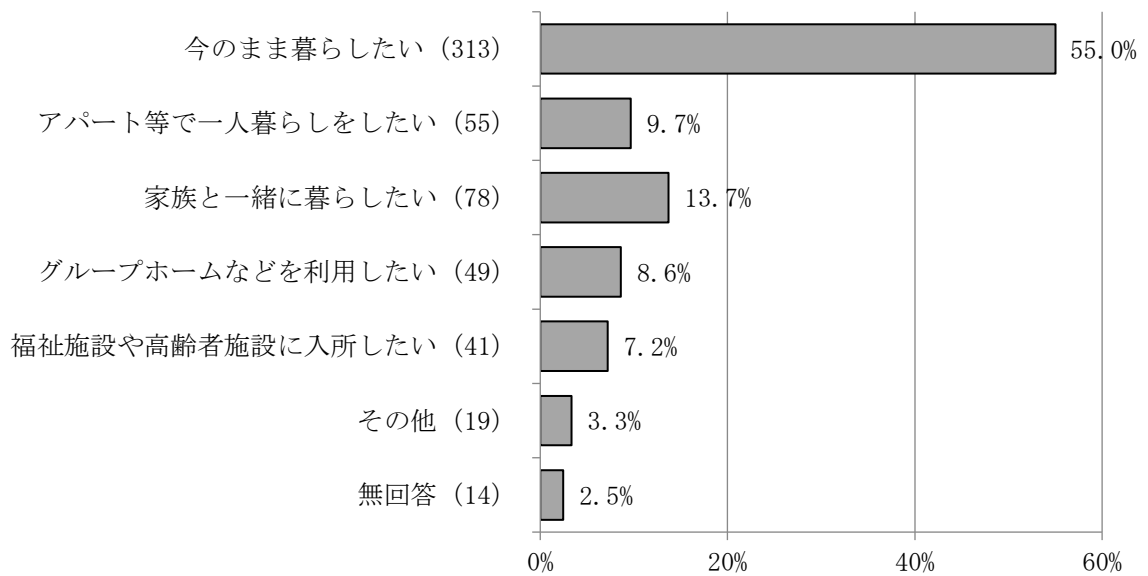
① あなたは現在、どのように暮らしていますか。

【図表 6-5】



② あなたは今後、どのように暮らしたいと思いますか。

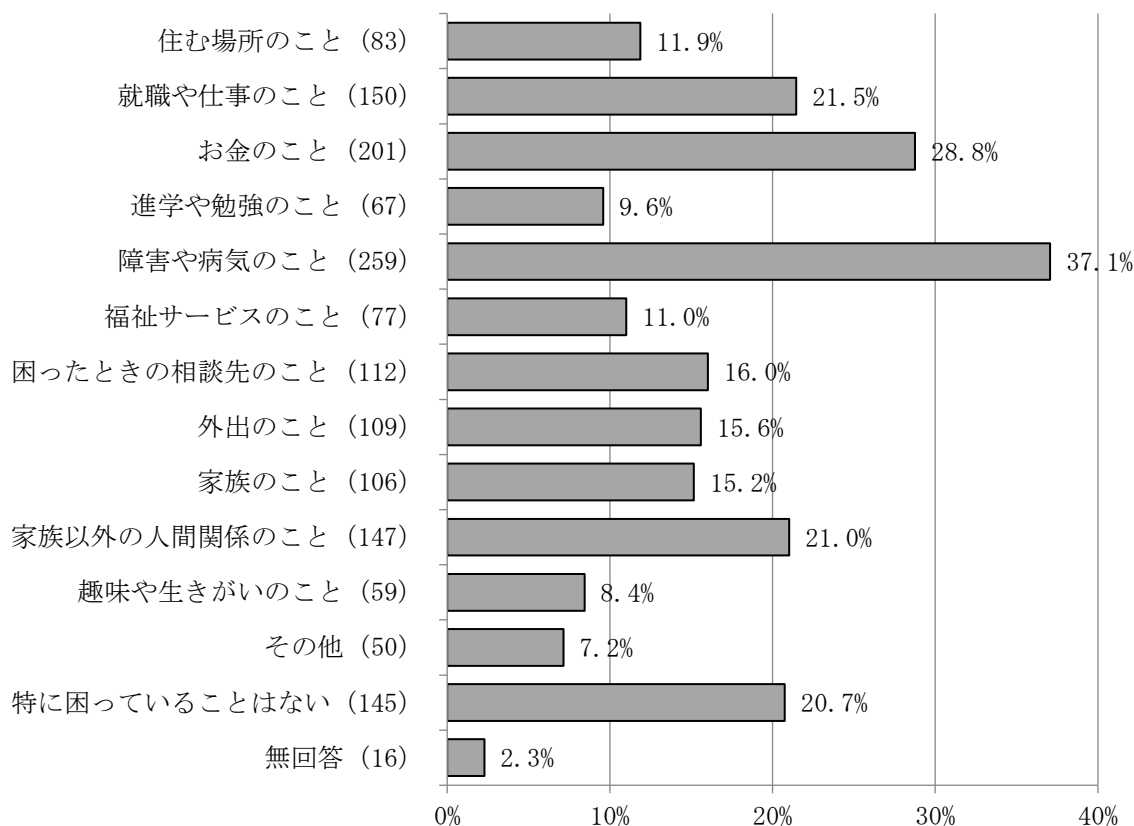
【図表 6-6】



(3) 相談支援、情報収集

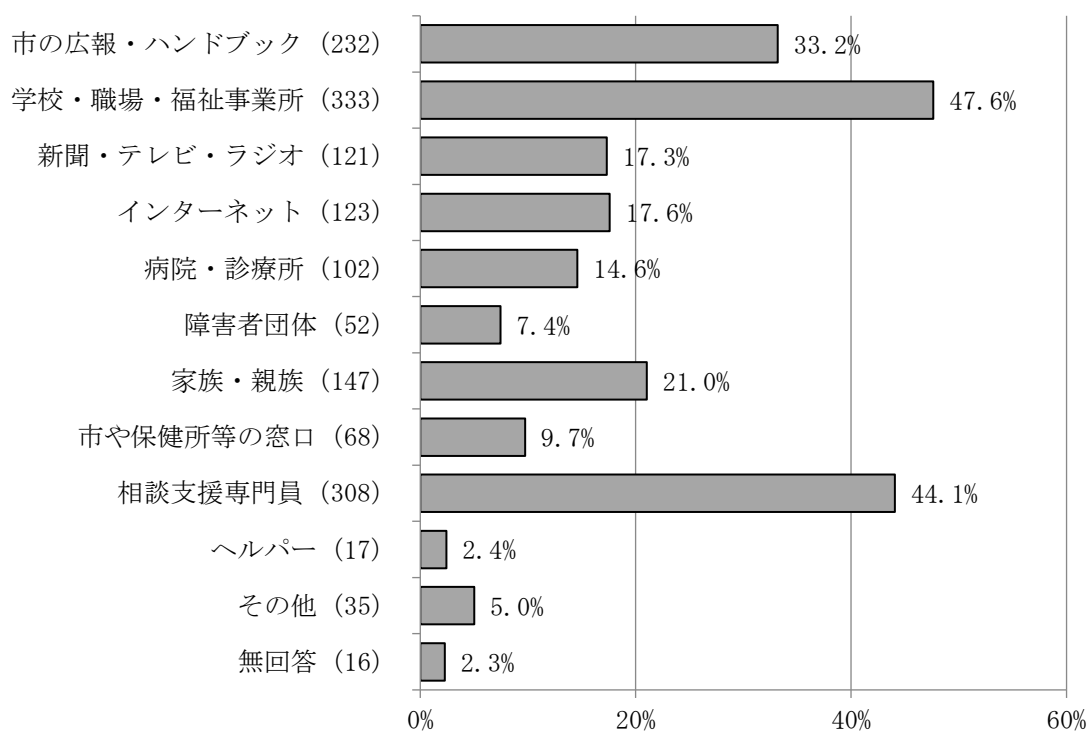
① 現在、あなたが特に困ったり、不安に思っていることは何ですか。  
(複数回答)

【図表 6-7】



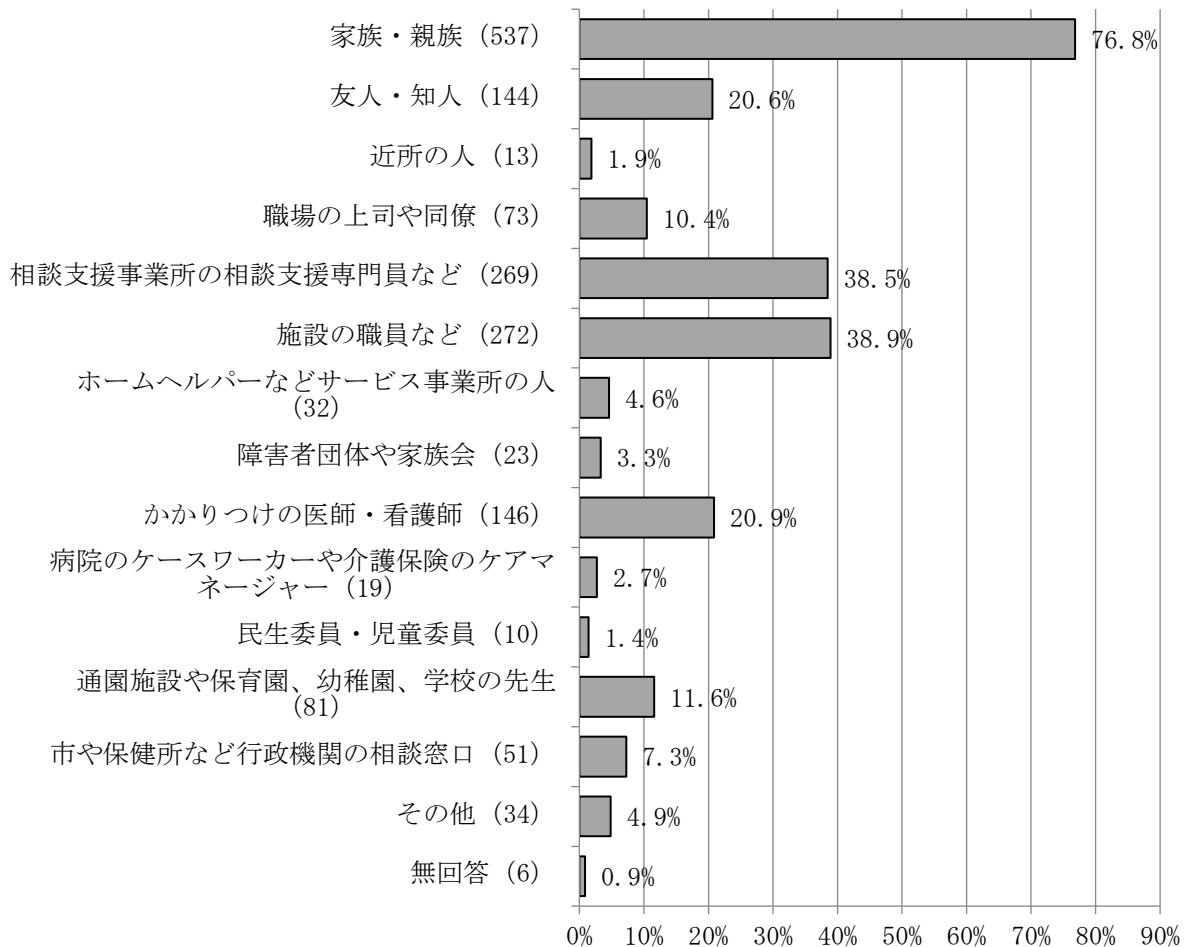
② 福祉関連の情報を主にどこから入手していますか。  
(複数回答)

【図表 6-8】

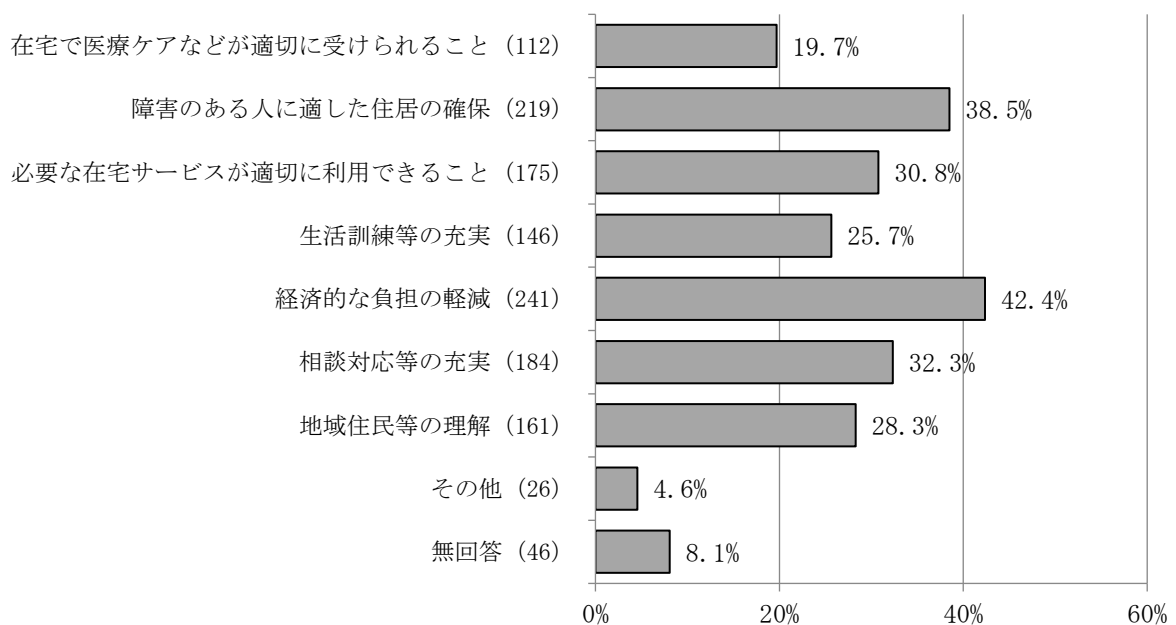


③ あなたの相談相手は誰ですか。  
(複数回答)

【図表 6-9】



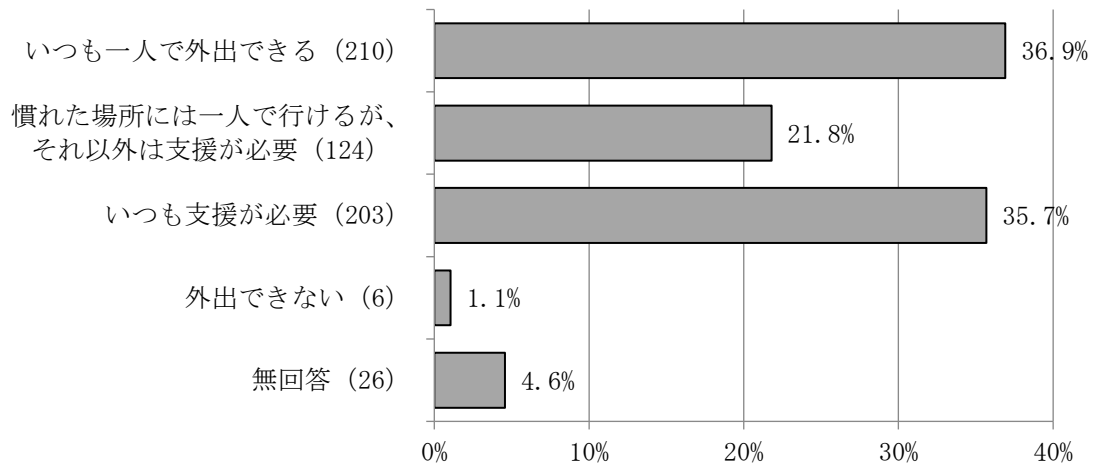
④ 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。【図表 6-10】  
(複数回答)



(4) 外出支援

① あなたは、外出をするときに支援が必要ですか。

【図表 6-11】

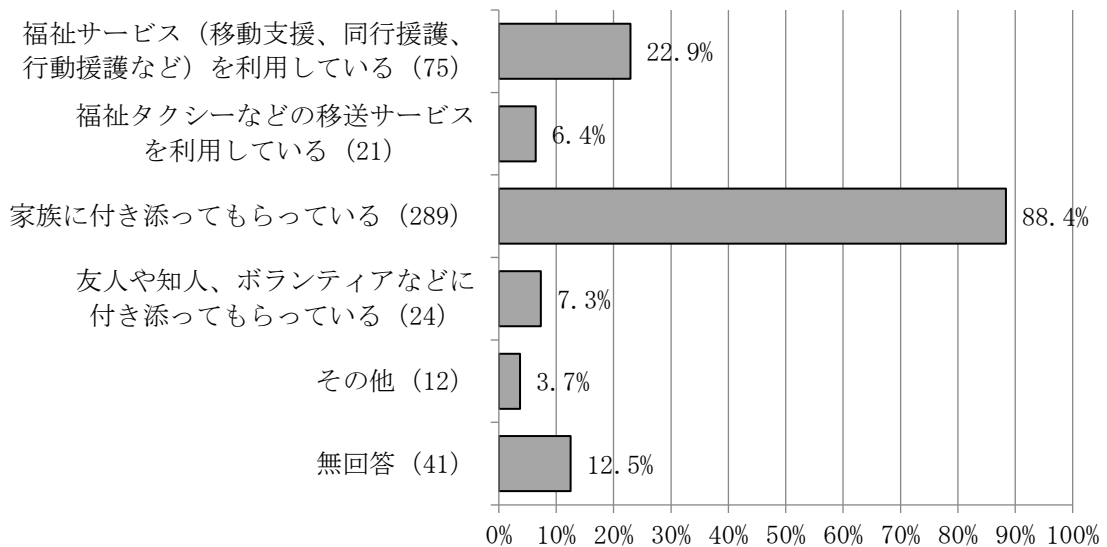


前①で慣れた場所には行けるがそれ以外は支援が必要、いつも支援が必要と答えた人

② あなたは、一人で外出できない場合、どのように外出していますか。

【図表 6-12】

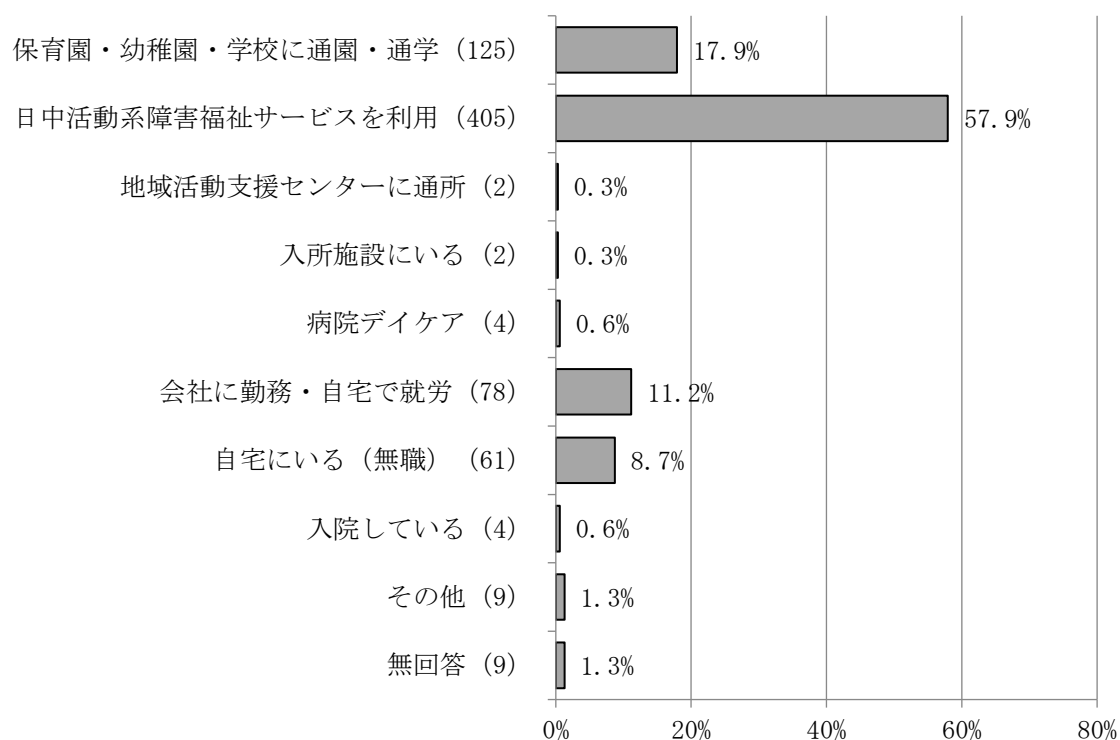
(複数回答)



(5) 日中活動

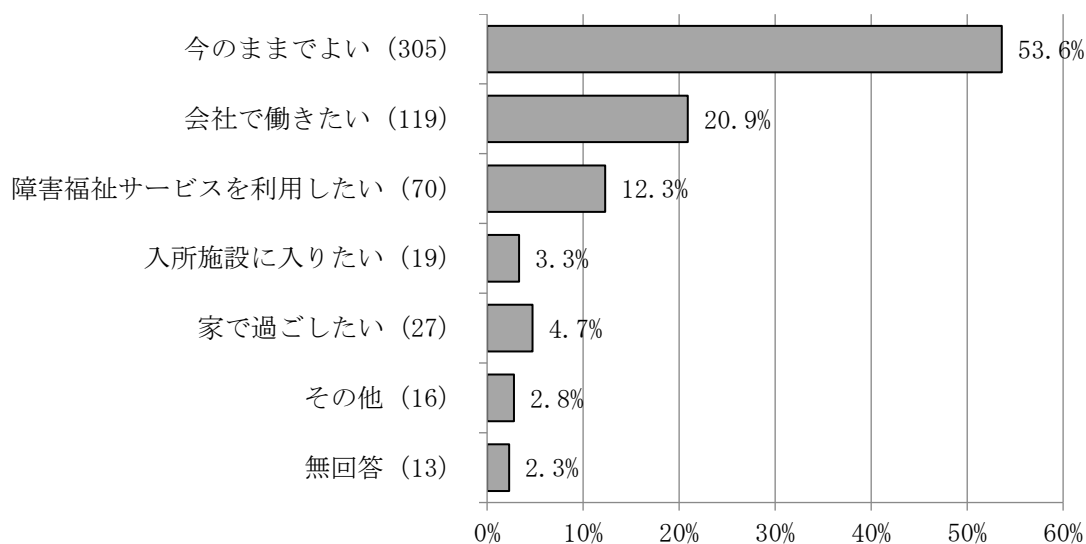
① あなたは、平日の日中を主にどのようにお過ごしですか。

【図表 6-13】



② あなたは今後、日中主にどのように過ごしたいと思いますか。

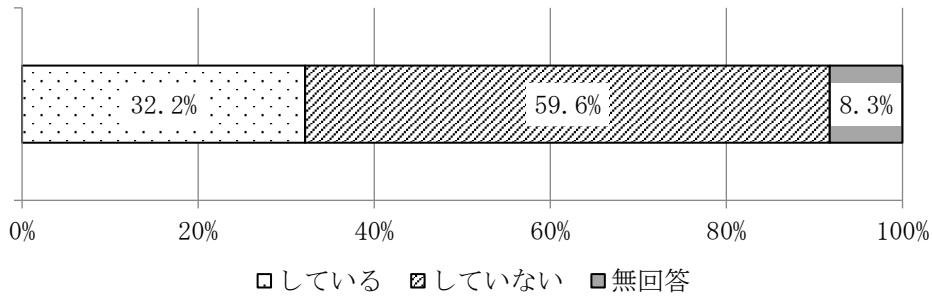
【図表 6-14】



(6) 就労

① あなたは現在、自宅や会社などで仕事をしていますか。

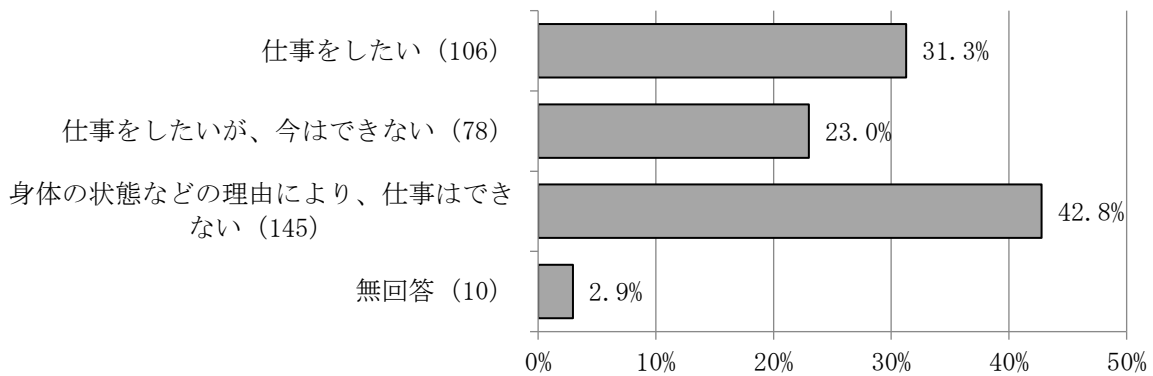
【図表 6-15】



前①で仕事をしていないと答えた人

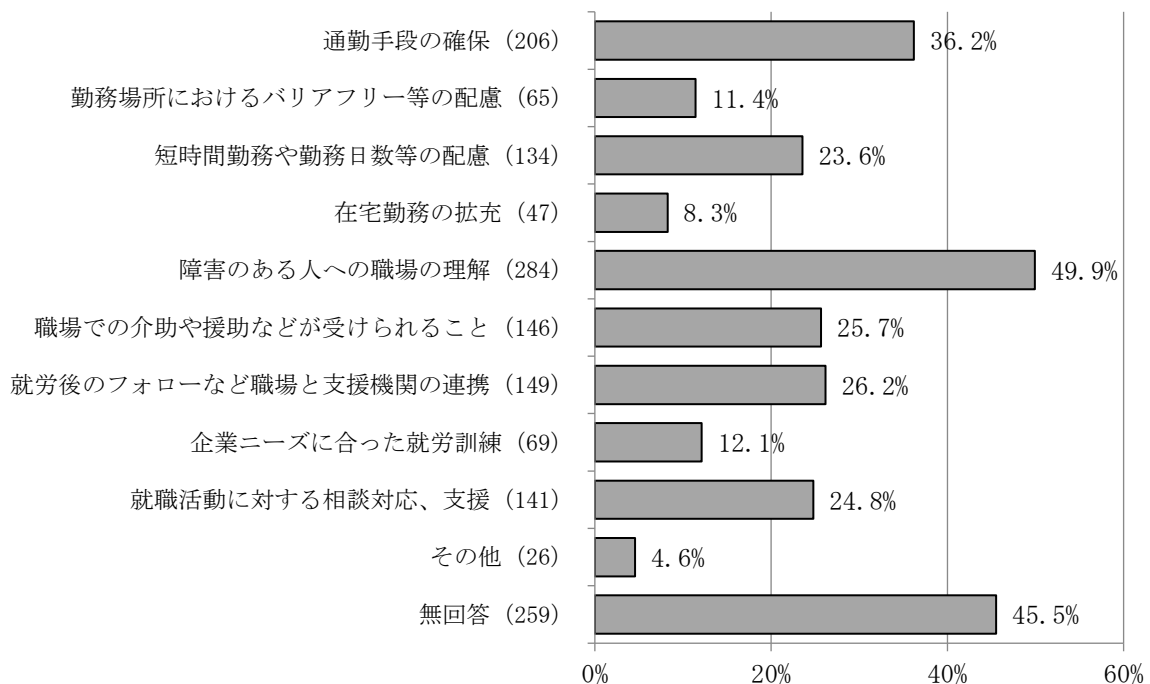
② あなたは今後、収入を得る仕事をしたいといますか。

【図表 6-16】



③ あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか  
(複数回答)

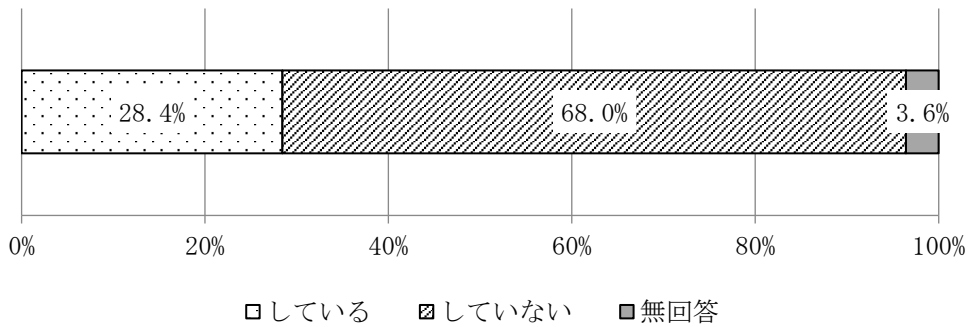
【図表 6-17】



(7) 障害福祉サービス等の利用

① あなたは「短期入所」を利用していますか。

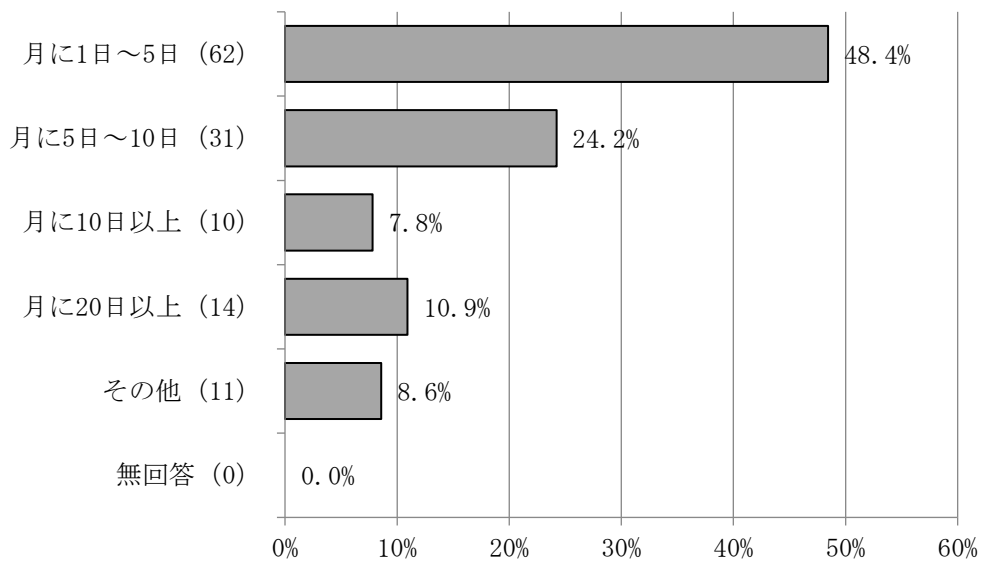
【図表 6-18】



前①で利用していると答えた人

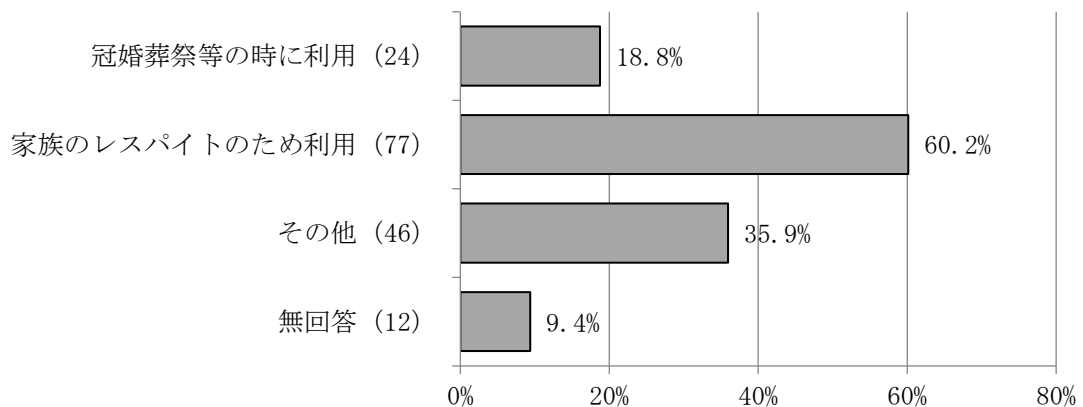
② 月にどれくらい利用していますか。

【図表 6-19】



③ どんなときに利用していますか。（複数回答）

【図表 6-20】

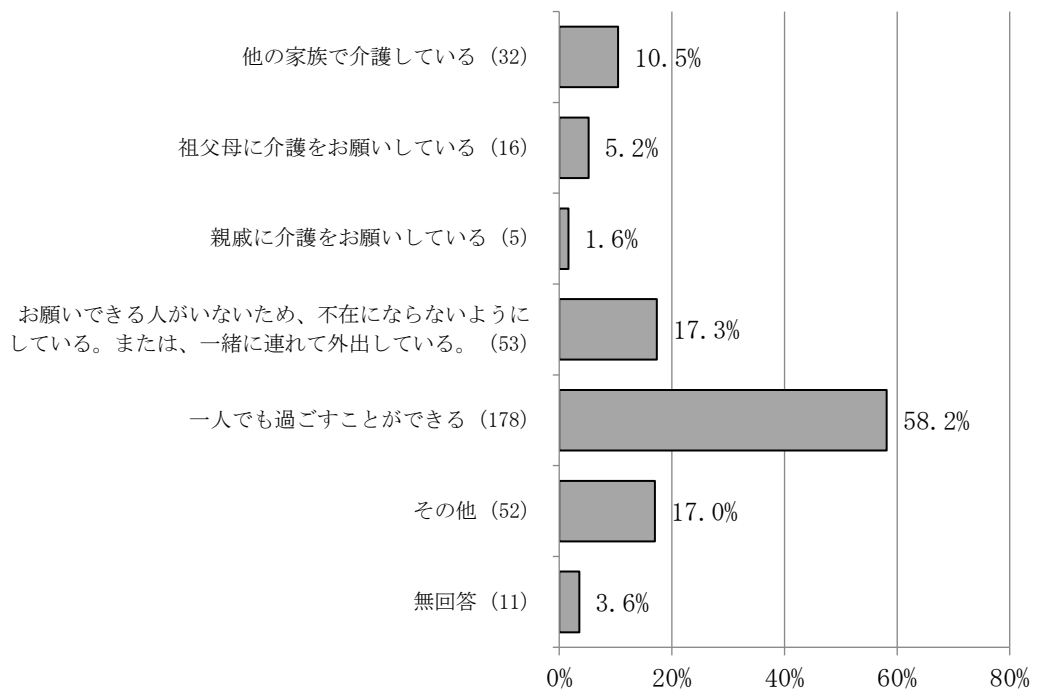




前①で利用していないと答えた人

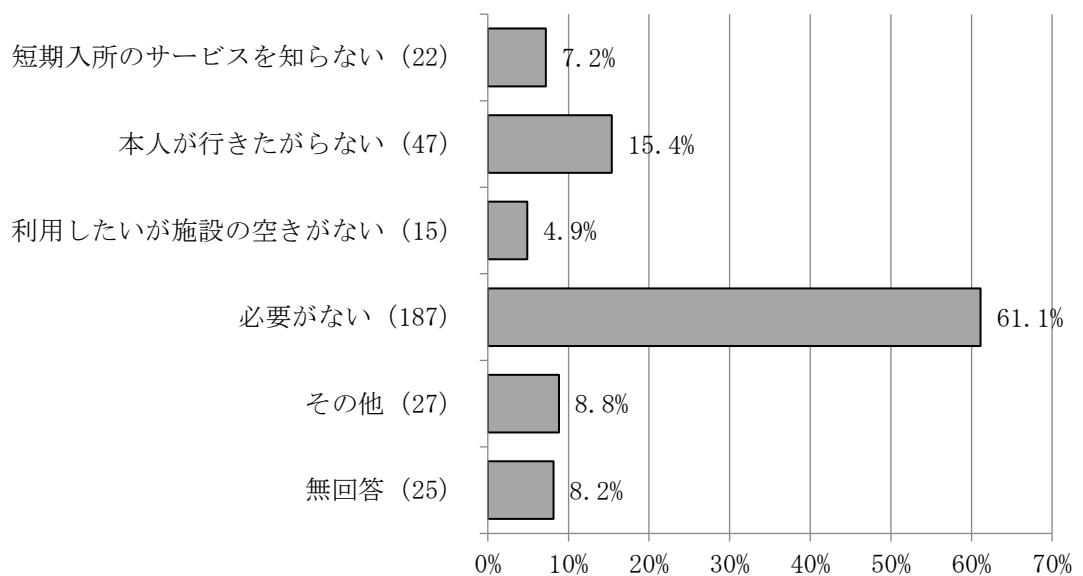
④ 介護者が不在になる時は、どうされていますか。（複数回答）

【図表 6-21】



⑤ 短期入所を利用しないのはなぜですか。（複数回答）

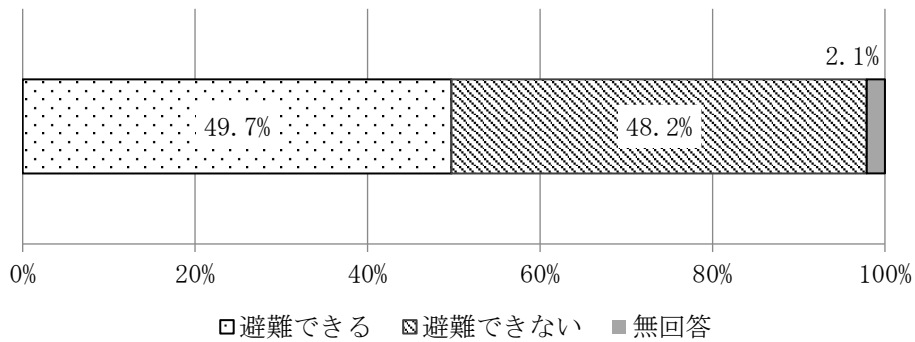
【図表 6-22】



(8) 災害時の避難等

① あなたは火事や地震等の災害発生時に一人で避難できますか。

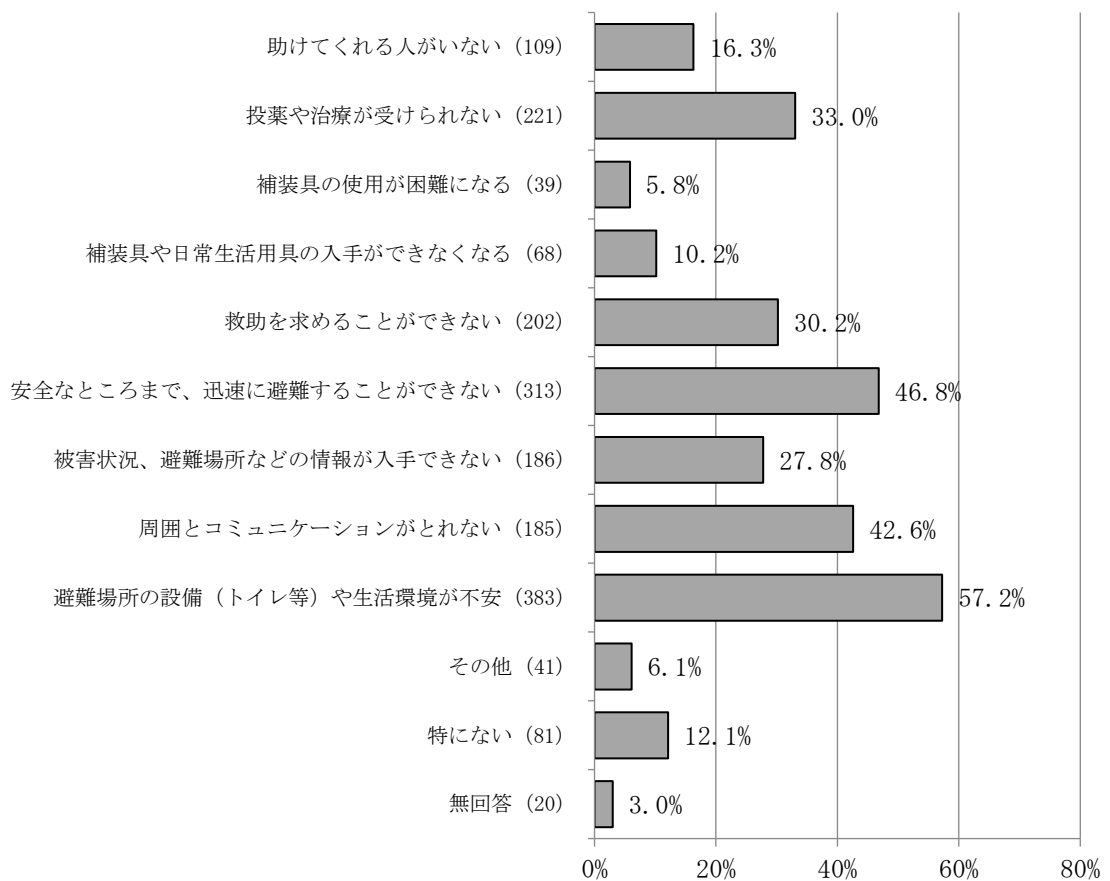
【図表 6-23】



② 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

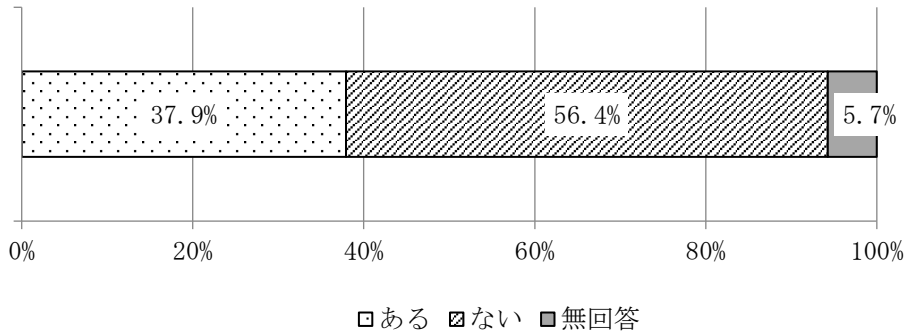
【図表 6-24】

(複数回答)



(9) 差別、虐待

① あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。【図表 6-25】

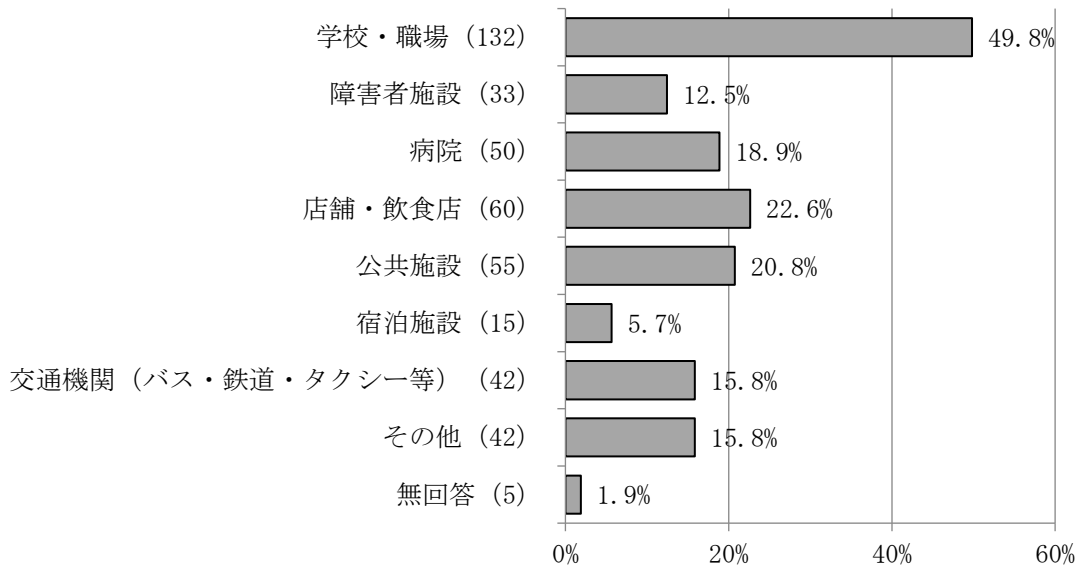


前①であると答えた人

② どこで、どのようなことでしたか（複数回答）

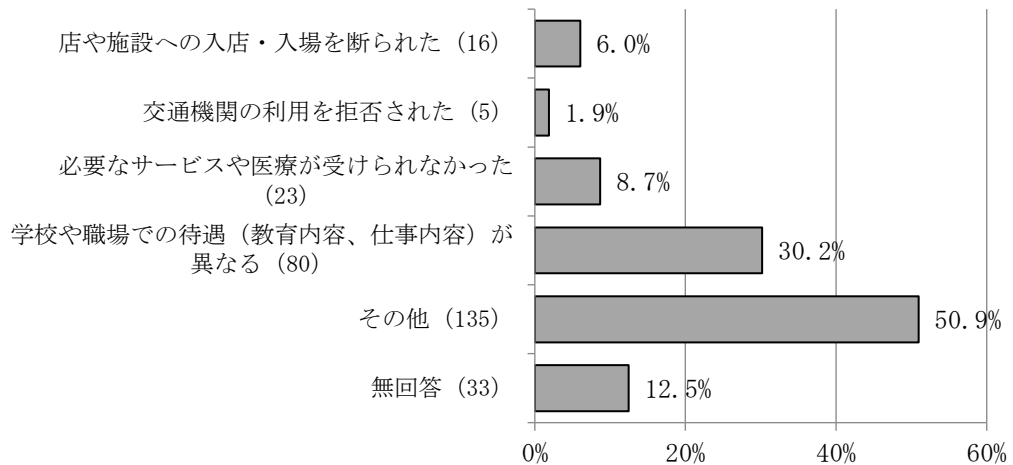
【図表 6-26】

【どこで】



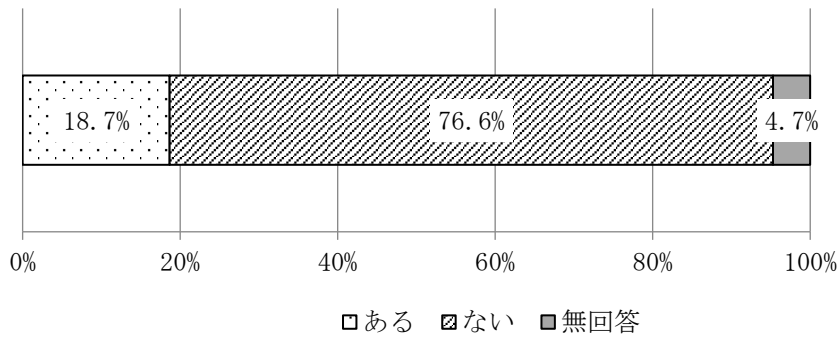
【どのようなこと】

【図表 6-27】



③ あなたは、障害者への虐待を受けたり、見たり聞いたりしたことはありますか。

【図表 6-28】

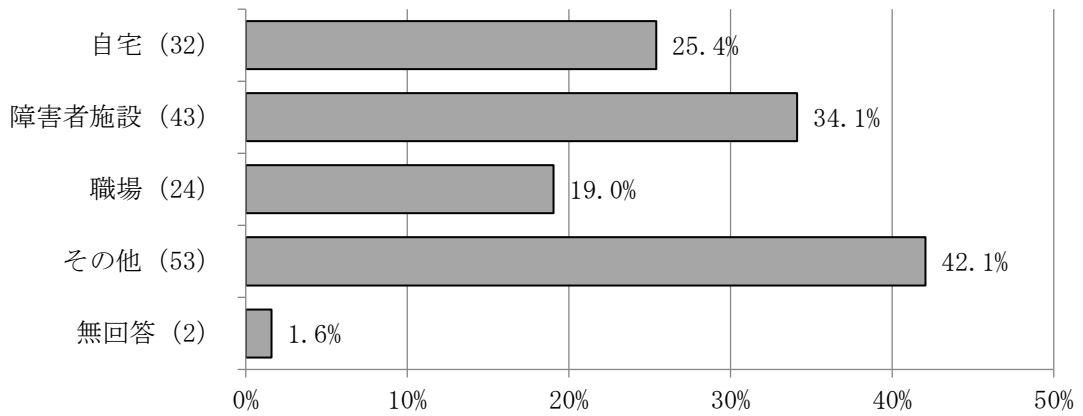


前③であると答えた人

④ どこで、誰から、どのようなことでしたか（複数回答）

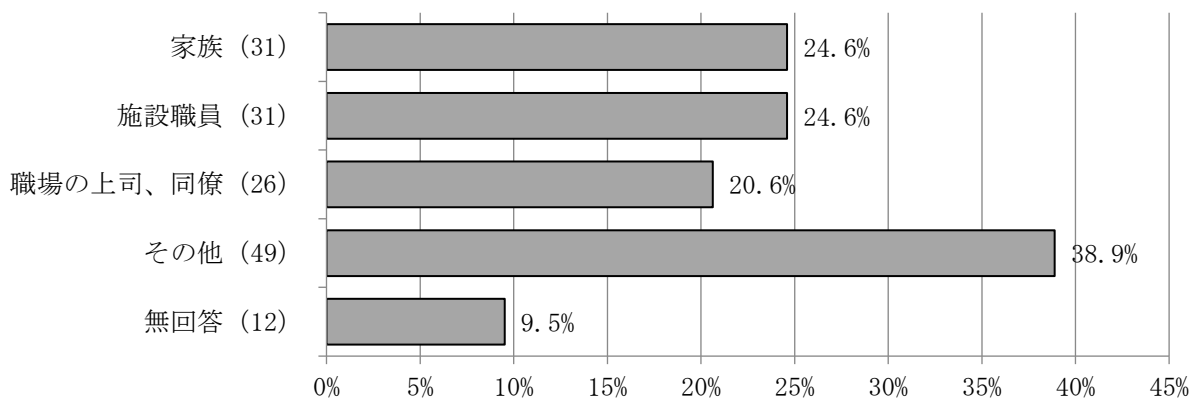
【図表 6-29】

【どこで】



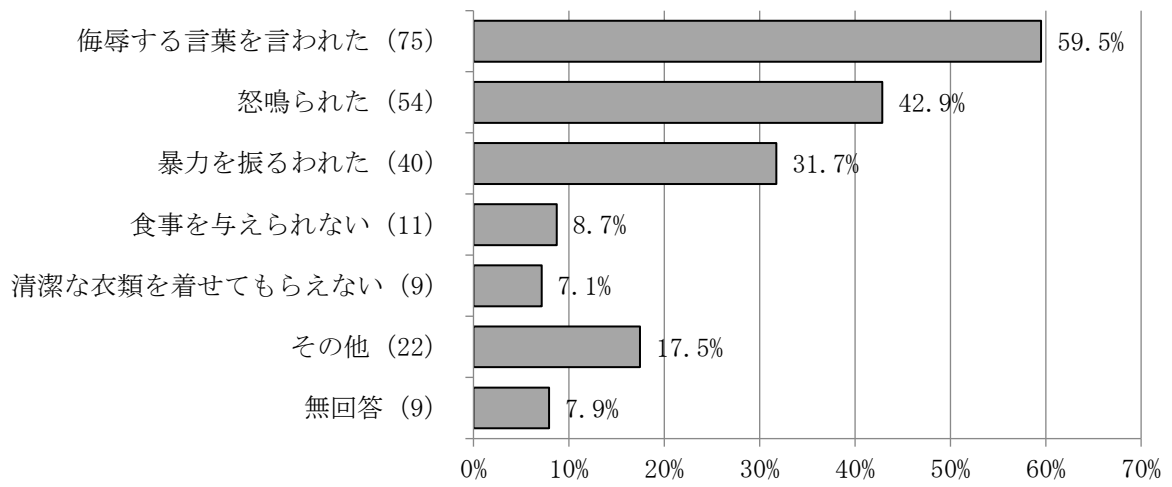
【だれから】

【図表 6-30】



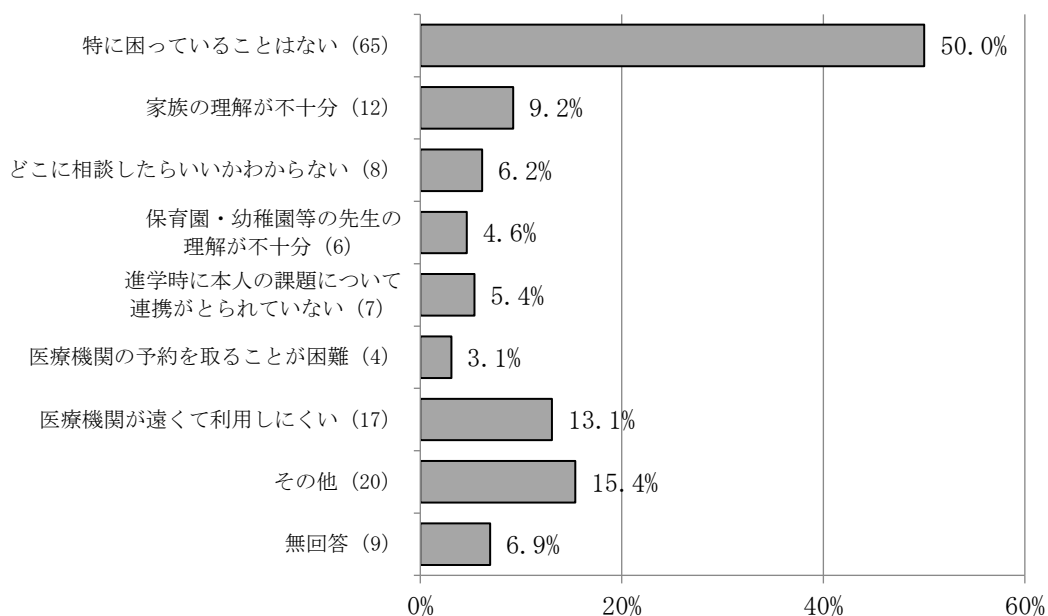
【どのようなこと】

【図表 6-31】

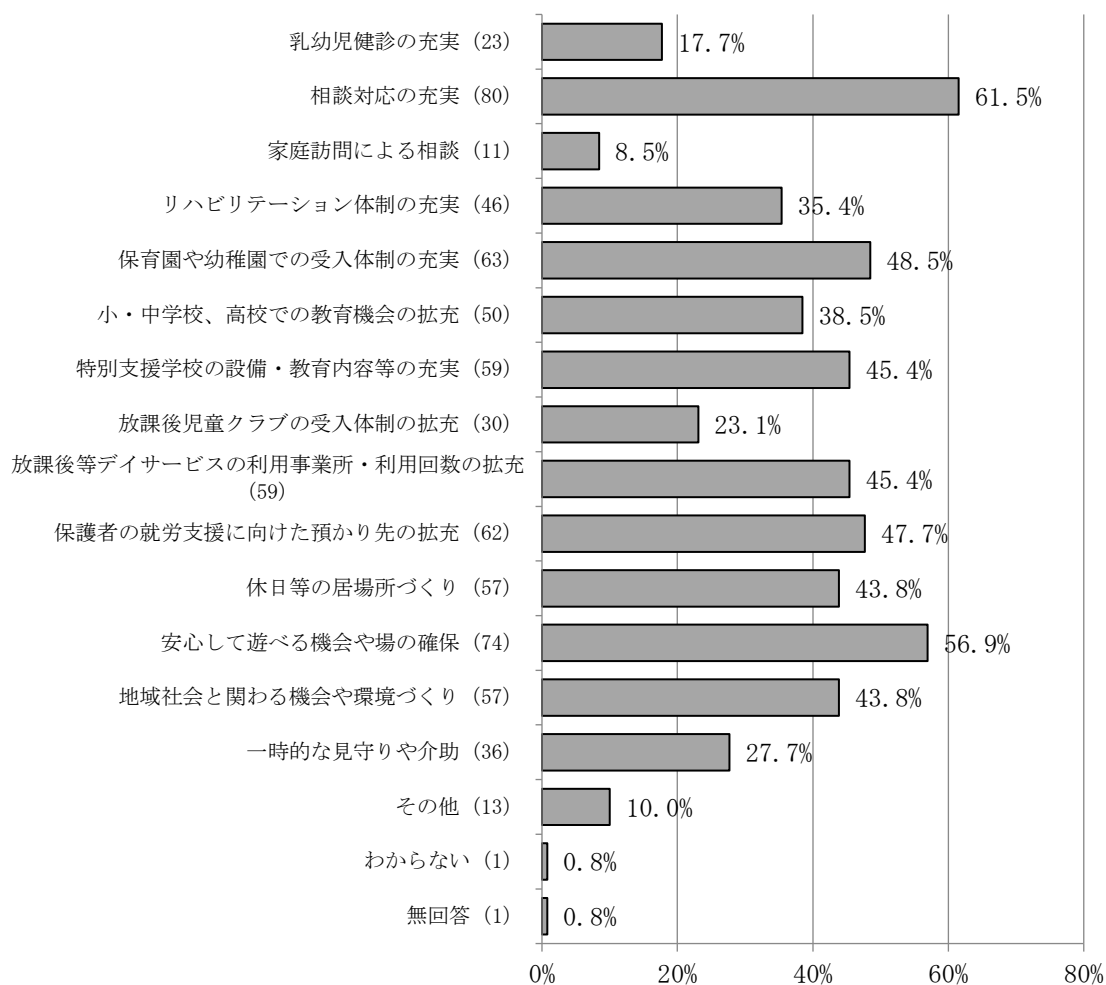


(10) 障害児の支援

① 発育、発達に関すること、医療機関や放課後の過ごしに関して困っていることはありますか。（複数回答） 【図表 6-32】

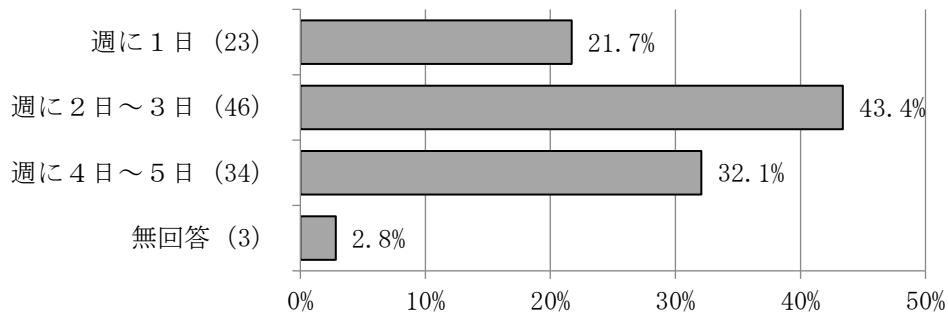


② 障害のある子どものために、特に重要と思うものは何ですか。（複数回答） 【図表 6-33】



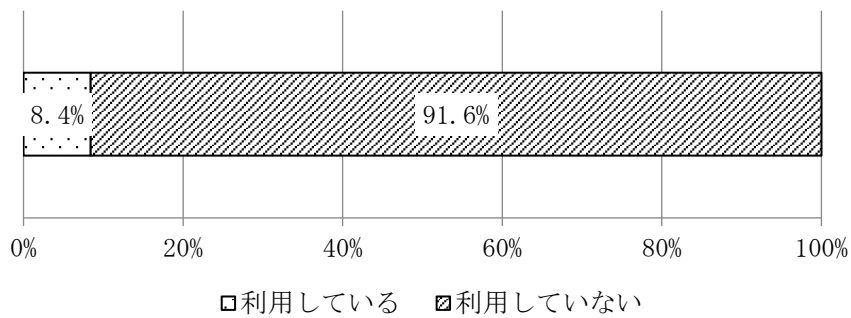
③ 放課後等デイサービス事業所を週に何日利用していますか。

【図表 6-34】



④ 放課後児童クラブも利用していますか。（小学生のみ）

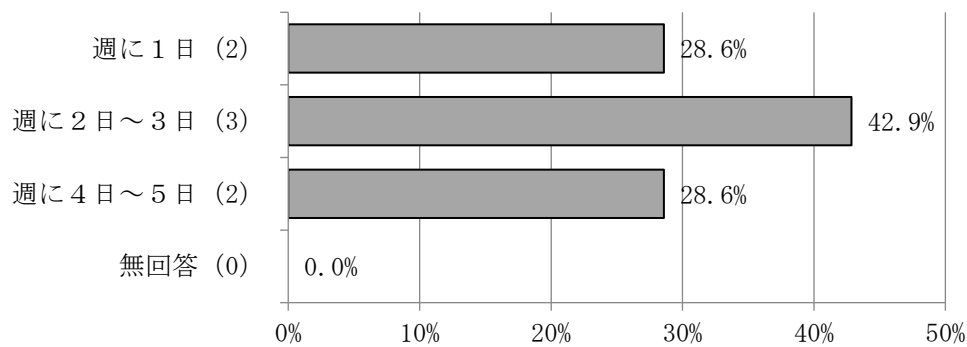
【図表 6-35】



前④で利用していると答えた人

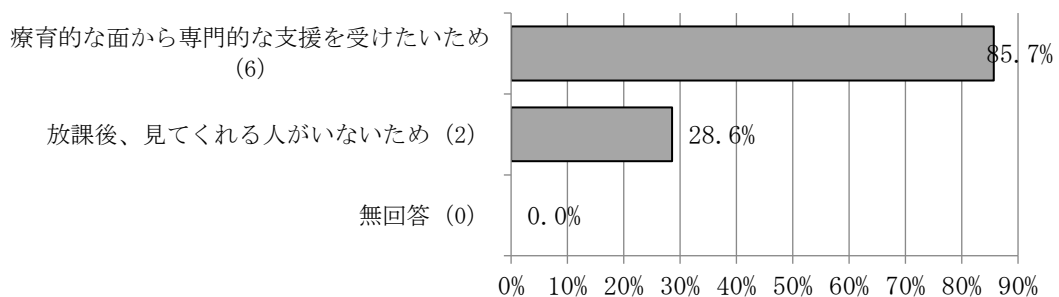
⑤ 放課後児童クラブは週に何回利用していますか。

【図表 6-36】



⑥ 放課後等デイサービスと放課後児童クラブを併用している理由は。  
（複数回答）

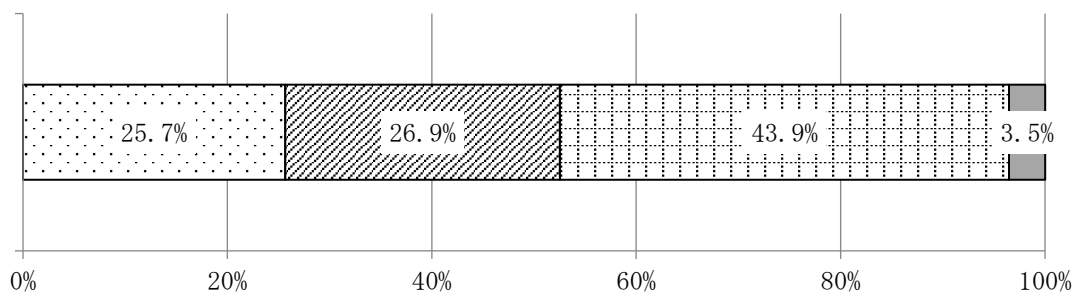
【図表 6-37】



(11) 成年後見制度

① あなたは「成年後見制度」についてご存じでしたか

【図表 6-38】



- 名前と内容を知っている
- 名前は聞いたことがあるが、内容は知らなかった
- 名前も内容も知らなかった
- 無回答



## 2 用語解説

【図表 6-39】

| No. | 初出 | 用語         | 解説                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|----|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 1  | 地域生活支援事業   | 障害のある人や障害のある児童が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的、効率的に実施する事業のこと。市町村及び都道府県が必ず実施する「必須事業」と、市町村又は都道府県が必要と判断して実施する「任意事業」がある。                                                                               |
| 2   | 4  | 成年後見制度     | 認知症、知的障害、精神障害などのために判断能力が十分ではない人を守るため、これらの人がサービス等の利用契約を結ぶ必要がある場合などに、家庭裁判所が選任した後見人などが本人に代わってその行為を行うことができる制度                                                                                                               |
| 3   | 5  | アクセシビリティ   | 年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。                                                                                                                                                                            |
| 4   | 8  | 障害支援区分     | <p>障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分。区分は、区分1から区分6の6段階あり、区分6が最も必要な支援の度合いが高い。</p> <p>市町村が行う認定調査と医師の意見書を併せて、市町村審査会での総合的な判定を踏まえ市町村が認定する。</p>                                                     |
| 5   | 10 | 地域包括ケアシステム | <p>介護が必要になった高齢者が、住み慣れた自宅や地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、「医療、介護、介護予防、生活支援、住まい」の支援を一体的に提供する支援体制</p> <p>(参考) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム<br/>精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育」を包括的に確保する支援体制</p> |
| 6   | 10 | 地域生活支援拠点等  | 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支える体制                                                                                                            |
| 7   | 10 | 児童発達支援センター | 障害のある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う「児童発達支援」を行う施設で、地域支援のため、地域の障害のある児童への適切な保育方法等を検討し、本人への訓練や保育士等への指導等を行う「保育所等訪問支援」や、障害児支援利用計画を作成する「障害児相談支援」を併せて行うなど、地域における療育支援の中核となる施設                        |
| 8   | 10 | 保育所等訪問支援   | 児童福祉法に基づく障害福祉サービスの一つ。障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう行う訓練など障害児本人に対する支援や、保育所等訪問先の施設のスタッフに対する支援方法の指導などの支援を行うもの                                                                                                             |

| No. | 初出 | 用語                               | 解説                                                                                                                                                                          |
|-----|----|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9   | 10 | 医療的ケア                            | 家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為                                                                                                                                         |
| 10  | 11 | 障害者差別解消支援地域協議会                   | 地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための会議                                                                                                                |
| 11  | 11 | 合理的配慮                            | 障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮<br>障害者差別解消法では、国や地方公共団体などの行政機関や民間事業者に対して、その実施が過度な負担とならない範囲で、合理的配慮の提供を求めている（民間事業者は努力義務）。         |
| 12  | 11 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） | 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行された法律<br>障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について規定している。 |
| 13  | 16 | アール・ブリュット展                       | アールは「芸術」、ブリュットは「磨かれていない（加工されていない）、生のままの」という言葉を表すフランス語で、文化的な伝統や流行、教育などにとらわれず、独自の発想と方法により制作した作品を指す。アール・ブリュット展は、これらの作品の展覧会のこと。                                                 |
| 14  | 16 | フォーマルサービス                        | 公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援<br>⇨インフォーマルサービス                                                                                                                                    |
| 15  | 16 | インフォーマルサービス                      | 家族や友人、ボランティアなどによる制度に基づかないサービスや支援<br>⇨フォーマルサービス                                                                                                                              |
| 16  | 17 | I C T                            | 「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。                                                                                                |
| 17  | 19 | 基準該当事業所（基準該当障害福祉サービス）            | 障害福祉サービスの指定はないが、介護保険事業所等の基準を満たし、かつ、市町村が認めた事業所（当該事業所が障害のある人に提供するサービス）                                                                                                        |
| 18  | 20 | 共生型サービス                          | 平成 30 年 4 月施行の法改正により、介護保険サービスの指定を受けた事業所で提供できる障害福祉サービス又は障害福祉サービスの指定を受けた事業所で提供できる介護保険サービスをいう。対象となるサービスは、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等                                                |
| 19  | 24 | 個別避難計画                           | 災害時に自力で避難ができず、周りの人の支援を必要とする人（避難行動要支援者）の避難行動が円滑に行われるよう、避難を支援する地域の支援者や避難場所、避難方法などについて個別に定めた計画のこと。                                                                             |

| No. | 初出 | 用語             | 解説                                                                                                                                                              |
|-----|----|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20  | 25 | 難病             | 発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない稀少な疾病であって、長期の療養が必要であるものをいう。<br>「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」については、「障害者総合支援法対象疾病検討会」において検討が行われ、平成29年4月からは358疾病となっている。                           |
| 21  | 26 | 福祉有償運送         | NPO等が自家用自動車を使用して、要介護者や身体障害者の移送を行う、自家用有償旅客運送の一つ（道路運送法第78条第2号）で、バスやタクシー事業者による十分な輸送サービスが確保できない場合に、実費範囲内で営利と認められない範囲の対価によってドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの                       |
| 22  | 28 | 地域活動支援センター     | 障害のある人等を通わせ、地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等などにより地域生活を支援する施設のことで、その目的によってⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に区分される。                                                                  |
| 23  | 30 | ピアサポート         | ピアは、年齢、地位、能力、経験などが同等の者、同僚同輩、仲間を表す英語であり、ピアサポートは仲間同士で支え合うことをいう。                                                                                                   |
| 24  | 31 | ジョブサポーター       | 在宅の障害のある人の社会参加や一般就労に向けた支援、障害福祉サービス事業所における訓練や受入れ企業における実習に関する支援のほか、一般就労した障害のある人の職場定着を支援するため、市が平成29年度から実施する支援事業                                                    |
| 25  | 31 | 上越ワーキングネットワーク  | 障がいのある人の自立を支援する障害福祉サービス事業所が、協力して企業等からの受託業務の開拓と効率化を進めていくため設立した団体（平成22年4月設立）                                                                                      |
| 26  | 33 | 障害者就業・生活支援センター | 就業を希望する障害のある人や在職中の障害のある人が抱える課題に応じ、雇用及び福祉の関係機関と連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関のこと。                                                               |
| 27  | 35 | インクルーシブ保育      | 年齢や国籍、障害の有無にかかわらず、どのような背景を持った子どもも受け入れ、包括的に行う保育<br>インクルーシブ (inclusive) は、「包括的な、全てを含んだ」という意味の英語                                                                   |
| 28  | 43 | ペアレントメンター      | メンターは、「信頼のおける仲間」という意味がある。ペアレントメンターは、発達障害の子どもを育てた保護者が、相談支援に関する一定の養成研修を受けた親を指す。<br>その育児経験をいかし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作りや情報提供等を行う。 |

上越市  
第 6 期障害福祉計画  
第 2 期障害児福祉計画

令和 3 年 3 月

上越市福祉部福祉課

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

TEL : 025-526-5111 FAX : 025-525-5157

E-mail : fukusi@city.joetsu.lg.jp